

電源別支障事例

要望事項			関係省庁回答欄	事務局評価	関係省庁回答欄	事務局評価	関係省庁回答欄	
種類	番号	関係法令等	要望内容	改善策	要望内容	改善策	改善策	
全体	1		東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故という未曾有の大災害の後、福島県は、「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を基本理念の一つに掲げ、2040年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出すことを目指している。また、わが党福島県連は、県内原発10基の全基廃炉を実現すること、再生可能エネルギー100%導入の実現に向けた制度と技術の確立を公約に掲げている。震災・原子力災害からの復旧・復興を成し遂げ、公約を実現するべく、福島県の再生可能エネルギーに関する積極的な取り組みに対し、国はより一層の支援をすべきである。特に、福島第一・第二原発の連系統の活用など、再生可能エネルギーの系統接続制約はあらゆる方策をもって解消すべきである。	【経産省】 経済産業省は福島県において、世界初の本格的な事業化を目指した浮体式洋上風力発電の実証実験や、産総研の福島再生可能エネルギー研究所を開設し、研究開発を実施するなど、最先端の再生可能エネルギー技術を福島県に集積すべく、取組を進めているところ。 また、再生可能エネルギーの最大限の導入に向け、福島に対して特別な対策を行うこととしており、具体的には、①福島県内にある東京電力の送変電設備の活用(新福島変電所の増強工事を行うとともに、その系統を用いて東京電力管内に売電することを可能とする)、②FITと併用可能な再生可能エネルギー発電設備、送電線等の導入支援、③南相馬変電所への大規模蓄電池の設置等を活用することによる避難解除区域等における東北電力への優先的な接続枠の確保等により、再生可能エネルギーの導入拡大を進めているところ。	・原子力災害を経験した福島県については、あらゆる種類の再生可能エネルギーの開発を第一に行い、復興に役立てていくことが必要である。東電は半分以上の株を国が保有し、実質的な国営会社である。わが党の県連の要望として県内原発10基全基廃炉が掲げられているにもかかわらず、廃炉に向けた姿勢が全く見えないうのは行政の不作为に他ならない。福島第一・第二については国の主導で早急に廃炉を決定し、廃炉により活用可能となる連系統を、再生可能エネルギーのために活用することこそが福島県の早期復旧・復興に資するとは考えないか。また、諸外国に比べて遅れている送電網運用技術の高度化支援等を、福島を使って行うべきではないか。 ・福島県の再エネ100%導入に向けた速やかな実現が必要であり、実現までの具体的な行程表が示されることが望ましい。	【経産省】 現在、福島県により策定された『再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン』により、2015年までの行動計画(アクションプラン)が示されているところ。経産省としては、福島県の再生可能エネルギーにかける強い思いを重く受け止めており、福島県内にある再生可能エネルギーの最大限の導入に向け、①福島県内にある東京電力の送変電設備の活用及び売電収益の福島復興への還元や、②FITと併用可能な再生可能エネルギー発電設備や送電線等の導入支援など、福島に対して特別な対策を行っているところであり、引き続き、必要な施策を積極的に進めてまいりたい。再生可能エネルギーの出力予測技術や出力変動を抑制する制御技術等の高度化支援について、現在、系統制約が厳しく、かつ外部の系統の影響を受けない離島において実証事業を行っているところであり、得られた成果については横展開を図ってきたい。	①福島第一・第二の廃炉を決定し、連系統を再エネのために活用することが福島県の復興に資すると指摘したのだから、その点についても言及すべきである。 ②福島県により策定された行動計画は2015年までしかないが、各対策の速やかな実現を担保するために具体的な行動計画と行程表が示されることが必要。従って、2016年以降、実現までのアクションプラン(行動計画)を福島県と連携して本年内に策定し、確実な実現に向けた明確な道筋を示すべきである。 ③福島県での送電設備は、東京電力の需給と一体運用できる方策を早急に確立すべきではないか。	【経産省】 ①福島第一原発については、事故処理に集中する現場体制を構築する観点から、2013年9月に、安倍総理から、5、6号機について廃炉することを要請し、同年12月に東電が廃炉を決定したところ。福島第二原発については、今後のエネルギー政策の状況や、新規規制基準への対応、地元の様々なご意見等も総合的に勘案しながら、事業者が判断を行うもの。 ②福島第一・第二は、東京電力の送電設備により東京電力管内に送電されていたため、廃炉と連系統は基本的には関係が無いと承知している。いずれにせよ、福島県内にある東京電力の送変電設備の活用(新福島変電所の増強工事を行うとともに、その系統を用いて東京電力管内に売電することを可能とする)が再生可能エネルギーの導入を通じた福島県の復興に資するものと考えている。 ②2016年以降のアクションプランの策定については、福島県の対応方針によるところではあるが、福島県と情報交換を密に行いアクションプランの策定にあたり福島県から求められることについては、適宜対応を検討してまいりたい。 ③福島県にある新福島変電所への再生可能エネルギー発電設備へ直接連系することで、東京電力管内への送電を可能としたところである。
全体	2	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	買取価格が毎年変更されるだけでなく、指定電気事業者制度の導入拡大・回避可能費用の算定方法の見直しなど買取制度の変更が次々になされ、事業者の事業予定可能性が立たず、事業計画が立てにくい。安定的な制度の運用が求められる。	【経産省】 固定価格買取制度については、再生可能エネルギーの推進の原動力となるものであり、その安定的かつ適切な運用がまずは基本である。他方、これまでの運用見直しは、接続保留問題や電力システム改革等への必要な対応として、国民負担によって支えられている制度であることを踏まえつつ、制度の改善を行ってきたものと認識している。また、買取価格は、発電に通常要すると認められる費用を基礎に、毎年度、調達価格等算定委員会の意見を尊重して決定することが現行のルールである。引き続き、当初想定されなかった課題にも対処しながら、法令に基づき、可能な限り安定的に運用してまいりたい。	固定価格買取制度は、再生可能エネルギー拡大には不可欠な制度である。現行の買取価格の決定方式も事業の予見性が確保できるものとなっていない。特に、太陽光発電に関し、270日ルールが導入されたが、その結果として価格の確定可能な期間が短くなっており、改善が必要である。 さらに、7月7日の買取制度運用WGで提案された、買取拒否の権限拡大は、事業の予見性を大きく損なうものである。法の基本に係わる買取義務について、省令で度々変更することそのものが、「可能な限り安定的に運用」とは言えないのではないかと、	【経産省】 太陽光発電について、これまで調達価格の決定時期を「認定と接続申込みのいずれか遅い方」としていたため、接続申込みを行って高い価格を確保したまま運転に向けた取組を放置する案件の存在が問題となっていたところ、本年度から、価格の決定時期を「接続契約時」に変更することで、国民負担の適正化を図ることとした。この上で、接続契約の締結に時間を要する場合であっても、調達価格が決定する時期について発電事業者に対して一定の予見可能性を与えるため、270日を経過しても接続契約が締結できない場合には、その時点の調達価格が適用されるというルールを導入したものであり、このルール自体は、国民負担の適正化と発電事業者の予見可能性のバランスを保つためのもの。この「270日」は、これまでの実績から概ね全ての案件が接続契約の締結までに要する期間をベースに設定したものであり、これだけの検討期間を電力会社に保証する趣旨のものでないことを改めて徹底することとしたが、仮にこの期間を短縮すると、このルールで救済される事業者が増加し、早期の契約締結に向けた電力会社への要求がかえって弱まることにもなると考えている。いずれにせよ、頂いた御意見も参考にしながら、引き続き検討してまいりたい。制度運用については、制度の安定性の要請をしっかりと踏まえるべきものではあるが、これまでの運用見直しは、接続保留問題や電力システム改革等に対応した必要不可欠な制度改善を行ってきたものと認識している。引き続き、当初想定されなかった課題にも対処しながら、法令に基づき、可能な限り安定的に運用してまいりたい。	①270日ルールでは、事業性の検討期間が当該年度の価格決定から数か月と短く、事業検討に支障をきたし、金融面やリスク検討の面から導入が進まない原因となっている。価格予見性については、予め数年先までに価格指針を示すといった方策や、次年度の価格決定時期を早める方策などを含めて検討すべきではないか。(太陽光5と共通) ②制度の安定的で適切な運用が基本であるなら、買取制度運用WGで提案された「買取拒否の権限拡大」については、全量買取の原則を著しく逸脱するものであり、固定価格買取制度の本旨に反した制度であるから、認められるべきでない。	【経産省】 ①ご指摘も踏まえ、事業の予見可能性を高める観点から、制度の見直しを含め、必要な施策を引き続き検討してまいりたい。 ②買取制度運用WGで議論している「特定契約の応諾義務の例外」については、平成28年4月からの小売全面自由化に合わせて所要の見直しを行うもの。小売電気事業者間で原則としてイコールフットリングを図りつつ、発電事業者が特定契約を締結することができないという事態が生じないように検証しており、ご指摘のような固定価格買取制度の本旨に反するものではないと考えている。
全体	3		長期需給見通しの2030年における再生可能エネルギー導入見込み量は22~24%程度に過ぎず、国による野心的な再生可能エネルギー政策がとられておらず、将来の市場が見通せない。	【経産省】 我が国はエネルギー基本計画において、安定供給、低コスト、環境適合等をバランス良く実現する供給構造を実現することとしており、今般のエネルギーミックスの政府案は、安全性を大前提に、①自給率は概ね25%程度まで改善すること、②電力コストは現状よりも引き下げること、③欧米に遜色ない温暖化ガス削減目標を掲げることなどの具体的な政策目標を同時達成するよう検討されたもの。 その中で、再生可能エネルギーについては、①出力が安定している地熱、水力、バイオマスについては、環境規制の緩和や地元住民との調整等が順調に進むこと等も見込み野心的な導入を、また、②自然条件により出力が変動する太陽光、風力については、電力コストを現状より低減する方針の下、最大限の導入を見込んでいる。 なお、この22%~24%という導入見込み量については、エネルギー基本計画で掲げられている「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準(2030年の発電電力量の約2割)を更に上回る水準」を越えており、足下からも2倍程度の導入拡大をすることとなっている。	・再生可能エネルギーに関する世界の趨勢と将来の市場動向を見据えた展望が示されていない。 ・市場の見通しを立てるためには、2020年、2025年の導入目標達成のための道筋を示し、目標を達成したかどうか検証すべきである。また、エネルギー基本計画等の見直しの際には現状を踏まえ、再エネの最大限の導入を促進する野心的な目標を設定し、そのための方策をとることが必要である	【経産省】 再生可能エネルギーの導入については、風況などの自然条件や送配電ネットワークの状況など各国の事情により大きく異なるものであり、諸外国と単純に数字を比較することは適切ではなく、あくまで我が国の実情に合わせた検討を行う必要がある。 その上で、今般のエネルギーミックスの政府案で示されている再生可能エネルギーの導入見直しは、3E+Sの具体的な政策目標を達成すべく、各電源の特性や事情への導入状況といった実態を踏まえ、立地等の制約や国民負担抑制とのバランスを考慮した上での最大限の導入見直しとなっている。 なお、この導入見直しは、2030年における「あるべき姿」であり、これ自体はそこに至る具体的な道筋に予断を与えないものではないが、国としては、エネルギーミックスで示される再生可能エネルギーの水準の実現に向け、足下からの積み上げに必要な措置についてしっかりと検討してまいりたい。 また、今後、省エネルギーの進展、再生可能エネルギーの導入、各電源の発電コストの状況や原発を巡る動向等長期エネルギー需給見直しを構成する様々な要素が変化することも想定される。このため、こうした状況変化も踏まえつつ、長期エネルギー需給見直しについては、少なくとも3年ごとに行われるエネルギー基本計画の検討に合わせて、必要に応じて見直すこととする。	①エネルギー基本計画の見直しの際には、状況・条件の変化を踏まえつつ新たな産業市場や雇用創出を形成する観点を含めた再生可能エネルギー最大限導入を念頭にいた将来見直しを検討・設定すべきである。	【経産省】 ①長期エネルギー需給見直しについては、様々な状況変化も踏まえつつ、少なくとも3年ごとに行われるエネルギー基本計画の検討に合わせて、必要に応じて見直すこととする。

全体	4	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	固定価格買取制度は、消費者の負担によって成り立っており、制度運用の透明性が求められる。さまざまな電源を多数持って発電をしている一般電気事業者は、FIT電源(再生エネ)を比較的安い費用で購入し、自社の高い発電設備(石油火力など)での発電を回避でき、自社設備で発電した場合との差額が発生している。自らの発電設備を持たない新規参入のPPSに比べて優遇された状態である。FIT電源の購入費用としては、現在はずべての小売事業者に火力平均が適用されているが、余剰発電設備を持つ一般電気事業者については、卸売価格で回避可能価格を払うべきではないか。	【経産省】 回避可能費用については、現在、総括原価方式を前提として、変動性電源には「火力平均可変費」、非変動性電源には「全電源平均可変費+固定費」を採用している。また、新電力には、一般電気事業者の回避可能費用の加重平均値を適用してきており、新電力が回避可能費用において一般電気事業者よりも不利であるとは一概に言えないと考えている。 今般、電力システム改革を通じ、従来の一般電気事業者を中心としたシステムが改革され、総括原価方式が撤廃されることになるため、一般電気事業者や新電力の別にかかわらず、全ての小売電気事業者に対し、「卸電力市場価格に連動する方式」を採用する方向で、審議会で御議論いただきたいところであり、今後当該意見を踏まえて適切に対応してまいりたい。	全面小売り自由化が開始されても、発電と送電を一般電気事業者が専有しているという状況には変わりなく、一般電気事業者と新電力を同列で扱うことには大きな問題がある。総括原価が撤廃されても、今までの市場で守られてきた既得権益と資産の保有は早々には解決できないため、すべての小売事業者を対象とする制度の導入は、明らかに、現在の一般電気事業者を守る方向にしかつながらない。今後も検討をお願いしたい。	【経産省】 現在の回避可能費用の算定方法においては、一般電気事業者全社の加重平均を新電力の回避可能費用としている。このため、新電力は中3社との間では回避可能費用が安く有利な立場にあり、逆にその他7社との関係では不利になっている。また、卸電力市場に転売することにより利益を上げられる構造となっている。今回市場価格連動への見直しにより、こうした値差を利用した利得はなくなるが、これはご指摘の一般電気事業者の既得権と直接の関係は無く、また、賦課金の水準を適正化することにも繋がるものと考えている。なお、回避可能費用を小売全面自由化と同時にすべて市場価格連動に移行した場合、特に供給力に占めるFIT電源の割合が高い新電力にとって、短期的には小売価格への反映が難しいことから、回避可能費用を卸電力市場価格に連動させる場合、一定の激変緩和措置を講ずることも検討しているところ。ご指摘の点も参考にしながら、引き続き検討してまいりたい。	①回避可能費用の市場価格連動への移行に際して新電力に一定の激変緩和措置を講じるとのことだが、制度変更の際には、一般電気事業者と新電力が形式だけでなく実質的にもイコールフットイング・公平となるようにすべき。そのためには、今後も、電力取引等監視委員会を通して、継続して検証を行うべきである。	【経産省】 ①全ての小売電気事業者間において、イコールフットイングになるように回避可能費用の見直しを検討しているところ。ご指摘の点については、市場の活性化の状況等を踏まえつつ、引き続き、適切な場で検証を行ってまいりたい。
全体	5		固定価格買取制度により交付金の交付を受けて費用補てんを受けている再生可能エネルギー電源についても、小売電気事業者が消費者に対して交付金の交付を受けていることを説明することを義務付けるべきで、環境の負荷の低減に資する旨の説明を禁止すべきではない。消費者が、交付金の交付を受けている再生可能エネルギー電源であることを認識したうえで、主体的に小売電気事業者を選択できるよう、選択の自由を確保すべきである。再生可能エネルギー電源の消費者への説明・表示は、交付金の交付を受けている再生可能エネルギー電源と、そうでない再生可能エネルギー電源を区別し認識できるような制度とすべきである。	【経産省】 第13回制度設計ワーキンググループ(6月25日開催)においても、交付金の交付を受け調達した再生エネ電気について、御指摘のように小売電気事業者が消費者に対して交付金の交付を受けていることを説明することを義務付ければ問題ないのではないかと、いうご意見もあり、継続検討事項とされたところ。御指摘の点も踏まえ、引き続き検討してまいりたい。 【消費者庁】 消費者基本計画(平成27年3月閣議決定)においては、「料金自由化を行う分野についても、引き続き消費者利益を確保することが重要であり、消費者が多様なメニューの中から適切な選択を行うことができるよう、小売全面自由化の実施に際して、小売事業者が提供するサービスの内容に関する消費者の理解を増進するための情報提供の推進等の取組を行う」としており、再生可能エネルギー電源や固定価格買取制度に関する消費者への説明・表示のあり方についても、消費者が適切な選択をするのに必要な理解を促進するための情報提供を推進する観点から検討することが重要であると考えている。	FIT電気の説明に関し、「この電気を買取る費用は、電気をご利用の全ての皆様から集めた賦課金により賄われており、CO2排出量については、全国平均の電気のCO2排出量を持った電気として扱われます」との案が示されたが、分かりにくい。一般人にも分かるような説明方法にすべき。	【経産省】 今後、審議会においても、一般の消費者にも分かる説明方法について、御指摘も踏まえて、検討してまいりたい。 【消費者庁】 表示を義務付ける際には、その表現は消費者にとって分かりやすいものとする必要がある。	①2019年以降には、余剰買取が終了する再生可能エネルギー発電事業者にとっても環境価値の位置づけを明確に説明していくべきである。 ②ドイツのように、グリーン認証制度のような仕組みも参考にしてよいのではないかと。	【経産省】 ①再生可能エネルギー発電事業者が環境価値を訴求していくことについては、電気事業法あるいは再生可能エネルギー特別措置法上も制約するものではなく、余剰電力買取期間に関わらず、説明が可能であると考えている。 ②またドイツでは、民間団体の運営により、複数のグリーン電力認証スキームが存在していると承知している。こうした海外の事例も参考にさせていただきつつ、我が国の制度体系における再生可能エネルギーの環境価値の仕組みについて、適切な検討・運用を行ってまいりたい。 【消費者庁】 表示を義務付ける際には、消費者における表示の必要性、事業者における表示の実行可能性、国際整合性の観点から検討されるべきものである。また、その表現は消費者にとって分かりやすいものとする必要がある。
全体	6		電力自由化にあたり、小売電気事業者に対し、環境負荷に関する情報や発電源の種類と割合について、消費者への表示・説明は義務付けられていない。しかし、CO2排出量、環境汚染物質の排出量、放射性廃棄物排出量など環境負荷に関する情報及び発電源の種類・割合は、消費者が電力供給の契約先を選択する場合に非常に重要となる情報の一つである。消費者の選択の自由を現実的に確保するためにも、諸外国で実施されているように、環境負荷に関する情報及び発電源の種類・割合を表示することを義務付けるべきである。	【経産省】 電源構成開示の義務化については、第13回制度設計ワーキンググループにおいて、その是非について、様々な議論が行われ、継続検討事項とされたところであり、引き続き電源構成以外の情報の開示の在り方と併せ、検討してまいりたい。 【消費者庁】 環境負荷に関する情報及び発電源の種類・割合の表示のあり方についても、再生可能エネルギー電源や固定価格買取制度に関する説明・表示のあり方と同様に、消費者が適切な選択をするのに必要な理解を促進するための情報提供を推進する観点から検討することが重要であると考えている。	発電源の表示に関し、単なる表示の許可、やりたい事業者がやるという制度では、小規模な事業者により不利になるため、全事業者が統一的ルールで表示義務を受け、消費者がしっかりと情報を受けられる市場づくりが必要である。これは、消費者の権利であり、市場の透明性を高めるための最低条件である。それには、再生可能エネルギーが他の電源と比べて優れている環境価値を比較できるようにするために、火力の内訳も明らかにすべきである。また、二酸化炭素の排出と、放射性廃棄物の排出も明らかにすべきである。	【経産省】 電源構成開示の義務化については、第13回制度設計ワーキンググループにおいて継続検討事項とされたところであり、引き続き電源構成以外の情報の開示の在り方と併せ、検討してまいりたい。 【消費者庁】 表示を義務付ける際には、消費者における表示の必要性、事業者における表示の実行可能性、国際整合性の観点から検討されるべきものである。	/	
全体	7		電力の全面小売り自由化にあたって、さまざまな電力メニューが登場すると思われる。「地産地消」を電気の特性とするようなメニューについては、「地産地消」の概念にもとづいて、発電の動力源自体が輸入のものではなく地産のものに限るべきである。	【経産省】 「地産地消」メニューについては、第13回制度設計ワーキンググループにおいて議論が行われ、継続検討事項とされたところ。引き続き、検討してまいりたい。	発電所の立地のみならず、発電の動力源自体にも着目して「地産地消」メニューの議論をすすめていただきたい。	【経産省】 「地産地消」メニューについては、御指摘のような論点があることも踏まえて、検討してまいりたい。	①地産地消の観点では、地域資源であること、地域エネルギー資源として一定程度の活用ができていないこと、地域の居住者や事業者が自ら事業に係ること(資金循環など様々な地域参加)が重要である。エネルギーだけの切り口ではなく地域創生、地域エネルギー自立(地方自治体によるPPS事業)事業などのインセンティブも必要。	【経産省】 ①「地産地消」メニューについては、御指摘のような論点があることも踏まえて、検討してまいりたい。

全体	8	地域社会が主体的に再エネ事業を実施しその収益で地域に貢献すべきであるが、地域主体では事業体として信用力がいないため、融資を十分に受けることができず事業化が困難である。地域貢献費の損金計上を認める税制措置、収益納付型補助金(メザン)による信用力補完、地域貢献を後押しする事業体(LMC)など、地方創生に資する支援施策を講ずるべきである。	<p>【経産省】 経済産業省では、投資回収にしっかりと見直しを与える固定価格買取制度の適切な運用に加え、地域に根ざした再生可能エネルギーの導入が進むよう、関係省庁とも連携しながら、地元企業や自治体等にわかりやすく情報提供するためのガイドブックの作成、相談窓口の設置等の広報活動や、地域での事業化の中核を担う人材育成等を行っている。また、固定価格買取制度での売電を前提とせず、再生可能エネルギー由来の電気や熱を地域で消費する形の事業についても、発電設備等への導入補助を通じて、支援を行っている。引き続き、こうした取組を進めつつ、更に必要な施策等について検討してまいりたい。</p> <p>【環境省】 ・地域の再エネ事業に係る資金調達の円滑化に向けては、再エネ事業等へのメザン出資により、事業体の資本力の改善・信用力の補完等を図り民間資金を呼び込む地域低炭素投資促進ファンド事業を実施している他、再エネ事業の事業性評価に係る手引きの作成等を行い、地域金融機関における目利き力向上を図っているところであり、今後とも、これらの施策を拡充してまいりたい。</p>	税制措置・地域貢献を後押しする事業体(LMC)についての施策の検討が十分でない。経産省の回答は、地域が主体となり再エネ事業を行う際に問題となる、信用力不足を補完できるような施策について全く書いていないので、具体的に記載すべき。	<p>【経産省】 再エネ設備は導入コストが高く事業者の負担となっていることから、経済産業省では、固定価格買取制度に加え、再生可能エネルギー設備を導入した場合の特別償却・税額控除を認めるグリーン投資減税や、固定資産税の課税標準を軽減する特例措置により、再エネ事業者の初期投資の負担軽減・導入促進を図っている。また、日本政策金融公庫による低利融資制度では、信用力が乏しく資金調達手段に限られる中小企業者等に対して、長期安定的に資金供給することが可能である。こうした施策の地域での活用を促進するため、各府省庁の再生可能エネルギー関連施策情報や、活用事例を集約したガイドブックを作成しているところ。更に今後、事業者からの相談に対応可能なワンストップ窓口を地方経済産業局及び希望する都道府県に設置する取組を進めてまいりたい。</p> <p>【環境省】 地方創生に資する再エネの普及拡大に向け、その資金調達の円滑化を促進するさらなる施策については、ご指摘の点を含め、今後、勉強してまいりたい。</p>	<p>①日本政策金融公庫における環境・エネルギー対策貸付けのみについて、貸付け件数及び融資実績はどの程度あるのか。 ②融資判断の過程で信用力不足により、融資を断念するような事業者はどの程度あるか。 ③それらを踏まえて、再生可能エネルギー分野において、低利融資制度でなお十分と考えているのか。 ④信用力を補完する制度を新たに構築する必要性についてどのよう考えているのか。(水力13と共通)</p> <p>⑤地方創生に資する事業体に対して収益納付型補助金による信用補完や公共基金による出資、及び、地域密着型金融機関などが再エネ事業をファイナンスで支援できるような支援措置など、対策を講じるべき。</p> <p>⑥活用事例を集約したガイドブックについて、周知徹底の一環として一度、全国の市町村に頒布したらどうか。 ⑦全国の市町村に頒布する場合、既存予算から上積みか新たに必要となる予算額を示されたい。(水力7、水力10と共通)</p>	<p>【経産省】 ①日本政策金融公庫における融資のうち、再生可能エネルギー設備を対象とした環境・エネルギー対策貸付けの貸付実績は、平成26年度の中小企業事業部における貸付実績1,797件、貸付規模1,240億円。国民生活事業部における貸付実績10,752件、貸付規模1,686億円。</p> <p>②融資の相談を受けたものの実際の融資に至らなかったケースが何件あるのか、公庫において組織的な集計は行っていない。また、融資に至らなかった理由(信用力不足等顧客側の理由か、顧客側からの相談の取り下げか)等についても、集計は行っていない。公庫の担当者によると、個別案件ごとに相談から融資実行に至るまでの記録はしており、審査の過程において、返済が困難であるなどの理由から融資を断念するケースは少なからず存在する。</p> <p>③再生可能エネルギー事業は、自然条件に左右され想定とおりに事業が進まない等の課題があるほか、法規制等の制度的な問題等の事業リスクを内包しており、民間金融機関のみではリスク評価が困難である。そのため、長期安定的に資金供給が可能な公的な金融は、地域企業を含め多様な主体が再エネ導入を進める上で重要な役割を担っている。固定価格買取制度の開始以降、太陽光発電を中心として再生可能エネルギー設備への民間融資も増加傾向にあるが、太陽光以外の再生可能エネルギーについては、事業化に必要な専門性が高くなるなど、地域やエネルギー種別の格差が見られる状況。地域における再エネ導入を推進していくうえでは、従来から再生可能エネルギー融資経験を有する日本政策金融公庫における積極的な役割が期待されるため、引き続き、低利融資制度の活用を促進してまいりたい。その他の施策については、適宜必要な施策について検討してまいりたい。</p> <p>④経済産業省では、各府省の再生可能エネルギー関連施策情報や活用事例を集約したガイドブックの作成や、事業者からの相談に対応可能なワンストップ窓口を地方経産局、都道府県に設置する取り組みを進め、再生可能エネルギー事業の開始に必要な準備、手続等の正確な情報提供等について、事業者への情報提供に努めている。このような適切な情報提供を行うことで、再エネ事業の運営手法や手続きの見直しを立て、事業計画をより信頼性の高いものとする一方で、事業性評価の面において再エネ事業者の信用力向上に貢献できるものと考えている。信用力を補完するための新たな制度については、今後必要な施策を適宜検討してまいりたい。</p> <p>⑤地域の民間金融機関における再エネ事業へのファイナンスは、太陽光発電を中心に拡大傾向が見られるものの、他の再エネ電源は事業性評価に必要な専門性が高くなるなど、地域やエネルギー種別において格差が見られる状況。今後地域における再エネ事業を推進するために必要な施策について、検討してまいりたい。また、信用力を補完するような制度についても、適宜必要な施策について検討してまいりたい。</p> <p>⑥今年度のガイドブック作成は4000部を予定しており、事業者等への配布の他、都道府県への配布を予定している。他方、市町村の関心を喚起する観点から各市町村への配布についても検討したい。</p> <p>⑦各市町村によらず、計5000部程度の配布を想定する見込み、印刷費及び送料をおよそ350万円程度が追加的に必要となる見込み。</p>
全体	9	接続可能量は、東海第二、大間など老朽化・建設中も含めすべての原発が稼働することを前提に算定されており、見直すべきである。また、接続可能量の算定後、玄海1号機や島根1号機など廃炉が決定した原発が存在する。廃炉等の大きな事情の変化があった場合は直ちに接続可能量の計算を見直すとともに、継続的に見直しを行うべきである。	<p>【経産省】 接続可能量の再検証については、あまりに小刻みな見直しは適切でないと考えており、また、前回の接続可能量は過去施行していたいわゆる「30日ルール」に基づくものであるため、このルールが変更された現在、同様の手法で検討を行うことが適切なのか、もしくは指定制度の下で出力制御を小さくすることをどのように考えるかということとセットで議論すべきではないか、また、風力についての接続可能量との関係はどうか、等の論点があるため、これらを包括する形で議論を進めることを検討している。</p>	昨年末に出された接続可能量は原発の比率や連系線による地域間電力融通の適正性の社会的合意が無い中での算定であり、十分といえない。公表された2030年のエネルギーミックスや原発の見直し状況等の条件・前提変更にあわせ、積極的な情報公開を実施することも含め、接続可能量を小刻みに見直すべきである。小刻みな見直しは適切でないと考えらるならば、適切でないとする理由を明らかにされたい。	<p>【経産省】 接続可能量は、原発を含む電源構成の変化、地域間連系線利用ルールの変更に加え、需要の変化によっても大きく変動する。一旦接続を認めたものについては買取期間が20年にわたって継続することから、その見直しは慎重に行うべきであり、また、あまり小刻みな見直しを行うことは、発電事業者の事業予見性を不安定なものにしてしまうと考えている。なお、前回お答えしたとおり、「30日ルール」自体が切り替わっていることや、指定電気事業者の下で参入してきている事業者の扱い等について、包括的に踏まえた上で検討することとしたい。</p>	<p>①買取期間が20年にわたるとしても、廃炉決定があった以上、接続可能量の前提が変更しているのだから、見直しをしないのは不合理である。系統WGで、ベースロード電源並びに今後順次運転が想定される原発の全稼働を前提とした接続可能量から再エネの導入を検討している以上、30日ルールや指定制度のありかたを検討する前に、まずは接続可能量の見直しを行うべき。</p> <p>②接続可能量の見直しを実施する場合、まずはスケジュール感を公表して、早急に確実に進めるべきである。</p>	<p>【経済産業省】 ①「30日ルール」が、既に接続が可能となっている事業者以外に対しては適用できないことを踏まえ、接続可能量の検証については、再生可能エネルギーの最大限の導入のため、再生可能エネルギー間のバランスや再生可能エネルギー発電事業者間の公平性等の論点を包括的に考慮した上で、行ってまいりたい。</p> <p>②上述の論点の検討を踏まえ、スケジュールを公表し検討することとしたい。</p>
全体	10	出力抑制に関して接続可能量は系統運用方法次第で大きく変わる。このため、接続可能量を設定する際には前提条件や系統運用の状況、各需給断面の実績データの公表などについて、中立性のある機関により完全に透明性をもった形で検証すべきである。	<p>【経産省】 先般の接続保留問題への対応に当たっては、①接続可能量の検証及び②接続可能量の拡大案の検討について、より高度な専門性、技術性が必要となることから、新エネルギー小委員会において、全体的な議論をしていただいた上で、第三者の専門家から構成される系統ワーキンググループを設置して、検討を行った。系統ワーキンググループでの検討結果については、新エネルギー小委員会に報告した上で、議論が行われており、適切なプロセスが取られていると認識している。なお、再生可能エネルギーの出力制御については、電力会社に対して、実施の際の説明や出力制御の見通しの公表等を義務付けているほか、本年4月に発足した「広域的運営推進機関」において、出力制御が法令等に照らして適切に行われていることの検証及び公表を行うこととしている。</p>	<p>・接続可能量の検証の際の中立性ある機関はどこを想定しているか。検証の際の透明性をどのように確保するか記載しないので明らかにすべき。 ・系統WGでの審議は、あくまで緊急避難的な内容が多く、基本的な系統運用についての議論が少ない。また出力抑制については、発電事業者側から見た場合、どの程度制御されるのか全く不明確なため、事業性が予測できる見通しの早期公表が必要である。</p>	<p>【経産省】 先般の接続可能量の検証については、第三者の専門家の委員からなる系統ワーキンググループにおいて、その前提条件等を明らかにした形で検討を行っており、今後の接続可能量の再検証においても系統ワーキンググループにおいて検討を行うことを予定している。また、実際の出力制御については、今後どの程度再生可能エネルギー発電設備が導入されるか、また需要の動向によって異なるため、各電力会社は接続した設備容量に応じた出力制御の見通しを示している。出力制御の見直し精度を向上させるための技術実証にも取り組んでおり、引き続き精度向上に努めてまいりたい。</p>	<p>①出力制御の見通しの精度を向上させることは、事業者が融資の前提となる収支計画を立てるためにも極めて重要となる。現状では、リスクが多く資金融資ができない判断を行う例が多い。したがって、可能な限り早期に、実効性ある形で出力抑制の精度を向上させるべき。例えば、電力各社の出力制御見通しと実績値の差を公表し、差が大きい場合には抑制分の補償を電力会社の負担において行うといった形も検討すべきである。(全体14、太陽光6と共通。)</p>	<p>【経産省】 ①現在、より精緻な予測技術の開発・実用化に向けては、実証事業のための予算措置を実施しているところ。(詳細は全体16に記載)引き続き、このような取り組みにより出力制御の見直し制度向上に努めてまいりたい。また、見直しと実績の差を電力会社に補償させるような義務を課すことについては、そもそもFITの接続義務及び買取義務が、賦課金で支えられることで電力会社に実質的な負担がないことを前提に義務が許容されていることを踏まえ、どこまでの義務を電力会社に課すことが適当か、慎重な検討を要すると考えている。まずは、電力会社による出力制御の見直しと実績を公表することを含め、予測精度向上のその他の方法についても引き続き検討してまいりたい。</p>

全体	11		不当に高額な工事負担金を課されないよう、事業ごとの工事負担金について第三者が検証できる形で情報を公開すべきである。	【経産省】 事業ごとの工事費負担金については、その内訳や算定根拠を接続検討申込者に開示することとしているが、これを公開することについては、個々の発電事業者の事業上の利益を阻害しうることから困難と考えられる。なお、系統接続に係る回答の内容に疑義等がある場合は、電力広域的運営推進機関に設置されている相談窓口を通じ、同機関が一般電気事業者に事実関係の確認を行うなど必要な対応を速やかに行うこととなっている。	工事負担金を公開すると個々の発電事業者の事業上の利益が阻害されるとする理由が不明であるので、理由を明らかにすべきである。発電事業者にとっても情報の開示、透明性、価格妥当性が分かるような仕組みが重要であり、電力負担金自体の算定を第三者に行わせるべきである。または、電力会社が工事負担金を算出するのであれば、公表・検証する必要がある。	【経産省】 ・工事費負担金の情報が公表されることにより発電規模や発電事業者が特定されるおそれがあり、当該事業者のその後の協議等(土地の取得交渉や資材購入等)に影響を及ぼし、事業計画の変更などを余儀なくされるおそれがある。 ・工事費負担金の算定には、電力系統ごとの特性、潮流状況や地理的制約などの考慮が必要となるため、一般電気事業者送配電部門しか実施が困難と考えられる。このため、一般電気事業者が行う工事費算定に疑義をもった場合、電力広域的運営推進機関の相談窓口を通じた対応を確実に進めていきたい。	①工事負担金を支払った後に公表するなど、協議等に影響をおよぼさない形で公表は可能である。また、発電事業者が特定されない形で規模や工事負担金金額を公表する又は広域機関など第三者機関が常に金額が妥当かどうか検証する制度とすべき。そうでなければ、工事負担金が常に電力会社の言い値となり、価格の妥当性が計れない。 経産省の回答では、一般電気事業者が行う算定に疑義を持った場合に窓口を通じた対応をするというが、疑義を持つか否かに関わらず、不当に高額な工事負担金を課されているか否か常に検証すべきである。現状の広域機関の窓口は非公開での相談対応であり、検証方法として極めて不十分である。 ②工事費負担の軽減には工事期間の短縮化の工夫も必要。	【経産省】 ①工事負担金を支払った後の公表であっても、地権者や他の競合する事業者にコスト構造が知られてしまうことについての抵抗感が強いと承知しているが、どのような形であれば公表が可能と考えられるか検討してまいりたい。 なお、同機関では、発電事業者の求めに応じて、一般電気事業者の示した系統増強工事の内容について検証することとなっており、本年6月19日現在で3件の問い合わせに対応している。ご指摘の通り情報は非公開としているが、発電事業者が不当に高額な工事費を課された際の解決手段として効果を有すると考えられており、当面は、本制度が定着し活用が拡大していくよう、必要に応じ同機関の取り組みを指導してまいりたい。 ②工事費負担金の低減と工事期間の短縮化については、電力会社と事業者の協議や電力広域的運営推進機関の検証によって図られると考えるが、具体的な事例に基づき必要に応じ電力会社や同機関を指導してまいりたい。
全体	12		農用地区域内農地や甲種農地でも、耕作の放棄により荒廃し、作物の栽培が不可能となっている農地も存在する。このような荒廃農地や耕作放棄地についてより一層の規制緩和を進め、風力・太陽光など再生可能エネルギー設備の導入を容易にすべきである。	【農水省】 農用地区域内農地については、市町村が農振法に基づいて定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた区域内の農地であり、また、甲種農地については、市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地である。 このため、仮に、これらの農地が荒廃している場合には、再生して担い手に集積するなど、農地として利用することが基本であると考えている。 なお、農用地区域については、市町村が計画の変更を必要と判断し、農振法に基づく要件を満たす場合には、当該地域から除外することは可能である。	・耕作放棄地、農地などの判断は、地域農政事務所や地域農業委員会などに確認があるため、情報の開示が十分ではなく、活用が進んでいない。農水省が、農地の種別・所在地・面積等の情報を一元管理し、農用地農地や甲種農地の荒廃農地や耕作放棄地を再エネに活用するような方策を示すことが必要である。 ・農地が荒廃している場合には再生して担い手に集積するというが、現実には集約ができていない。耕作放棄地や荒廃農地になった後一定の期間を設けて、再エネの利活用については認めることも検討すべきである。	【農水省】 市町村と農業委員会は、毎年合同で管内の農地における、荒廃農地の状況を「再生可能」「再生困難」に区分して調査しており、本調査の情報については市町村に照会すれば入手可能である。  また、仮に農用地区域内農地や甲種農地が荒廃している場合には、再生して担い手に集積するなど、農地として利用することが基本とされているが、農用地区域については、市町村が計画の変更を必要とする場合、農水省が、農地の種別・所在地・面積等の情報を一元管理し、農用地農地や甲種農地の荒廃農地や耕作放棄地を再エネに活用するような方策を示すことが必要である。 なお、再生利用困難な荒廃農地を再生可能エネルギー等に有効活用することは重要と認識しており、平成23年度に「農山漁村再生可能エネルギー導入可能性調査支援事業」により、各都道府県レベルでの荒廃農地や農業用水路等における再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査を支援、当該調査により判明した市町村や農業集落単位での導入可能地等の調査結果についてHPで公表しているところである。  HPアドレス: <a href="http://www.ofsi.or.jp/rokujika/kekka/result-saiseikanou3.htm">http://www.ofsi.or.jp/rokujika/kekka/result-saiseikanou3.htm</a>	①「再生困難」とされた農地について、農業委員会総会で済みやかに非農地判断をし、また、「農地以外の利用」として再生可能エネルギー普及拡大がはかれるよう、農業委員会にインセンティブ(農業委員会に対する助成金の支給など)を付与すべきである。  ②農水省が指摘するポテンシャル調査については、FIT法制定後の今、もう一度やってはどうか。既に実施したポテンシャル調査では、都道府県によって公表内容が統一されていないうえに、一貫性がない。閲覧性の向上のためフォームや調査項目を統一するなど真に再エネ普及拡大に資する形で調査するのであれば再度実施することも考慮されよう。  ③農地判定とポテンシャル調査の結果をふまえて、全国農地ナビHPにおいて、農山漁村再エネ法の適用可能場所を表示させるべきである。  ④上記②ポテンシャル調査及び上記③の農地ナビHPへの掲載にあたり、必要となる予算の概算を示せ。	【農水省】 ①③④ 農山漁村再生可能エネルギー法の適用可能場所の公表について公表主体や内容について検討することとし、まずは、現場の意見を確認したいと考えている。 農山漁村再生可能エネルギー法の取組可能場所の公表を希望する市町村に対しては、電源種別ゾーニングに取り組んでいる優良事例の紹介を行い、公表情報が利用者により有益なものとなるよう支援してまいりたい。 予算措置等については、必要性を検討するためにまずはこうした現場の意見を確認した上で適切に対応したい。 ②ポテンシャル調査を再度実施することについては、検討する。その際、都道府県や再エネ発電事業関連団体の意見にも留意して進める。 また、独自でポテンシャル調査を行っている都道府県については、これらの情報についての周知を図りたい。
全体	13		広域系統運用の拡大を図るため、地域間連系線の利用ルールを見直し、再生可能エネルギー電気の連系枠を大幅に拡大すべき。	【経産省】 本年4月に発足した電力広域的運営推進機関では、地域間連系線の利用ルールにおいて、①地域間連系線の運用容量を30分ごとにきめ細かく算定すること、②発電設備設置者も地域間連系線の利用申込みを認めるようにすることといった運用改善を図ってきている。	広域的運営推進機関で新たに定められたルール①②の試みは、広域間の連系線の積極的運用の抜本解決にはなっていない。地域間連系線の有効活用を目的としてマージンの量及びマージン運用ルールの策定・見直しを図るべき。また、実行性のある運用になるようにフォローが必要。	【経産省】 地域間連系線マージンは電力系統の異常時やひっ迫時に、地域間連系線を介して他の供給区域と電気を供給するために確保している容量であり、電力系統を安定に保つために必要なもの。この地域間連系線マージンの今後のあり方について、電力広域的運営推進機関では、有識者や電気事業者をメンバーとする委員会(「調整力等に関する委員会」)を設置し、検討を行っているものと承知しているところ。 国としては、同委員会が適正な検討がなされるよう、公開の場で透明性の高い審議がなされるよう指導しているところ。	①電力広域的運営推進機関での議論では、従来の考え方の整理に留まっており、現状では再生可能エネルギー拡大に対する対応が十分ではない。 マージンの量及び運用ルールの策定が早期になされるよう、スケジュール感を示し、従来の考え方にとられない再エネ普及拡大のための議論をすべき。	【経産省】 ①地域間連系線のマージンの今後のあり方について、電力広域的運営推進機関では再エネ事業を行う者も参加している「調整力等に関する委員会」を設置して検討を行っているところ、今年度中にマージンの量や運用ルールの策定を行う。 なお、スケジュール感については、業務規程第82条において「本機関は、連系線の管理について、効率的かつ柔軟な運用を実現するためのシステムの構築を進める。また、当該システムの運用開始及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の施行に向けて、連系線の柔軟な運用の実現を進めていくための運用容量等の設定、連系線利用管理の在り方、計画データの受け渡し方法をはじめ、本章の規定の見直しの検討を進める。」と記載されている。
全体	14	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	連系可能量について、継続的に検証するとともに、公平かつ適正な出力制御方法・ルールを早期に決定し、公平かつ適正な出力抑制が実施されているか第三者が検証できる仕組み構築すべきである。	【経産省】 接続可能量の再検証については、あまりに小刻みな見直しは適切でないと考えており、また、前回の接続可能量は過去施行していたいわゆる「30日ルール」に基づくものであるため、このルールが変更された現在、同様の手法で検証を行うことが適切なのか、もしくは指定制度の下で出力制御を小さくすることをどのように考えるかということとセットで議論すべきではないか、また、風力についての接続可能量との関係はどうか、等の論点があるため、これらを包括する形で議論を進めることを検討している。 なお、再生可能エネルギーの出力制御については、電力会社に対し、実施の際の説明や出力制御の見通しの公表等を義務付けているほか、本年4月に発足した「広域的運営推進機関」において、出力制御が法令等に照らして適切に行われていることの検証及び公表を行うこととしている。	・公平かつ適正な出力抑制方法・ルール自体は未決定でないのか。そうであれば、早急に全国で統一された適切なルールを策定し、公表すべきである。 ・第三者の検証にあたっては、出力抑制ルールの下で事業採算の予見性が担保されるか(融資が得られるか)と言う視点からの検証が必要。	【経産省】 系統ワーキンググループにおいて、出力制御の公平性に関する考え方について専門家の委員に御議論を頂き、新エネルギー小委員会への報告を行ったところ。具体的な出力制御の方法については、現在各電力会社が技術的な観点から最適な方法を検討しており、この内容についても確認し、審議会で議論してまいりたい。 なお、法令等にない適切な出力抑制が実施されているかについては、送配電等業務指針第154条に従い、電力広域的運営推進機関が検証することとされている。 指定制度の下で融資が受けられるかという点については、事業採算の予見性向上の観点から、出力制御の見通しの精度向上に努めてまいりたい。	①出力制御の見通しの精度を向上させることは、事業者が融資の前提となる収支計画を立てるためにも極めて重要となる。現状では、リスクが多く資金融資ができない判断を行う例が多い。したがって、可能な限り早期に、実効性ある形で出力抑制の精度を向上させるべき。例えば、電力各社の出力制御見通しと実績値の差を公表し、差が大きい場合には抑制分の補償を電力会社の負担において行うといった形も検討すべきである。(全体10、太陽光6と共通。)  ②今後、系統WGで接続可能量の再検証を行うとしているが、具体的な作業予定を明らかにして頂きたい。	【経産省】 ①現在、より精緻な予測技術の開発・実用化に向けては、実証事業のための予算措置を実施しているところ。(詳細は全体16に記載)引き続き、このような取り組みにより出力制御の見通し(制度向上)に努めてまいりたい。 また、見通しと実績の差を電力会社に補償させるような義務を課することについては、そもそもFITの接続義務及び買取義務が、賦課金で支えられることで電力会社に実質的な負担がないことを前提に許容されていることを踏まえ、どこまでの義務を電力会社に課することが適当か、慎重な検討を要すると考えている。まずは、電力会社による出力制御の見通しと実績を公表することを含め、予測精度向上のその他の方法についても引き続き検討してまいりたい。  ②接続可能量については再生可能エネルギー間のバランスや再生可能エネルギー発電事業者間の公平性等の論点を包括的に踏まえ、スケジュールを公表し検討することとしたい。
全体	15		再生可能エネルギー電気の更なる導入拡大を図るためには、広域的な出力調整が必要であり、地域間・地域内送電網の整備・増強を図るべき。	【経産省】 地域間連系線等については、電力広域的運営推進機関において、広域運用の観点から広域系統整備計画を策定することとなっている。この際、電力広域的運営推進機関は、エネルギーミックス等、国の政策方針も踏まえ、当該計画の検討を行う仕組みとなっており、今後、必要な系統インフラの整備に取り組んでいく。	地域内送電網の整備・増強に言及がないので示されたい。地域間連系線についても、系統整備計画でどの程度増強できるのか。改善策を具体的に示すべき。	【経産省】 北海道、東北地方の一部の風力発電の導入に適した地域では、地域内の送電網を整備するために風力発電のための送電網整備実証事業を実施している。 本年4月に発足した電力広域的運営推進機関では、系統への接続を希望する複数の事業者が系統増強に必要な工事費をそれぞれの規模に応じて共同負担することで送電網整備を円滑にすすめることができるようにするプロセスをルール化したところ。 本年4月に発足した電力広域的運営推進機関では、現在、東西の周波数変換設備を210万kWから更に90万kW増強するための検討や、東北東京間連系線を増強するための検討が行われており、それぞれ東西の周波数変換装置増強に関しては平成28年4月、東北東京間連系線については同年10月頃を目途に取組みと定めるべく検討を行っていることと承知している。また、今後の更なる増強については、広域系統整備計画の策定に係るルールに従って取り組んでいくことと承知している。	①地域内送電網の整備のための送電網整備実証事業については、平成25年度の「地域の活性化に資する分散型エネルギー会議」でも記載されているところ。平成25年度以降に実施されている送電網整備実証事業4事業をみると、事業の進捗がはかられているとは言えない。国は、各事業の進捗がはかられるよう後押しをすすめていきたい。  ②送電網整備実証事業は、民主党政権下において、1道2県の特定期間内での実施が前提となっており、再生可能エネルギーを普及拡大させていくのが党の志である。再生可能エネルギーを普及拡大させるべく、特定風力集中整備地区を更に拡大すべきである。(風力8と共通)	【経産省】 ①送電網整備については、本来、様々な要因を踏まえて詳細なルート設計をした上で、環境影響評価、土地の取得などを実施し、実際に送電線の敷設を行うことから、事業全体で10年程度の期間がかかることもあるもの。そのうちの初期のルート設計・検討に数年の時間を要することもあり、本事業についても、現在送電ルートの詳細検討を行っているところ。今後、実際に送電線の敷設が行われていく予定であるが、事業の進捗状況の把握に十分努めるとともに、必要な後押しを行ってまいりたい。 ②現在、1道2県にて、4件の送電網整備事業が行われているが、事業者の風力発電開発状況も踏まえ、特定風力集中整備地区の拡大も検討しつつ、必要な送電網の整備を推進してまいりたい。

全体	16	自然変動電源を大量に連系しながら安定的な系統運用を行うため、発電量の予測技術の実用化を進めるべき。	【経産省】 電力の安定供給の観点からは、発電量の予測技術の向上は重要であり、経済産業省としても、予算措置の上で、電力系統出力変動対応技術研究開発事業を実施しており、風力を中心に、予測技術と制御技術の開発を行い、最適な需給制御システムを検証するための実証を進めているところ。	諸外国は系統運用に予測技術を導入し、変動電源の変動対応力を高めている。日本でも早期に導入すべきである。また実用化の進捗に合わせて、実用化を見据えた環境整備の支援(既設発電設備が必要となる追加投資支援等)を並行して進めるべき。さらに、系統の安定化による変動電源導入拡大のための計画目標について示す必要があるのではないかと。	【経産省】 出力変動電源の導入拡大に伴い予測技術の重要性が高まっており、電力会社においても予測技術の早期導入に向けて取り組まれているものと理解している。現在、より精緻な予測技術の開発・実用化に向けては、実証事業のための予算措置を実施しているところ。 他方、実用化後の予測システムの導入は、主として系統運用者サイドで行われるものと想定しているが、その規模やコストがより明らかになった段階で、その導入の円滑化に向けた支援について検討してまいりたい。 また、系統安定化については、エネルギーミックスの政府案において、必要な対策費用を前提としつつ、それによる系統の整備分を盛り込んでいるところ。政府としても、エネルギーミックスで示される導入水準の実現に向けて必要な施策に取り組んでまいりたい。	①予測技術の開発・実用化に向けた実証事業に予算措置がついているが、予算額・実証事業の具体的な内容を明らかにされたい。 ②また、予測技術の開発・実用化に向けた実証事業については、いつ頃までにどのような成果を出すことを目標としているのか。 ③予測技術の導入後の適切な出力制御を円滑に運営するためには、事業者側の設備投資も必要であり、それらの実現に向けた効果的な支援が望まれる。	【経産省】 ①電力系統出力変動対応技術研究開発事業として、平成26年度40億円、平成27年度60億円の予算措置がなされている。本実証事業は、風力予測の高度化のための予測技術の開発、予測技術系統運用シミュレーションシステムの開発、実系統における系統運用の実証を行う。 ②実証事業については、3年目の平成28年度に進捗状況を踏まえ、外部有識者による評価委員会によって事業の中間評価を行う予定。その中間評価も踏まえ、平成30年度内に、予測技術と抑制技術とを総合的に組み合わせた最適な需給制御の運用を行う、シミュレーションシステムの実用化を目標としている。 ③予測技術の導入については、事業者にとっても、適当な需給運用の実現につながることから、事業者自ら設備を導入することが基本であるが、実導入のフェーズにおいて何らかの支援が必要であれば検討したい。
全体	17	自然変動電源の導入拡大に対応するため、火力、水力などにおける系統電源調整能力、蓄電池等エネルギー貯蔵技術を活用・向上すべき。また、高度かつ効率的な出力制御技術等による需給最適化を図るべき。	【経産省】 固定価格買取制度において、太陽光や風力発電の買取を行う電力会社は、余剰電力が生じた際、太陽光や風力の出力制御を行う前に、自社の火力発電の抑制や、揚水発電所の揚水運転を行うことが必要であり、引き続きこの徹底を図ってまいりたい。 蓄電池は、コスト高を克服し、再生可能エネルギーの受け容れに有効に活用できるようにするため、大容量の電気を貯められるレドックスフロー蓄電池やNAS蓄電池について、現在のコストを半減させ、揚水発電並(約2.3万円/kWh)とすることを目標とする技術開発を行っているところ。また、導入支援としては、現在、①電力会社の変電所に国内最大の大型蓄電池を設置し、再生可能エネルギーの接続量を拡大する実証試験、②再生可能エネルギー発電設備側に設置する蓄電池の導入補助を実施している。 需給最適化のうち、出力制御の高度化については、現在、双方向通信等により遠隔で自然変動電源の出力をきめ細かに制御し、受入可能量の拡大を可能とするための技術実証を実施している。このほか、分散設置された蓄電池を群制御することによって調整力を創出するなどのモデル構築事業を実施している。	火力、水力などの系統電源調整能力の向上について具体的な取組の言及がない。モデル構築事業を完了させ、早期に自然変動電源の導入拡大に対応できるようにすべき。	【経産省】 本年4月1日に発足した広域的運営推進機関では、再生可能エネルギーの導入拡大も踏まえ、一般送配電事業者が安定供給を維持するために必要な調整力のあり方について、既に議論を開始したところ。 なお、分散された蓄電池の群制御により調整力を創出するためのモデル構築事業については、平成26年度補正予算で措置されており、設備導入後の平成28年度に効果検証においてその有効性を評価しつつ、更なる取組を進めてまいりたい。		
全体	18	2015年5月5日、鹿児島県種子島で再生可能エネルギー発電設備に対する出力抑制が行われた。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT法)では、一般電気事業者に対し、抑制を受けた再生事業者に対する説明義務が定められている。当該再生事業者に対し、いかなる内容の説明をしたか明らかにし、FIT法が定める説明義務を尽くしたと言えるか検証すべきである。	【経産省】 電力広域的運営推進機関では、送配電等業務指針第154条に基づき一般電気事業者が自然変動電源の出力抑制を行った場合には、法令等に照らして適切であったか否かを確認、検証し、結果を公表することとなっている。 先般の種子島における出力抑制についても、当該規定に従い、現在、電力広域的運営推進機関が九州電力による需要の想定や再生可能エネルギーの出力の想定等の適切性の検証を行っているところ。 なお、FIT法令に基づき接続契約に盛り込まれる再生可能エネルギー事業者に対する説明義務については、電力広域的運営推進機関による検証内容も参考にしつつ、その実際の履行が再生可能エネルギー事業者から見ても不十分であると懸念される場合には、民事手続にのっとり、契約内容に基づき出力抑制の補償を請求していくこととなる。	説明義務について電力会社に任せきりにするのではなく、監督権限を持つ国は、説明義務を尽くしたかどうかの検証結果を早急に公表すべき。電力広域的運営推進機関による公開は単に抑制された内容のみ。その抑制が適切かどうかは記載されていない。	【経産省】 種子島においては九州電力が出力抑制の実施後に必要な事業者への報告を行ったと聞いている。なお、再生特措法では、法律の施行に必要な限度において電力会社に対して業務の状況等に関して報告徴収を行うことが認められている。従って、電力会社が説明義務を履行していないような状況が見られた場合には、速やかに報告徴収を行い、必要に応じて指導等を行いたい。 電力広域的運営推進機関では、種子島で行われた出力抑制について、抑制の内容のみならず一般電気事業者の給電指令が法令等に照らして適切であったか否かについても確認及び検証を行っているところであり、検証が終わり次第、結果が公表されるものと承知している。	①説明義務の内容については審議会でも議論されたところであり、電力会社が適切に履行したかどうかを国は主導的に監視すべきである。 ②電力広域的運営推進機関 業務規程第92条や送配電等業務指針216条で出力抑制の翌月に検証結果を公表する旨のルールがある。それにもかかわらず、初の出力抑制を実施した今回、このルールが遵守されず2か月にわたり公表されていないことは、大変大きな問題である。電力広域的運営推進機関の検証結果が2か月以上も公表されないのは遅すぎる。何カ月も間置いて出力抑制の検証結果が出たとしても、再生事業者側や国民がその妥当性を含め有効に検証をすることができない。今回の種子島の抑制が適切であったかどうかの評価を含めて早急に公表されるよう指導すべきである。 ③また、今後は検証から公表までの期間の遵守を義務付けるべきである。遵守されない場合においては、期間を延長するのではなく1カ月ルールを遵守されるため、罰則やペナルティを設ける方向で検討すべきではないか。(全体19と共通)	【経産省】 ①種子島での出力抑制については、十分な説明を行ったと聞いているが、今後多数の再生可能エネルギー事業者に対して出力抑制が行われる状況に至った場合に、電力会社が適切に説明義務を履行したか否かの監視方法についても検討してまいりたい。 ②電力広域的運営推進機関では、7月22日に今回の検証結果を公表したが、これまで九州電力へのヒアリングの他、設備メーカーへのヒアリング等も実施しつつ、検討を重ねてきたため7月の公表となったと承知している。今回は初の事例であり時間を要したが、当省は、同機関に対し監督命令等も必要に応じ可能となっており、今後は翌月に公表できるよう、検討作業はしっかりと行いつつ、業務規程を遵守して速やかな情報公開を行うよう、必要に応じ指導してまいりたい。
全体	19	国は、系統情報の公表に関するガイドラインに基づき、広域的運営推進機関及び一般電気事業者に対し、出力抑制に係る情報の公表を求めている。しかし、九州電力及び電力広域的運営推進機関は、2015年5月の出力抑制に関し、出力抑制のエリア・出力抑制が行われた日及び時間帯、抑制の指示を行った出力の合計しか公表しておらず、出力抑制を実施した理由は明らかになっていない。九州電力は出力抑制の理由を詳細に公表し、電力広域的運営推進機関が公平かつ適切な出力抑制が実施されたか検証・公表すべきである。	【経産省】 電力広域的運営推進機関では、一般電気事業者が自然変動電源の出力抑制を行った場合には、その適切性について検証し、結果を公表することとなっているところ。本年5月に鹿児島県種子島で行われた出力抑制については、現在、電力広域的運営推進機関において、九州電力が行った出力抑制の検証を行っていることと承知している。	九州電力の出力抑制の理由の公表について言及がない。広域機関で出力抑制の妥当性を確認、検証し、結果を公表することになっているが、2ヶ月経過しても結果の公表がなされていない。今後出力抑制のケースが増加することが予想されるが、現状のままでは送配電等業務指針の有効性が疑われかねない。	【経産省】 再生特措法施行規則において、各エリアの送配電部門は、出力抑制を行う場合、出力抑制の対象となった再生可能エネルギー事業者に対して、出力抑制が必要であった合理的な理由を示すことを求めている。 他方、電力会社から説明を受けた一般の発電事業者が出力抑制の指示が本当に合理的なものであったかを判断することは困難な状況も想定される。出力抑制が法令及び指針に照らして適切であったかについては、合理性の判断に十分な能力を有し、かつ、第三者として独立した組織である電力広域的運営推進機関が検証及び結果を公表することとしており、その結果を参考としていただきたい。なお、九州電力が行った出力抑制の検証については、現在、同機関が検証を行っており、検証が終わり次第、結果が公表されるものと承知している。	①電力広域的運営推進機関 業務規程第92条や送配電等業務指針216条で出力抑制の翌月に検証結果を公表する旨のルールがある。それにもかかわらず、初の出力抑制を実施した今回、このルールが遵守されず2か月にわたり公表されていないことは、大変大きな問題である。電力広域的運営推進機関の検証結果が2か月以上も公表されないのは遅すぎる。何カ月も間置いて出力抑制の検証結果が出たとしても、再生事業者側や国民がその妥当性を含め有効に検証をすることができない。今回の種子島の抑制が適切であったかどうかの評価を含めて早急に公表されるよう指導すべきである。 ②また、今後は検証から公表までの期間の遵守を義務付けるべきである。遵守されない場合においては、期間を延長するのではなく1カ月ルールを遵守されるため、罰則やペナルティを設ける方向で検討すべきではないか。(全体18と共通) ③第10回再生エネルギー小委員会 参考資料3によれば、国は、平成26年3月に改定した「系統情報の公表の考え方」に基づき、広域的運営推進機関及び一般電気事業者が、再生エの出力抑制に係るエリア・日・時間帯・理由の公表を求めるとを明らかにしている。広域的運営推進機関と一般電気事業者が公表する内容は同一か否か。それぞれどのような内容を公表する予定か明らかにされたい。 ④九州電力は、未だ、出力抑制に係る理由を公表していないが、この点に関し、国は何ら指導しないのか。	【経産省】 ①電力広域的運営推進機関では、7月22日に今回の検証結果を公表したが、これまで九州電力へのヒアリングの他、設備メーカーへのヒアリング等も実施しつつ、検討を重ねてきたため7月の公表となったと承知している。 ②全体18の回答をご参照 ③電力広域的運営推進機関は一般電気事業者が公表する項目に加え、出力抑制が行われた供給区域も公表することとなっている。また、同機関は、一般電気事業者の給電指令が適切であったか否かを確認及び検証することとなっている。 ④九州電力は7月24日に「離島(種子島)における平成27年5月の再生エ出力抑制実施について」を更新し、理由を公表したと承知している。今後は、同機関に対し業務規程等を遵守して速やかな情報公開を行うよう、必要に応じ指導してまいりたい。

全体	20	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	買取価格やその適用時期の変更が旭上にあがることで将来にわたっての予見可能性が不確実なものとなり、事業計画の立案等も困難になる。風力発電、バイオマス発電及び中小水力発電はリードタイムが長く、各種認可手続きや合意形成等も必要となるため、FIT法の買取価格を長期間据え置くべきである。	【経産省】 固定価格買取制度の買取価格は、発電に通常要すると認められる費用を基礎に、毎年度、調達価格等算定委員会の意見を尊重して決定することが法定されており、現行制度において、買取価格の中長期的な維持を確保することは難しいと考えられる。いずれにせよ、再生可能エネルギー間のバランスの取れた導入や、最大限の導入拡大と国民負担抑制の両立が可能となるよう、必要な施策を講じてまいりたい。	現行制度において中長期的に維持することが困難ならば、制度自体の見直しを含めて、リードタイムの長い再エネの導入拡大につながる施策を講じるべき。	【経産省】 経済産業省としては、再生可能エネルギーの事業化までの手続の円滑な進行のため、①ホームページに事業化のフローを掲載することによる各種認可手続き等の明確化、②「関係法令手続状況報告書」の提出を義務づけることにより関係自治体との調整を早期に促すといった施策を通じ、関係手続きの円滑化を図っている。また、風力や地熱といった環境アセスメントが必要な電源については、環境省と連携しつつ、審査プロセスの運用改善による期間短縮等の取組を進めているところ。リードタイムの長い再生可能エネルギーの事業化に至るまでの実情を踏まえ、制度の見直しも含めて、その導入拡大につながる施策のあり方を検討してまいりたい。	①環境省においても、環境アセスメントの運用改善について回答された。 ②リードタイムの長い再エネの導入拡大が円滑に進むような制度の見直しや施策の実施が望まれる。	【環境省】 ①経済産業省・環境省の両省で連携しつつ、通常は3、4年要する風力・地熱の環境アセスメントの手続き期間を半減させるための取組として、(1)審査プロセスの運用改善による期間短縮(経産省・環境省)、(2)風況ポテンシャルマップの作成や、風況ポテンシャル等を踏まえて選定した情報整備モデル地区における環境基礎情報の整備(経産省・環境省)(3)現況調査の前倒による環境影響評価手続の迅速化の支援(経産省)を進めている。加えて、平成27年度から「風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法構築事業」を実施しており、地方自治体主導で合意形成や各種規制手続の事前調整、環境配慮の検討を進めていただき、手続の合理化・期間短縮に資する適地抽出の手法に関するガイドを策定することとしている。審査期間の短縮については、これまで準備書の標準期間が270日であったのが、実例として106～208日になるなど、実際に効果を上げている。環境情報の整備や現況調査の前倒による環境影響評価手続の迅速化の支援を行っており、今後これらを活用した案件の手続き進捗により、さらなる迅速化が図られると考えている。 いずれにせよ、頂いたご指摘も踏まえつつ、環境アセスメントのあり方について、環境や地元へ配慮しつつ風力発電の立地が円滑に進められるよう、環境省・経済産業省両省で必要な対策を検討していく。 【経産省】 ②リードタイムの長い再生可能エネルギーの導入拡大が進むよう、認定制度や価格の決定方式に係る制度の見直しも含めて、必要な施策のあり方を検討してまいりたい。
全体	21		産業連関表は、産業相互間及び産業と消費者間の財とサービスの取引状況を一につまとめることで、産業構造や経済波及効果の分析の基礎資料を提供しており、概ね5年ごとに関係府省庁の共同事業として作成されている。最新の産業連関表(2011年を対象)は518行×397列の産業部門に分類されているが、太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギー技術に関連する部門が独立部門として扱われておらず、再生可能エネルギーの導入に伴う経済影響などが正確に把握できない一因となっている。このため、再生可能エネルギーに関連する部門を次回の産業連関表から独立部門として新設するべきである。これにより、再生可能エネルギーの導入に関する波及効果や雇用効果(例、太陽光発電の設備製造、建設、運用・メンテナンスの各段階において誘発される雇用量)を正確に把握することができるようになり、国や地域の再生可能エネルギーの普及戦略や必要な政策の立案に資する。既に再生可能エネルギーに関連する部門を産業連関表に位置づけることの有効性を示した研究成果も存在する。	【経産省】 御指摘を踏まえ、引き続き部門設定の可否については関係府省とともに検討したい。 【総務省】 現状では、国内生産額が1兆円を超える部門につき部門の新設・分割を検討しているが、再生可能エネルギーは900億円程度(平成23年)に過ぎないため、部門分割の基準を満たしていない。また、部門を新設するに当たり、雇用や投資の構造把握が必要となるが、再生可能エネルギー部門についてはこれらのデータもほとんどない現状である。したがって、直ちに部門を設定することは困難であるが、御指摘も踏まえ、引き続き部門設定の可否については関係府省とともに検討してまいりたい。	再生可能エネルギーの導入量については、平成24年の固定価格買取制度導入以降、急激に増加しており(資源エネルギー庁の資料によれば、平成27年3月時点で平成24年6月末に比べ約9割増)、今後も増加する見込みである。このため、平成23年の生産額をもって部門の新設・分割の判断をするのは適切ではない。特に、再エネのようにダイナミックな動きがある分野について、産業連関表に新設部門として位置づけ、その波及効果や雇用効果を把握することは政策的に十分に意味がある。また、データの不足を見送りの理由にするのではなく、まずはどのように再エネ部門を組み込むか、どのようなデータをどのように収集すべきかについて検討を開始すべきである。これらの点を踏まえ、今後の再エネの部門新設に向けた検討作業の工程表を示すべきである。	【経産省・経産省】 10府省庁の共同作業として作成している産業連関表は概ね5年に1度作成しており、次回表は平成27年を対象に、平成31年ごろの公表を目標に作業を進めることとなる。具体的には、本年度内に「平成27年産業連関表作成基本方針」を策定することとしており、具体的な推計作業は平成30年度後半から開始する予定である。この過程の中で、御指摘も踏まえ、必要なデータの収集や新たな部門の創設について検討してまいりたい。	①再生可能エネルギーを産業連関表に位置づけることについて、検討を進める姿勢が示されたことは評価できるが、具体的な工程が明確でない。現在、国の総合エネルギー統計などでは、太陽光や風力が自然エネルギーとして一括りで集計されているが、まずは、これを太陽光、風力、バイオマス、地熱など種類別に集計・表示することにより、次回の産業連関表に再エネを位置づけるためのデータ整備を開始すべきである。	【総務省・経産省】 ①産業連関表に再生可能エネルギー部門を創設する方向で、まずは関係10府省庁の担当者をもって構成する産業連関幹事会において状況報告(7月16日及び31日(予定))し、必要なデータの収集可能性なども含めて意見交換し、情報収集を開始したところ。今後の具体的な工程としては、年度内にも開始する部門分類等検討ワーキンググループの中で、統計の整備状況や投入額・産出額の推計に資する情報の収集・調整が可能であるかなどの検討を進め、他の部門を含めて部門分類を確定させることとなるが、再生可能エネルギー部門については電源の種類別の分割も含め優先的に検討を進めてまいりたい。 【経産省】 ①総合エネルギー統計では、太陽光、風力、バイオマス、地熱などの種類別の集計・表示を行っている。具体的には、再生可能・未活用エネルギーという項目の中に、自然エネルギーや地熱エネルギーといった項目があり、自然エネルギーの中には、太陽光発電、太陽熱利用、バイオマス直接利用、風力発電等が含まれている。エネルギーバランス表上で、それらは種類別に1次エネルギー供給量等が記載されている。経済産業省で独自に毎年作成している延長産業連関表の2013年版において、種類別に電力部門を分割した表を、試験的に来年度前半に作成する。
太陽光	1	電気事業法	電気主任技術者等の有資格者を含む技術者・作業員の不足が太陽光発電の導入制約のひとつとなっているため、施工人員の確保が必要となっている。施工事業者が、長期安定的な雇用を維持していくことができるよう、太陽光発電導入のための長期安定的な政策が必要である。	【経産省】 第二種電気主任技術者の確保の円滑化のため、平成26年3月開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会の審議を経て、①電気主任技術者の選任範囲を明確化したQ&Aを改正(平成26年3月31日公表)し、自社選任を行う場合の「従業員」の要件について、正社員以外にも嘱託や再任用等でも常時勤務する等一定の条件を満たせば選任可能であることを明確化するとともに、②電気保安協会が行っているマッチングサービス等について、経済産業省HPIにて周知(平成26年3月31日公表)する等の取組を行っている。こうした取組を含め、引き続き、電気保安人材の確保に向けた対策について、検討を行ってまいりたい。	施工事業者が長期安定的に人材を維持していくことが可能となるような安定的な施策の在り方について言及がない。	【経産省】 太陽光発電を可能な限り長期安定的なエネルギーインフラとして活用することにより、施工・メンテナンスを含めた長期安定的な雇用環境が確保される効用があるものと考えており、いただいた観点も参考にしつつ、検討を行ってまいりたい。		
太陽光	2	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	固定価格買取制度における太陽光発電の調達価格は、10kW未満と10kW以上という区分が存在しない。しかし、11kWの太陽光発電の設置コストと1000kW以上のメガソーラーの設置コストは大きく異なる。したがって、太陽光発電における調達価格も、細かく区分すべきである。	【経産省】 平成27年度の調達価格算定に向けた、調達価格等算定委員会において、中小規模の太陽光の別区分化について検討を行ったところ、①中小規模の設備の導入は順調に拡大していること②大規模設備とのシステム価格差は縮小傾向にあり、運転維持費や土地造成費用等は逆に大規模設備では高くなること③中小規模でも想定されるIRRを半数以上が確保していること④事業実施に当たっては、費用以外で土地の確保・許認可等が主な課題となっていることから、別区分化は行わないこととされ、経済産業省としてはその意見を尊重して価格を決定したところ。他方、中小規模と大規模では、設置の最適化等の事業者の情報量の格差があることから、ノウハウ・スキルの向上等の調達価格以外の対応を含めて、その事業の円滑な事業展開について、引き続き検討してまいりたい。	中小規模でも想定されるIRRを半数以上が確保している、という事は中小規模よりもシステムコストが安い大規模はより高いIRRを実現しているという事ではないか。大規模案件のIRRは検証しているのか。もし大規模案件が想定よりも高いIRRを実現しているのであれば、調達価格を区分することで、大規模案件のIRRを適正化することができるのではないかと。	【経産省】 大規模案件については、その約6～7割が想定されるIRRを確保していることが確認されている。他方、今後、特に大規模案件については、適地の減少等のコスト増要因も考えられる上、大規模案件と中小規模案件のコスト差は縮小傾向にある点も踏まえつつ、ご指摘の点も参考にしながら、価格のあり方について調達価格等算定委員会において議論してまいりたい。		

太陽光	3	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	太陽光の設備認定量は2015年3月末には8000万kWにのぼり、約3兆円の賦課金の国民負担が問題となっている。しかし、上記賦課金は設備認定量を根拠に算出されており、実際には土地の確保がないなど事業化の見込みのない案件も含んだ金額となっている。事業化見込みが認められない認定の取消を一層、迅速に行うことができるような体制を整備すべきである。	【経産省】平成25年度までに認定を受けた大規模な太陽光発電のうち運転開始に至っていない案件に対しては、報告徴収を行い、土地・設備の確保が確認できない案件については、聴聞を経て認定の取消しを行ってきている。この結果、報告徴収の対象とした案件のうち、出力ペースで、24年度認定分の18% (246万kW)、25年度認定分の13% (367万kW)について取消し・廃止となっている。(平成27年5月29日時点)また、平成26年度以降に認定を受ける太陽光発電については、こうした問題が起らないよう、認定を受けてから一定期間内に土地・設備の確保が確認できない場合、認定が失効するというルールを設けている。引き続き、こうした運用を適切に実施してまいりたい。	・取り消しを一層迅速に行うための体制の整備が要望されているのに、経産省の回答はその点について言及がなく、改善策といえない。 ・報告徴収・聴聞について、今後の見通しはどうなっているのか。進捗が遅れているのであれば、その理由を明らかにすべきである。	【経産省】報告徴収、聴聞、取り消しをはじめとするFIT法の運用については、(例えば報告徴収の件数は平成24年度4,699件、平成25年度10,375件存在)各経産局が、特に繁忙な時期には、他部署からの応援や非常勤職員の活用等で何とかさばっているのが現状である。この中で、平成24年度認定案件については、概ね聴聞・取消しの手続きは終了しているところであり、現時点では、平成25年度認定案件の聴聞・取消しの手続きを鋭意進めているところ。また、平成25年度認定案件については、発電事業者からの提出書類の事前審査業務等を、守秘義務について徹底した上で外部委託することで、経済産業局の秘密審査を支援し、事務手続きの迅速化に努めている。聴聞・取消しの手続きについては、対象案件が大量である上、個々の認定案件について場所及び設備の確保状況を確認する必要があるため、一定の時間を要するものではあるが、引き続きこの手続きを着実に進めるとともに、より一層迅速に進めるために引き続き検討してまいりたい。	【経産省】①事前審査業務等の委託については平成26年度から実施しており、委託契約額は、平成26年度で47,546,283円、平成27年度で38,418,701円であり、委託契約先は、公表の結果、いずれもデロイト・トーマツコンサルティング合同会社となっている。②職員を増員する場合、定数・定員及びそれに係る予算の要求をする必要があるが、人事院の発表によると、経済産業局のような管区機関における一般行政職員1名の平均給与月額が413,734円(平成26年4月現在)となっている。また、聴聞や報告徴収業務は法令に基づく処分行為であるため、職員が行う必要があるが、全体の業務軽減のために非常勤職員を活用し、他の事務審査を中心に担当させることも考えられる。この場合、他の同様な事例を参考にすると、非常勤職員1名の給与月額は176,800円程度(週3日程度勤務)が見込まれる。
太陽光	4		太陽光パネルが老朽化によって廃棄物になる量は、2040年度に77万トンに上ると推計されている。しかし、太陽光パネルの処理システムは確立されていないので、リサイクルを含めた適正処理を推進する社会的な仕組みを構築すべき。また、太陽光パネルの中古リサイクル市場を創設すべきである。	【経産省】固定価格買取制度によって一旦導入された太陽光発電設備については、買取期間が終了した後においても、できるだけ長期にわたり、定期的な点検や設備の更新を行うことで、発電インフラとしての役割を担い続けて行くことが重要と認識。また、太陽光発電の設備が大量に廃棄される時期の到来に備え、適正な処理が行われるよう、①太陽光パネルから有用資源を分離・回収するリサイクル技術の開発を実施するとともに、②廃棄された設備の扱いについて、まずは平成25年度より、排出量の見込みや費用対効果、適正な処理等の実態調査を環境省と共同で行っているところであり、これを踏まえた必要な検討を行い、様々な環境整備に取り組んでまいりたい。【環境省】太陽光発電については、今後廃棄量の増加が見込まれており、再生可能エネルギーの導入を進めることにより、新たに廃棄物問題を生じさせないよう、H27年度中には太陽電池パネルの適切なリユース・リサイクル・適正処分の方法・留意事項に関するガイドラインを作成し、関係事業者への周知を図るとともに、関係省庁と連携し、パネルメーカーによる回収・リサイクルシステムの構築の促進を図る。	・廃棄物となる太陽光発電設備のリサイクル技術の開発、実態調査、ガイドラインの作成のみならず、適正処理を推進するような具体的な制度の構築が望まれる。 ・中古リサイクル市場の創設については言及がないが、検討すべきである。	【経産省】前回回答した実態調査を踏まえ、適正処理を推進するための制度の在り方についても将来的に検討課題とした。【環境省】パネルメーカーによる回収・リサイクルシステムの構築を促進するとともに、メーカーによる回収・リサイクルの実施状況を注視し、将来の排出増加に備える上で必要があれば、太陽電池パネルのリサイクルを促進・円滑化するための制度的対応について検討してまいりたい。また、H27年度中には、太陽電池パネルの適切なリユース・リサイクル・適正処分の方法・留意事項に関するガイドラインの作成に加えて、太陽光発電のリユース推進に向けた課題の検証を行う予定であり、太陽電池パネルのリユースの可能性についてもあわせて検討してまいりたい。	【経産省】①現在、既に太陽光パネル製造メーカーにおいて、パネルとフレームの分解可能化、端子箱の取り外し可能化及び特定化学物質の含有量低減等について、個社毎に取り組みを進めていると聞いている。今後、上記の取組も踏まえ、適正処理を推進するためのインセンティブ付与制度の在り方についても将来的に検討課題とした。【環境省】太陽光パネルを製造するメーカーによる回収・リサイクルシステムの構築を通じ、リサイクルしやすいパネルの製造が促進されることが考えられる。さらに、メーカーによる回収・リサイクルの実施状況を注視し、将来の排出増加に備える上で必要があれば、設計段階の取組も含めて太陽電池パネルのリサイクルを促進・円滑化するための制度的対応について検討してまいりたい。
太陽光	5		一般電気事業者へ接続検討の申込みをした後、接続契約締結に至るまでの期間が読めないため、運転開始までのスケジュールが立てづらい。一般電気事業者に対して、接続検討申込みから接続契約締結日までの期間を明示するなど、発電事業者が事業期間の見通しを立てることができるような措置を講ずべき。	【経産省】接続検討に要する期間は標準的には1ヶ月～3ヶ月とされているが、設備の設置場所、規模、接続先の系統の状況等により異なることも鑑み、基本的に標準処理期間を一律に定めることは適切ではないと考えている。ただし、発電事業者ができる限り事業開始までの見通しを立てられるよう、一般電気事業者の検討に時間を要した場合であっても、遅くとも接続申込から270日を経過した時点で調達価格が決定することとしている。	・接続契約に至るまでの期間が読めないことが問題であり、接続検討申込後一定期間内にスケジュールを出すよう、一般電気事業者に義務付ければ、発電事業者側は事業開始までの見通しを立てられるのではないかと。・270日ルールにより、270日前に電力会社へ契約の申し込みが必要となり、商談期間が短くなるため、270日ルール自体についても、何らかの対策が必要。	【経産省】本年4月に設立された電力広域的運営推進機関では、事前相談から接続契約に至るまでの各手続で一般電気事業者が系統連系希望者に対して行う回答について、設備の設置場所、規模、接続先の系統の状況等により系統への接続事情(系統電圧等)が異なることを鑑み、接続を希望する系統の電圧に応じて回答期間を定め公表しているところ。なお、同機関では、一般電気事業者が適切な検討、回答を行っていないと認められた場合で、再検討又は業務改善の求めに正当な理由なく応じないときには指導又は勧告を行い、一般電気事業者の氏名、指導又は勧告の内容及びその理由を公表することとしている。270日ルールについては、本年度から、国民負担の適正化のため、太陽光発電の調達価格の決定時期を「接続契約時」に変更した上で、接続契約の締結に時間を要する場合であっても、調達価格が決定する時期について発電事業者に対して一定の予見可能性を与えるため、270日を経過しても接続契約が締結できない場合には、その時点の調達価格が適用されるというルールを導入したものであり、このルール自体は、国民負担の適正化と発電事業者の予見可能性のバランスを保つためのもの。この「270日」は、これまでの実績から概ね全ての案件が接続契約の締結までに要する期間をベースに設定したものであり、これだけの検討期間を電力会社に保証する趣旨のものでないことを改めて徹底することとしたが、仮にこの期間を短縮すると、このルールで救済される事業者が増加し、早期の契約締結に向けた電力会社への要求がかえって弱まることにもなると考えている。いずれにせよ、頂いた御意見も参考にしながら、引き続き検討してまいりたい。なお、商談への影響については、制度の見直しを含め、事業の予見可能性を高める観点から、必要な施策を引き続き検討してまいりたい。	【経産省】①電力広域的運営推進機関の主体となる業務従事者は、電力会社からの出向者が主体であり、中立性、透明性を保つためには国からの強い指導が必要。アクセス検討などにおいて、同機関へ電力会社と中立的な立場での指導や勧告をすべきではない。②また、送配電等業務指針68条、75条等では、一般電気事業者に対する回答期限を定めているが、当該回答期限を経過した場合でも、一般電気事業者に対しては何らの制裁もない。そのため、接続契約に至る期間が読めないという状況には何ら変わりない。接続契約締結に至るまで実効的な措置を講じるべき。③270日ルールでは、事業性の検討期間が当該年度の価格決定から数か月と短く、事業検討に支障をきたし、金融面やリスク検討の面から導入が進まない原因となっている。価格予見性については、予め数年先までに価格指針を示すといった方策や、次年度の価格決定時期を早める方策などを含めて検討すべきではないか。(全体2と共通)
太陽光	6		太陽光発電については、一般電気事業者7社が無制限・無補償の出力抑制が可能となる指定電気事業者に指定されているため、発電事業者は、事業の収支計画を立てることが困難になっている。発電事業者の予測可能性を高める観点から、一般電気事業者に対し、正確な出力抑制の見通しを明らかにすべきである。また、当初見通しを超える出力抑制については補償を行う、予測はずれた場合には何らかの一般電気事業者に何らかの制裁を設けるなど、一般電気事業者がより正確な出力抑制の見通しを公表させるような仕組みを設けるべき。	【経産省】ビジネス上の判断にあたっては、金融関係者を含めしっかりとした判断が可能であることが重要であることから、今般改正した省令の中で、出力抑制の見込みについて適切に情報提供を行うことを規定しており、当該出力抑制の見通しについては、系統ワーキンググループにおいて第三者の専門家の検証を受けた上で、各電力会社が公表したところ。加えて、出力抑制の見通し精度を向上させるための技術実証に取り組んでいる。なお、出力抑制に補償を行うことを前提にすることは、売電せずに国民負担が発生することに加え、一定程度保守的な予測を電力会社に認める必要があり、かえって出力抑制を過大に評価する可能性があるため、適当ではないと考えている。	・現時点の出力抑制の見通しは、発電事業者が事業性を検討する材料としての出力抑制見通しには程遠く、単に見通しを出しただけになっている。予想を出す電力会社の側に何らかの制裁がなければ、出力抑制を正確に出すインセンティブも起きない。 ・電力会社が電力会社のリスクで出力抑制をするなら保守的な出力予測になるはず。一方で、補償をすることで出力抑制の負担が国民にいくなら、電力会社は保守的予測するインセンティブも起きない。出力抑制に補償を行うことが不要な理由が理由として不十分である。	【経産省】実際の出力制御については、今後どの程度再生可能エネルギー発電設備が導入されるか、また需要の動向によって異なるため、各電力会社は追加的に接続する設備容量及び需要の変動に応じた出力制御の見通しを示している。また、出力制御を正確に実施するための前提となる、出力制御の見通し精度を向上させるための技術実証に取り組んでいる。引き続き精度向上に努めてまいりたい。なお、出力制御に対する補償については、国民負担とした場合、発電していない設備の収入を国民全体でご負担して頂くこととなり、適当ではないと考えている。	【経産省】①現在の政省令等による出力抑制の順番からは、変動電源である太陽光発電、風力発電の出力抑制を実施する前に、地域間連系線による地域間の電力調整が入っていないので、入れるべきである。②出力抑制を検討するに当たっては、ドイツの例などを参考に、需要の想定、変動電源の発電量予測、需要側の需要調整、制御調整期間をなるべく短期化するべきである。③出力抑制の見通しの精度を向上させることは、事業者が融資の前提となる収支計画を立てるためにも極めて重要となる。現状では、リスクが多資金融資ができない判断を行う例が多い。したがって、可能な限り早期に、実効性ある形で出力抑制の精度を向上させるべき。例えば、電力各社の出力制御見通しと実績値の差を公表し、差が大きい場合には抑制分の補償を電力会社の負担において行うといった形も検討すべきである。(全体10、全体14と共通。)





風力	3		<p>風力発電の導入を促進するため、地域における風力発電の立地に関するゾーニング策定を支援する取組や地域住民の不安を解消するための取組など、各地域における合意形成を支援する施策を講じるべきである。</p>	<p>【経産省】 風力発電が地域に根ざした電源として地域社会と共生していくためには、事業者自らがまず地域における合意形成に努めることが基本であると考え。また、現実に、そうした取組を通じて風車が建設されてきているところ。 他方、洋上風力発電を導入するに当たっては、漁業者を含む地域との合意形成が不可欠であり、そのハードルは一層高い。そのため、港湾や航行、漁業者等の利害関係者や住民等と合意形成を図るために必要となる手段、仕組み、方法等について調査を行い、洋上風力に係る地域共存の事例等についてとりまとめを行っている。 【環境省】 ご指摘の施策については、平成27年度から「風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法構築事業」を実施しており、本事業の支援の下で、地方自治体主導で合意形成や各種規制手続の事前調整、環境配慮の検討を進めいただき、手続の合理化、期間短縮に資する適地抽出の手法に関するガイドを策定することとしている。</p>	<p>・洋上風力の導入拡大においては、ポテンシャルの大きい一般海域の利用が不可欠であるが、一般海域は所管する省庁が決まっていないため検討が滞っている。 ・陸上風力について地域の合意形成を支援する具体的な施策について記載がない。欧州諸国と同様に、政府主体のゾーニングによる事業リスク低減を求める民間の声に対して応えて欲しい</p>	<p>【経産省】 ご指摘の点も参考にしながら、今後、風力発電が地域にしっかり受け入れられるような施策について、検討してまいりたい。</p> <p>【環境省】 地域の合意形成を支援する施策として、平成27年度から実施している「風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法構築事業」については、洋上風力のみならず陸上風力も対象としており、現在適地抽出地域として選定している4地域のうち1地域が陸上風力である。本事業を通じて、地域協議会の開催、関係機関との調整等により地方公共団体の主導による合意形成を図り事業リスクの軽減と環境配慮の両立を図ってまいりたい。</p>	<p>①地域の合意形成以前の重要な問題である「欧州諸国と同様に、政府による海域のゾーニングが重要」という指摘に対して回答がなされていない。明確な考えが示されることを望む。 ②風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法構築事業については、今後、拡充する必要はない。</p>	<p>【経産省】 ①ご指摘の点については、関係省庁と検討してまいりたい。 【環境省】 ①環境省では、ゾーニングのための基礎情報の整備を目的として、地域における風速や離岸距離等の条件を考慮した洋上風力の導入ポテンシャル調査を実施している。 ②今後、拡充する必要があるのご指摘を踏まえ、検討してまいりたい。</p>
風力	4	<p>・農地法 ・森林法 ・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律</p>	<p>森林・農用地など指定地区における作業・設置許可の規制緩和、送電線を設置する場合の農地転用手続きの省略化・簡略化、地権者同意の省略化・簡略化など風力発電の導入拡大のため、農地転用許可制度の円滑・確実な運用、森林及び農地における風力発電の設置に係る諸制度の緩和を図るべきである。 また、農山漁村再生可能エネルギー法によって、第一種農地の農地転用や農用地区域の変更がどの程度行われ、森林法上の許可取得がどの程度迅速化したか明らかではない。農山漁村再エネ法による再エネ導入促進がどの程度図られたか、検証し第三者に公表すべきである。</p>	<p>【農水省】 (1)農地転用許可制度の円滑・確実な運用、農地における風力発電の設置に係る諸制度の緩和について 風力発電設備(送電設備を含む。)の農地への設置については、平成26年5月に施行された「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(以下「農山漁村再生可能エネルギー法」という。)に基づき、 ① 市町村が基本計画に設備整備区域を定め、事業者が、市町村から認定された設備整備計画に従って設備を設置する場合には、第一種農地であっても農地転用を可能としており、 ② この場合には、農地法に基づく農地転用許可があったものとみなされることとしていることにより、農地転用許可における規制の緩和及び手続の簡素化を図っている。 また、風力発電設備の農用地区域への設置については、市町村が農業振興地域整備計画において農用地等として利用する土地の区域を農用地区域として設定していることから、当該計画に支障がないよう、市町村が農山漁村再エネ法による基本計画を定める際に、農用地区域の変更についてあらかじめ調整を行うことにより、円滑な運用が図られるものと考え。 地権者同意については、その者の土地を他の用途に利用する場合、農地に限らず必要なものであることから、民法等における権利関係の調整に関する対応が必要である。 (2)森林における風力発電の設置に係る諸制度の緩和について 農山漁村再生可能エネルギー法では、基本計画を作成した市町村が認定した設備整備計画に係る特例として、森林法に規定する林地開発許可、伐採許可又は作業許可の手続についてワンストップ化を措置することや、国有林野については、国有林野の管理経営に関する法律に基づき貸与する場合に公益事業の用に供するものとして随意契約を認めることにより、再エネ発電のための諸手続の簡略化・迅速化を図っているところであり、こうした制度の活用により、継続して再生可能エネルギーの導入を推進していく考えである。 (3)農山漁村再生可能エネルギー法による再エネ導入促進の程度に関する検証及び第三者への公表について 御指摘を踏まえ、法の施行状況について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じることとした。</p>	<p>・地権者同意の省略化・簡略化については民法等の対応任せになっているが、具体策を講じるべきではない。 ・農山漁村再エネ法の実効性が確保されるような運用がなされているかどうかの検証が必要である。 ・農山漁村再エネ法下で、農地の転用許可が進むよう、農水省が農地の所在地・面積等の情報を一元管理し、事業者がそういった情報にアクセスして、再エネのために活用できるようにすべきである。</p>	<p>【農水省】 (1)農地転用許可制度の円滑・確実な運用、農地における風力発電の設置に係る諸制度の緩和について 風力発電設備(送電設備を含む。)の農地への設置については、平成26年5月に施行された「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(以下「農山漁村再生可能エネルギー法」という。)に基づき、 ① 市町村が基本計画に設備整備区域を定め、事業者が、市町村から認定された設備整備計画に従って設備を設置する場合には、第一種農地であっても農地転用を可能としており、 ② この場合には、農地法に基づく農地転用許可があったものとみなされることとしていることにより、農地転用許可における規制の緩和及び手続の簡素化を図っている。 また、風力発電設備の農用地区域への設置については、市町村が農業振興地域整備計画において農用地等として利用する土地の区域を農用地区域として設定していることから、当該計画に支障がないよう、市町村が農山漁村再エネ法による基本計画を定める際に、農用地区域の変更についてあらかじめ調整を行うことにより、円滑な運用が図られるものと考え。 市町村と農業委員会は、毎年合同で管内の農地における、荒廃農地の状況を「再生可能」「再生困難」に区分して調査しており、本調査の情報については市町村に照会すれば入手可能である。 なお、再生利用困難な荒廃農地を再生可能エネルギー等に有効活用することは重要と認識しており、平成23年度に「農山漁村再生可能エネルギー導入可能性調査支援事業」により、各都道府県レベルでの荒廃農地や農業水路等における再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査を支援。当該調査により判明した市町村や農業集落単位での導入可能地等の調査結果についてHPで公表しているところである。 HPアドレス：<a href="http://www.ofsi.or.jp/rokkujika/kekka/result-saiseikanou3.htm">http://www.ofsi.or.jp/rokkujika/kekka/result-saiseikanou3.htm</a> (2)森林における風力発電の設置に係る諸制度の緩和について 農山漁村再生可能エネルギー法では、基本計画を作成した市町村が認定した設備整備計画に係る特例として、森林法に規定する林地開発許可、伐採許可又は作業許可の手続についてワンストップ化を措置することや、国有林野については、国有林野の管理経営に関する法律に基づき貸与する場合に公益事業の用に供するものとして随意契約を認めることにより、再エネ発電のための諸手続の簡略化・迅速化を図っているところであり、こうした制度の活用により、継続して再生可能エネルギーの導入を推進していく考えである。 (3)農山漁村再生可能エネルギー法による再エネ導入促進の程度に関する検証及び第三者への公表について 農山漁村再生可能エネルギー法は、平成26年5月に法施行されて1年余りのため、まずは、市町村を対象とする全国段階やブロック段階での意見交換会や出前講座の開催及びミニレターによる情報発信を行うとともに、国の相談窓口において同法の活用についてのサポート等を行い、引き続き法活用の環境を整えることに注力してまいりたい。今後、法活用が進む中で、御指摘を踏まえ、市町村向けのアンケート調査の実施や法の活用状況について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じることとした。</p>	<p>①地権者同意の省略化・簡略化については民法等の対応任せになっているが、具体策を講じるべきではないかという点について、言及がないので、言及すべきである。 ②今後は、農山漁村再エネ法の活用状況について、実効が確実につながっているかどうか検証を実施し、その結果を優良事例等とともに公表することが望まれる。</p>	<p>【農水省】 ①地権者同意については、その者の土地を他の用途に利用する場合、必要なものであることから、民法等の問題になる。 ②優良事例については、農山漁村再生可能エネルギー法の活用市町村数を増やしていくためにも重要と認識しており、今後、法活用が進む中で、事例分析等も行い、その結果について公表してまいりたい。 検証結果については、農山漁村再生可能エネルギー法の基本計画作成市町村の意向も踏まえて公表を検討してまいりたい。</p>
風力	5	<p>・森林法 ・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律</p>	<p>特定規模電気事業者の保安林指定解除や作業許可要件について通知により配慮がされている。しかし、さらなる導入促進のためには、保安林指定解除や作業許可要件について、緩和、簡略化を図るべき。</p>	<p>【農水省】 4で記した対応の方向性のとおり、農山漁村再生可能エネルギー法では、基本計画を作成した市町村が認定した設備整備計画に係る特例として、森林法に規定する保安林内における伐採許可又は作業許可の手続きについてワンストップ化を措置し、事業者がこれらのメリットを享受できるよう、諸手続の簡略化・迅速化を図っているところであり、都道府県担当者への各種会議での周知等を通じて、同制度の適切な活用引き続き取り組んでまいりたい。</p>	<p>・風力発電設備設置のための保安林指定解除について言及がない。 ・実効性が確保されるような運用がなされているかどうかの検証が必要である。</p>	<p>【農水省】 保安林は国民の生命・財産の保全に直結する社会的必要性に基づき指定されたものであるため、農山漁村再生可能エネルギー法の基本方針では、「林地を設備整備区域に含めようとする場合には、保安林として指定されていない森林に係る林地を優先的に用いるものとする」とともに、設備整備区域に保安林に係る林地を含める必要がある場合には、当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないようにするものとする」とされている。このため、同法においてやむを得ず保安林に係る林地を含める必要がある場合の作業許可等の手続についてワンストップ化を措置したものであり、同法の趣旨に基づき、事業者の利便性に配慮するとともに、再生可能エネルギーによる農山漁村の活性化を図ってまいりたい。 また、農山漁村再生可能エネルギー法は、平成26年5月に法施行されて1年余りのため、まずは、市町村を対象とする全国段階やブロック段階での意見交換会や出前講座の開催及びミニレターによる情報発信を行うとともに、国の相談窓口において同法の活用についてのサポート等を行い、引き続き法活用の環境を整えることに注力してまいりたい。今後、法活用が進む中で、御指摘を踏まえ、市町村向けのアンケート調査の実施や法の活用状況について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じることとした。</p>	<p>①対策・運用改善等の実効性が上がっているかどうかについて、検証を継続する必要がある。</p>	<p>【農水省】 ①ご指摘を踏まえ、継続的に検証を行うことについて適切に対応したい。</p>

風力	6	環境影響評価法電気事業法	現在、1万kW以上の風力発電の環境アセス期間は3年から5年が必要で、1万kWあたり1億円から2億円のコストがかかっている。風力発電の導入加速化のため、環境影響評価法の期間短縮、風力発電事業・設備特性や立地地域の実情に適した環境アセスメントの在り方の検討、環境影響評価項目の見直しなど、環境アセスメント手続きの迅速化、合理化を図るべき。	【経産省・環境省】 経済産業省・環境省の両省で連携し、通常は3、4年要する風力・地熱の環境アセスメントの手続き期間を半減させるための取組として、①審査プロセスの運用改善による期間短縮(経産省・環境省)、②風況ポテンシャルマップの作成や、風況ポテンシャル等を踏まえて選定した情報整備モデル地区における環境基礎情報の整備(経産省・環境省)③現況調査の前倒しによる環境影響評価手続きの迅速化の支援(経産省)を進めている。さらに、環境アセスメントのあり方について、環境や地元へ配慮しつつ風力発電の立地が円滑に進められるよう、環境省・経済産業省両省で必要な対策を検討していく。	・環境影響評価項目の見直しについて言及がない。 ・対策や検討が実施されつつあるが、実効性は上がっていない。 ・実効性の上がるような施策の実施と、実施中の改善策の実効性(効果)と適切な運用につき、フォローと検証が必要。	【経産省・環境省】 環境影響評価項目については、事業者自らが個別の状況に応じ選定するものである。 環境影響評価手続きの迅速化については、審査期間の短縮や環境基礎情報の整備等を通じて行っているところ。①審査期間の短縮については、これまで準備書の標準期間が270日であったのが、実例として106～208日になるなど、実際に効果を出している。②環境基礎情報の整備については、データベースを公開後、現在データ活用を問い合わせを多くいただいているところであり、今後こうした案件の手続き進捗により、事業者によりデータを環境影響評価の中で活用されるものと考えている。③環境影響評価手続きの迅速化の支援として、現況調査を前倒して実施する上での課題等の特定・解決を図るための実証事業を集中的に実施しており、その成果を元に前倒し環境調査の方法論を確立する予定。これらの改善策については、引き続きフォローアップと検証をおこなっていく。 いづれにせよ、頂いたご指摘も踏まえつつ、環境アセスメントのあり方について、環境や地元へ配慮しつつ風力発電の立地が円滑に進められるよう、環境省・経済産業省両省で必要な対策を検討していく。	①制度上は評価項目の選定は事業者が選定することになっているものの、風力発電について、現在の環境影響評価項目自体が風力発電事業の実態に即したものになっていないのではないかと。 ②標準的な環境アセスメントでは、配慮書手続きに3カ月、方法書手続きに6カ月、環境影響調査自体に24～30か月かかることとされている。準備書の標準期間を270日から106～208日に短縮しただけでは不十分である。	【経産省・環境省】 ①主務省令で示している環境影響評価項目は事業者が参考とする項目であり、実際の事業の環境影響評価においては、関係者の意見を踏まえ、方法書の作成において、事業の実態に即した項目を事業者が選定するものである。 ②準備書の標準期間を270日から106～208日に短縮する審査期間の短縮以外にも、環境情報の整備や現況調査の前倒しによる環境影響評価手続きの迅速化の支援を行っており、今後これらを活用した案件の手続き進捗により、さらなる迅速化が図られるとされている。加えて、平成27年度から「風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法構築事業」を実施しており、地方自治体主導で合意形成や各種規制手続の事前調整、環境配慮の検討を進めていただき、手続の合理化・期間短縮に資する適地抽出の手法に関するガイドを策定することとしている。 いづれにせよ、頂いたご指摘も踏まえつつ、環境アセスメントのあり方について、環境や地元へ配慮しつつ風力発電の立地が円滑に進められるよう、経済産業省・環境省両省で必要な対策を検討していく。
風力	7		効率的な環境影響評価手続きのために、環境影響評価で得られたデータの適正な蓄積や共有化を支援する制度を講じるべきである。	【経産省・環境省】 御指摘の施策については、平成24年度から「環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」を実施しています。これは、環境省が調査した環境基礎情報をデータベースとして整備・公表し、事業者が行うべき環境調査の一部を代替することで、アセスメントにかかる期間を短くするもので、平成27年度までに、23道府県で81箇所(内訳は、陸上風力58箇所、洋上風力21箇所、地熱2箇所)で事業を実施済みである。 また、経済産業省が平成26年度から実施している「環境アセスメント調査早期実施実証事業」においても環境情報が得られることから、当該データについても、環境省が整備したデータベースを活用し、公表することとしている。	改善策で示された情報以外の風力環境アセス関連情報、及び参考情報となり得る他事業の環境アセス関連情報を含めて、体系的なデータベースの整備が必要である。	【経産省・環境省】 モデル地区における調査結果以外の既存情報についても、データベース化を行うこととしており、引き続き、先行事例の紹介など、事業者が必要とする情報の提供に努めていく。	①各種情報やデータは一体化・一元化されて提供されることが肝要である。いつまでにデータを一体化・一元化するのか、また、データベース化するにあたり、必要となる予算はいくらか。 ②今後は、データベースがいかに活用されるかをどのような指標で図るのかお伺いしたい。	【経産省・環境省】 ①環境アセスメント基礎情報整備モデル事業の成果は、一元的な地理情報システム(GIS)データとして整備を進めており、データベースシステムは平成24～25年度に構築し、平成25年度に運用を開始している。 なお、経済産業省が実施している環境アセスメント調査早期実施実証事業においては、各種情報やデータが得られる見込みである平成28年度以降、環境省が整備したデータベースを活用し、情報の提供に努めていく。 ②データベースシステムのVisit数やPageView数を把握する等の指標を設定している。
風力	8		風力発電については、適地が北海道・東北に集中しているが、十分な送電網が整備されていないため、地域内の送電網の整備・増強を図る必要がある。また、風力発電の更なる導入拡大を図るためには、広域的な出力調整が必要である。風力発電導入の観点から、地域内送電網だけでなく、北本連系線など地域間送電網の整備・増強をより一層図るべき。	【経産省】 北海道北本間連系設備については、北海道電力が2019年3月までに現在の60万キロワットから90万キロワットまでの30万キロワットの増強を図るべく、現在、工事を実施中。また、本年4月に発足した電力広域的運営推進機関では、地域間連系線の整備・増強について、広域運用の観点やエネルギーミックス等、国の政策方針も踏まえつつ広域系統整備計画を策定することとなっている。	・地域内の送電網の整備・増強のための施策について言及がない。 ・北本連系線について、30万kWの増強によりどの程度風力も含めた再エネの導入増加が見込めるのかの試算が不足している。空き容量の活用も必要。 ・北本連系線の事前予約等の運用ルールを見直し、事業者が利用しやすい環境整備が必要である。 ・地域間連系線や地域内主幹系統は広域的電力の安定及び再エネ導入拡大に必要な共通インフラの観点で、国主導を進めるべき。	【経産省】 当省では、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大のため、北海道・東北地方における風力発電の導入をすすめるべく、地域内の送電網の整備・実証に対して予算措置による支援を実施している。また、本年4月に発足した電力広域的運営推進機関では、系統への接続を希望する複数の事業者が系統強化に必要な工事をそれぞれの規模に応じて共同負担することで送電網整備を円滑にすすめることができるようにするプロセスをルール化したところ。再生可能エネルギーの接続可能量算定や空容量の活用については、今後の検討課題であるが、本年4月に設立された電力広域的運営推進機関では、これまでに、地域間連系線を可能な限り有効に活用するため、30分毎の断面できめ細かく算定することなど新たなルールの運用を開始しているところ。 さらに、系統の受入量を増やす対策として、大型蓄電池の実証、電力系統の運用技術の高度化等についても予算措置を講じて取り組んでいるところ。	①地域内送電網の整備のための送電網整備実証事業については、平成25年度の「地域の活性化に資する分散型エネルギー会議」でも記載されているところ。平成25年度以降に実施されている送電網整備実証事業4事業をみると、事業の進捗がはかられているとは言えない。国は、各事業の進捗がはかられるよう後押しをすすめたい。 ②送電網整備実証事業は、民主党政権下において、1道2県の特定風力集中整備地区で実施されることが決まっている。再生可能エネルギーを普及拡大させていくのが党の志では、特定風力集中整備地区を更に拡大すべきである。(全体15と共通) ③工事を実施中という北本30万kWの増強により、どの程度風力も含めた再エネの導入/連系の増加が見込めるのか、具体的な試算を示すべきである。 ④地域間連系線や地域内主幹系統は、広域的な電力の安定供給及び再エネ導入拡大に必要な共通インフラの観点で、国が主導して進めるべき。	【経産省】 ①送電網整備については、本来、様々な要因を踏まえて詳細なルート設計をした上で、環境影響評価、土地の取得などを実施し、実際に送電線の敷設を行うことから、事業全体で10年程度の期間がかかることもあるもの。そのうちの初期のルート設計・検討に数年の時間を要することもあり、本事業についても、現在送電ルートの詳細検討を行っているところ。今後、実際に送電線の敷設が行われていく予定であるが、事業の進捗状況の把握に十分努めるとともに、必要な後押しを行ってまいりたい。 ②現在、1道2県にて、4件の送電網整備事業が行われているが、事業者の風力発電開発状況も踏まえ、特定風力集中整備地区の拡大も検討しつつ、必要な送電網の整備を推進してまいりたい。 ③再生可能エネルギーの導入や連系については、電力需給の増減や火力発電の調整能力の増減、具体的な系統の状況といった様々な要因によっても変わりが得るものであり、具体的な増加見込みの試算を現時点で示すことは困難と考えているが、風力の接続可能量については、今後とも検討してまいりたい。 ④地域間連系線や地域内基幹送電線については、電力広域的運営推進機関において、広域運用の観点やエネルギーミックス等、国の政策方針も踏まえつつ広域系統整備計画を策定する。また、同機関は国からの要請に基づき同計画を策定する仕組みとしている。この様な取組を通じ必要なインフラの整備が進むよう、国民負担の観点も踏まえ国としても取り組んでまいりたい。
風力	9	・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律	洋上風力発電の推進のため、拠点港および特殊作業船舶の整備、対象海域のゾーニング、一般海域の利用ルールの明確化、関連諸法規の整備・各種規制の緩和などの環境整備を行うべき。	【国交省】 国土交通省では、平成24年6月、環境省と連携で、港湾への風力発電の導入プロセスを提示したマニュアルを作成し、公表。本マニュアルには、港湾法に基づく法定計画である「港湾計画」に洋上風力発電の導入対象海域のゾーニングとなる「再生可能エネルギー源を活用する区域」の設定について示している。 平成26年3月には、浮体式風力発電施設の浮体・係留設備等に関する安全性を確保するための「浮体式洋上風力発電施設技術基準安全ガイドライン」をとりまとめた。 また、平成27年3月、港湾における洋上風力発電施設の構造の安定や船舶航行の安全確保にむけて、水域占用許可の審査の際の技術的な判断基準となる「港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン(案)」を作成し、公表する等、円滑な導入のための環境整備に取り組んでいるところ。 洋上風力発電の効率的な建設を支える港湾については、欧州の先進事例を調査しており、これらを基に、今後は、洋上風力発電の導入が円滑に進むよう、適切な海域の管理や港湾の効果的な活用方策について引き続き検討する。 【環境省】 環境省では「再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報整備」事業において、地域における風速や離岸距離等の条件を考慮した洋上風力の導入ポテンシャル調査を実施している。 【農水省】 農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、農林地や漁港とその周辺水域の利用調整を適切に行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を促進することにより、農山漁村の活性化を図っているところ。	・港湾区域への導入促進策は評価できる。 ・港湾区域以外の一般海域のゾーニング関連法規整備が着手されていない(風力3と関連)。 ・特に目標導入量の設定と、それに合致したインフラ(港湾、建設専用船等)整備のロードマップが国や自治体から示されていない。	【農水省】 港湾区域以外の一般海域における洋上風力発電については、農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、農林地や漁港とその周辺水域の利用調整を適切に行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を促進することにより、農山漁村の活性化を図っているところである。 なお、漁業者等の海域の既存利用者との合意形成については、地域によってその事情は様々であることから、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく地域の協議会等を活用し、個別に利用調整が行われているところである。	①日本の洋上風力発電で今必要なのは「市場の創出」である。そのためには、民間主体の「個別の利用調整」ではなく、公的機関による「国策としての対策(導入目標設定・インフラ整備とロードマップ策定等)」である。だからこそ、国交省は、所管官庁として、関係法令を洗い出した上で、必要な法令を作成・整備すべきである。	【国交省】 国土交通省としては、これまで再生可能エネルギー等関係府省庁連絡会議や海洋基本計画等において、関係行政機関の緊密な連携の下、洋上風力発電を含む再生可能エネルギーの利用促進を進めてきたところ。 今後は、洋上風力の利用促進に向け、関係団体からの要望も踏まえ、これまでと同様に関係府省庁とも連携しながら、必要な検討を重ねて参りたい。

風力	10		洋上風力発電の推進のため、開発・投資の促進への財政的支援、建設・運転維持コストを低減する研究開発への支援などを実施すべき。	<p>【経産省】 洋上風力発電については、銚子、北九州において着床式洋上浮力の実用化に向けた実証事業を進めており、また、福島においても世界に先駆けて世界最大級の浮体式洋上風力の実証事業を進めているほか、更なる低コスト化に資する技術開発を行っている。さらに、平成26年度から陸上風力発電とは別個の買取区分を設けており、固定価格買取制度においてより積極的に後押しすることで、商用化への道筋をつきたいと考えている。</p>	研究開発が、浮体式という特定の先端技術に偏っており、直近の着床式のコスト低減ニーズに対する配慮が欠けている。	<p>【経産省】 着床式洋上風力についても、国内で初めて銚子・北九州沖合において風車実機を設置し、洋上風力発電システムの経済性・信頼性評価等に取り組む実証事業を行っている。当該実証事業においては、あわせて、海上風・波浪・海潮流等のデータ収集・解析等の検証、生態系への影響評価を実施し、我が国特有の海上風特性や気象・海象条件を把握し、これらの自然条件に適合した着床式洋上風力のシステムの確立を目指しているところ。 また、今後新たに設置する案件についても、着床式ウインドファーム事業の開発に係る風況精査、海域調査、環境影響評価、風車基礎・海底ケーブル・変電所等の設計、施工等の検討を行うための支援を行っている。 これらの事業を通じてさらなるコスト低減を図ってまいりたい。</p>	<p>①一般に研究開発においては、「プロトタイプ」と「商用化」の間には「死の谷」と呼ばれる障壁がある事が知られている。この障壁を越えて日本に洋上風力発電の市場を創出するために、着床式においても複数台(50MW以上のウインドファーム規模)でコスト低減を検証する洋上風力発電の国家プロジェクト(政府主導の大型プロジェクト)が必要である。ウインドファーム規模で検証することにより、建設工程と経済性(量産と規模の経済によるコスト低減)の目途をつけることが可能になる。海外ではドイツのAlphaVentus洋上風力プロジェクト(着床式の5MW洋上風車が12台)が好例になる。</p>	<p>【経産省】 ①着床式洋上ウインドファームについては、現在、民間事業者による計画が複数進捗しており、着床式ウインドファーム開発支援事業において引き続き事業者が行う調査、設計、経済評価などを支援してまいりたい。</p>
風力	11		洋上風力発電施設は、荒天時には波が高いために通常の船で当該施設に接近することが困難であるため、荒天時の設備の保守や関連設備に故障・異常が発生するなどの緊急時の対応等において、ヘリコプターでナセル等風車本体その他設備に直接接近することが必要となる。そのため、洋上風力発電の導入が先行している欧州諸国では、ヘリコプターを活用した保守及び緊急時対応等が一般的に行われている。しかし、わが国の航空法等では、洋上風力発電施設への接近及び作業を想定した規定はなく、作業に必要な手続や条件も決まっていない。洋上風力発電の導入を促進するため、関連する民間団体・企業のニーズをくみ上げ、早急に合理的で現実的な規則の整備を進めるべきである。	<p>【経産省】 例えば、福島沖の浮体式洋上風力では、緊急時にヘリコプターで接近することも想定し、洋上の変電所にヘリポートを設けている。こうしたことを含め、具体的な環境整備については、関係省庁と適宜連携をとってまいりたい。 【国交省】 関係法令上の取扱については、所管省庁等から必要に応じて協議がなされれば、適切に対処していく。</p>	ヘリコプターからナセルに人が直接降りて設備の保守等行えるようにする必要がある。また、緊急用ではなく、日常的な保守作業へのヘリコプター活用に向けた検討も進めてゆくべき。	<p>【経産省】 今後の大規模な洋上風力発電施設建設計画において、保守作業へのヘリコプター導入の必要性、コスト等を見極めながら、必要な環境整備については、関係省庁と適宜連携をとってまいりたい。</p>	<p>①要望事項に何ら応えていない。国交省は、所管官庁として、関係法令を洗い出した上で、必要な法令を作成・整備すべきである。 ②今の航空法第79条では、場外着陸場の認定取得には現地人員の存在が必須とされているが、人員は常駐していない洋上風車に対しては例外的に適用を認めて欲しい。</p>	<p>【国交省】 ①国土交通省としては、これまでも再生可能エネルギー等関係省庁連絡会議や海洋基本計画等において、関係行政機関の緊密な連携の下、洋上風力発電を含む再生可能エネルギーの利用促進を進めてきたところ。今後も、洋上風力の利用促進に向け、関係団体からの要望も踏まえ、これまでと同様に関係省庁とも連携しながら、必要な検討を重ねて参りたい。 ②航空法第79条では、現地人員がいない場外着陸場であっても、予め安全に着陸する手順等を作成することにより許可している。実例としては福島沖の洋上風力発電施設の変電所は場外着陸場として許可している。また、ヘリコプターからナセルに人が直接降りて設備の保守等を行うことについては、ヘリコプターがナセル直上でホバリングし吊り下げ装置等を利用して保守員を降ろす運用が考えられるが、航空法第81条(最低安全高度)ただし書の許可を受けることで可能である。</p>
バイオマス	1	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	木質バイオマス発電については地域外へのエネルギーコストの流出防止、地域の雇用・所得の増加、安定した林業生産への貢献が期待されるといった観点を踏まえ、地方創生にも最適なエネルギーとしてその飛躍的な導入拡大を図るべきである。	<p>【経産省】 木質バイオマス発電を対象に含む固定価格買取制度を引き続き適切に運用するとともに、今年度より、2,000kW未満の未利用木質バイオマス発電を対象に、別個の買取区分を設けることとしたところであり、これによってより小さい事業規模でも木質バイオマス発電に取り組めるようになったことで、更なる木質バイオマスの利用推進につながることを期待している。 加えて、固定価格買取制度の対象とならない自家消費向けのバイオマス発電設備については導入促進のための予算措置を講じているほか、農林水産省と連携し、林地残材等の原材料を安定的に収集・運搬し、地域でエネルギーを自立的にまかなうシステムを確立するための実証事業等を実施しているところ。 【総務省】 総務省では、関係省庁との連携の下、自治体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、木質バイオマス等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を次々と立ち上げ、広域的な地域経済好循環を創造する「分散型エネルギーインフラプロジェクト」を推進している。 木質バイオマス発電とその余熱を活用したシステムの導入などの分散型エネルギーインフラの整備においては、数多くの関係者の調整等、自治体が主導的な役割を果たすことが期待されていることから、総務省では、「地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画(マスタープラン)」の策定を行う自治体を支援している。 既に14団体がマスタープランを策定し、事業化に向けて先行的に取り組んでいるところであるが、今年度は、更に20団体程度に支援を行い、全国展開を図ることで、地域経済の好循環拡大を推進してまいりたい。 【農水省】 木質バイオマスのエネルギー利用は、本格的な利用期を迎えている国産材の大きな需要先となるだけでなく、林業の成長産業化や雇用創出など地方創生にも貢献できる分野であると考えている。 このため、農林水産省としては、経済産業省、環境省等とも連携し、 ① 木質バイオマス関連施設や未利用間伐材等の安定的・効率的な収集のために必要な路網等の整備への支援 ② エネルギー利用に取り組む者への相談・サポート体制の構築や技術開発への支援等に取り組んでいるところである。</p>	<p>・様々な事業・施策がなされている点は評価できる。一連の施策が、バイオマスを飛躍的な導入につながる施策と言えるか、地方創生の観点から十分に効果が上がっているかという点には疑問が残る。 ・全国の自治体に木質バイオマスの推進体制を構築し、各自治体毎の数値目標を作り、計画的体系的な推進が望まれる。</p>	<p>【経産省】 木質バイオマスのサプライチェーンも含めた木質バイオマスエネルギー利用全体のボトルネックを調査したうえで、バイオマスに導入促進に必要な施策を、関係省庁と連携して、引き続き検討してまいりたい。 【農水省】 木質バイオマス発電所の設置状況を見ると、現時点で稼働しているものが10箇所あるのに加え、今後3年程度で50箇所程度まで拡大する状況であり、更に、本年4月の小規模木質バイオマス発電所にかかるFITの電力買取価格の見直しにより、新規の施設設置計画も増加すると見込まれるところ。地方創生の観点を含め、木質バイオマスの活用については、全国各地で着実に取組が進んでいると考えている。 木質バイオマス発電の推進に当たっては、燃料となる木材の安定的な確保が最大の課題であり、発電所等の整備は、地域の木材供給力に即した形で進めることが不可欠であるところ、そのような点をきちんと踏まえた上での計画的なバイオマス利用の推進が図られるよう、全国の自治体に対して指導・助言してまいりたい。</p>	<p>①農水省回答に記載のある全国の自治体に対する指導・助言はどのような内容か。また、全国の自治体に対して指導・助言が完了するのはいつ頃か。 ②農水省においては、総務省、経産省と協調して全国の自治体の計画的な取組の体制整備を促してもらいたい。自治体によっては全く考えていないところもある。</p>	<p>【農水省】 全国の自治体に対しては、都道府県担当者を集めた会議を定期的に開催するほか、必要に応じ通知を随時発出すること等を通じて、 ・農山漁村再生可能エネルギー法の活用等を通じた計画的な発電施設の設置 ・現在及び将来における地域の木材供給可能量の確定的把握 ・製紙業その他木材の既存需要家への影響の防止のための措置等について指導・助言を行うとともに、個別のFIT設備認定の際には、これらの点を含めて都道府県等からヒアリングを実施し、これらの取組状況を確認しているところ。 現在、国において森林・林業基本計画の見直しを実施中であり、来年夏頃に当該基本計画が見直された後、これに即して、国、都道府県及び市町村における森林計画が順次見直されることとなること、(それまでも必要な指導・助言は継続しつつ、)この機会を捉えて、木質バイオマスのエネルギー利用に関する自治体の計画的体系的な推進体制の整備について指導等を強化したいと考えている。 また、バイオマスの活用の推進や自治体への支援に当たっては、各省庁が連携して、 ・バイオマスの活用の推進にかかる国の基本的な方針等を内容とする「バイオマス推進基本計画」の策定 ・農水省、総務省、経産省など関係7府省による「バイオマス産業都市」づくりの推進 ・各省庁におけるバイオマスのエネルギー利用推進に向けた支援策の実施 等に取り組んでいるところであり、今後も各省庁の連携を強化してまいりたい。</p>

バイオマス	2	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	国内バイオマス資源の利用はエネルギー自給率の向上につながるが、輸入PKSの場合、そのメリットが得られない。木質バイオマス発電の導入拡大にあたっては、輸入燃料であるPKSに依存するのではなく、国内の未利用資源の利用量を600万m3よりもさらに拡大することにより、取り組んでいくべきである。	<p>【経産省】</p> <p>木質バイオマス発電については、PKSを含む海外のバイオマス資源の導入もCO2削減の観点からは一定の意義があるものの、国内の未利用資源の利用の重要性に鑑み、国内未利用材の導入促進のため、固定価格買取制度において、一般材よりも高い32円の買取価格を設定していることに加え、今年度より、2,000kW未満の未利用木質バイオマス発電を対象に、別個の買取区分を設けることとしたところであり、これによってより小さい事業規模でも木質バイオマス発電に取り組めるようになったことで、更なる木質バイオマスの利用推進につながることを期待している。</p> <p>【農水省】</p> <p>国内の未利用資源の利用拡大を図るためには、資源を安定的・効率的に供給する体制を構築することが必要である。</p> <p>このため、農林水産省としては、</p> <p>① 間伐等の施業単位をまとめる施業の集約化</p> <p>② 木質バイオマス燃料を確実に確保するための造林</p> <p>③ 木質バイオマスのエネルギー利用のための関連施設や路網の整備等について、関係各省とも連携して取組を推進してまいりたい。</p>	<p>・製材工場や木材生産の現場では、林地残材や工場残材などの大量の真の「未利用資源」が発生している。現行制度では、特に工場残材に対するインセンティブが低く、せっかくの未利用材の利用が進んでいない。他方で、PKSには24円という高い買取価格を設定し、利用が進んでいる。残材利用に対するインセンティブを大きくすべきである。</p> <p>・経産省は「更なる木質バイオマスの利用推進につながることを期待している」というが、より積極的に、600万mを例えば3000万mに拡大するといった数値目標を早期に設定することが求められる。</p>	<p>【経産省】</p> <p>工場残材の調達価格については、調達価格等算定委員会においてその発電コスト・事業リスクを慎重に判断した上で24円が適用されており、引き続き発電コストやリスクに応じた価格設定がなされるべきものと考えている。</p> <p>ご指摘の600万m3の根拠となっている森林・林業基本計画について、来年夏頃の見直しに向けて今後検討がなされていくものと認識しており、エネルギー源としての国内の未利用資源の利用拡大についても、農水省等関係省庁と連携して検討してまいりたい。</p> <p>【農水省】</p> <p>木質バイオマスのうち、いわゆる林地残材については、ほとんど利用されず林内に放置されていた状況を踏まえ、FIT制度において、その活用にに向けたインセンティブが働くような価格設定にされているところ。一方、いわゆる工場残材については、既に95%以上がボード類等にリサイクルされており、未利用の資源は比較的小さいと考えられるところ。FIT制度上のインセンティブを更に大きくすることについては、既存の需要への影響を踏まえた慎重な検討が必要ではないかと考えている。</p> <p>木質バイオマスの利用拡大について、燃料用の木質バイオマスは、あくまで木材生産等に付随して発生する安価な副産物であることから、その大幅な拡大を図るためには、バイオマス向けだけにどまらず、木材全体の需要と供給力を大幅に拡大することが不可欠である。このような観点から、現在進めている森林・林業基本計画の見直しにおいて、木材全体にかかる供給等の目標を検討していく予定であり、この中において、現在の目標である600万m3の見直しも進めてまいりたい。</p>	<p>①森林・林業基本計画における600万mは、木材生産の過程で発生する材の利用についてであり、大量に発生している工場残材は考慮されていない。国内で製材や合板に加工される丸太は2700万m3近くに達する。このうち、一次加工の歩留まりは6割と言われており、1000万m前後が残材になると思われ、その95%が利用されているとされている。その内訳として、エネルギーが20%、マテリアルが80%とされているが、当該データは平成17年度のものである。固定価格買取制度後の状況は反映されていないことから、改めて、残材の実態調査を行ったらどうか。</p> <p>②ドイツでは、年間5000万m相当の木材がバイオマス利用されているが、そのうち8割が残材(林地残材・工場残材)である。このことからみても、国内の未利用資源の利用量が600万mは少なすぎず、バイオマスの普及促進のためにも、600万mからの「大幅な」見直しを目標に掲げてほしい。(バイオマス5と共通)</p>	<p>【経産省】</p> <p>①工場残材などの木質バイオマス利用実態調査の再実施については、所管省庁である農水省と適宜検討してまいりたい。</p> <p>②エネルギー基本計画は定期的に見直し事となるが、その際にこれを反映させることとなる。現在の根拠となっている国内の未利用資源の利用量自体の見直しについては、所管省庁である農水省と適宜検討してまいりたい。</p> <p>【農水省】</p> <p>森林・林業基本計画の見直しに当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行計画の目標はFIT制度が始まる以前のものであり、現在は木質バイオマスのエネルギー向け需要が急増していること</li> <li>・ 平成30年までに少なくとも50カ所の発電所が稼働予定であり、平成32年における600万m3という数字は達成が現実的と思われること</li> <li>・ FITにおける小規模区分の価格設定の新設により小規模な発電所の建設も増えるであろうこと</li> </ul> <p>等の状況変化を踏まえつつ、木材供給力の拡大の見直しも勘案しながら、できるだけ意欲的な目標を検討してまいりたい。</p> <p>なお、林地残材や製材端材のエネルギー利用の実態把握については、その必要性について認識しており、統計データとしてどのような把握ができるかも含めて検討しているところである。</p>
バイオマス	3	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	バイオマス発電における石炭混焼、あるいは石炭火力におけるバイオマス混焼の拡大は、木材需要の創出といった面で林業再生に一定程度貢献するものと思われるが、地球温暖化対策に貢献しているとは必ずしもいえない。石炭とバイオマスの混焼の場合には、バイオマス専焼発電設備と買取価格に差を設けたり、環境アセスメントを実施するべきである。	<p>【経産省】</p> <p>石炭とバイオマスの混焼の場合には、バイオマス比率に応じて固定価格買取制度の買取価格を適用することで、バイオマス部分に限定した支援を行っている。</p> <p>【環境省】</p> <p>○バイオマスに含まれる炭素分は、植物がその成長過程において大気中の二酸化炭素(CO2)を固定したものであり、バイオマスは燃焼しても大気中のCO2は増加しない(いわゆるカーボンニュートラル)。</p> <p>○従って、バイオマスを燃焼させてもCO2の増加にはつながらないため、これを石炭の代替燃料として利用することにより、代替された石炭の分だけ、温室効果ガス排出量を削減することができる。(なお、バイオマスの混焼により、熱効率は若干低下すると言われていたため、厳密には石炭が代替される分がそのままCO2削減効果となるわけではない。)</p> <p>○また環境アセスメントについては、バイオマス混焼であっても、御指摘のとおり、環境影響評価法対象規模の火力発電所については、同法に基づく環境影響評価を行うことが義務づけられているところ。</p>	<p>バイオマス比率に応じた買取価格の適用では、バイオマス専焼設備の普及拡大という点から十分といえないのでは、バイオマス専焼設備が、混焼設備と比較して普及するようより積極的な施策を提示すべき。</p>	<p>【経産省】</p> <p>現在、FIT制度の出力制御順において、バイオマス混焼設備がバイオマス専焼設備より優先されることとなっている。また、9割以上はバイオマス燃料を利用しているが、燃料確保リスクの観点等から限定的にバイオマス以外の燃料を用いているバイオマス混焼設備もある実態も考慮する必要がある。いずれにせよ、バイオマスエネルギー利用拡大の推進に向けて、関係省庁と連携して、各種バイオマスの取扱いのバランスを含めて必要な施策の在り方を適宜検討してまいりたい。</p>	<p>①森林の境界明確化について、事業進捗の支障となる場合があるとのことだが、支障を解決できるような方策を積極的に検討すべきである。</p> <p>②地籍調査の第6次計画について、平成26年度の林地の地籍調査進捗率44%では、十分進捗しているとはいえない。地籍調査の進捗をより加速化すべきである。林地において50%達成することを必須とすべきである。</p> <p>③平成21年度末時点における地籍調査未着手・休止中の市町村は604市町村と全体の3分の1以上となっていたようだが、現在はどうか。</p> <p>④地籍調査未着手・休止中市町村の解消についても計画に盛り込まれているが、地籍調査未着手・休止中の自治体をゼロとすることを意味しているのか。</p> <p>⑤未着手・休止中の自治体をゼロ又は解消するのは何年度を目標としているのか。</p> <p>⑥上記④の目標を達成するために新たに必要となる予算は発生するのか。発生する場合は必要となる予算額を明らかにされたい。</p>	<p>【農水省】</p> <p>①森林の境界明確化については、これまで森林整備地域活動支援交付金により、森林所有者の確認、森林の状況調査等の森林情報収集や森林経営計画作成、施業の集約化における合意形成、森林所有者等における境界の確認等を支援しているところであり、平成27年度からは、これまで森林経営計画の作成時、又は施業の集約化の場合のみ活用できていた森林境界の確認等を単独で活用できるように拡充しており、境界明確化の推進に取り組んでいるところである。</p> <p>また、森林所有者の高齢化等により現地での立金作業が困難又は著しく非効率となる場合があるため、作業の省力化・効率化を目的に、3次元地図(立体地形図)や過去の空中写真などの森林情報を境界の確認等に活用できないかについて、今年度、モデル的な実証事業を実施し検討しているところである。</p> <p>【国交省】</p> <p>②地籍調査の主な実施主体は市町村であるため、市町村への財政支援や促進策等により引き続き地籍調査を促進し、目標の達成に取り組んでまいりたい。</p> <p>③平成26年度末の未着手・休止中の市町村は492市町村である。</p> <p>④第6次十箇年計画では、未着手・休止市町村数の解消を目指すこととしており、明確にゼロとするとの表現にはなっていない。しかしながら、地籍調査の重要性に鑑み、引き続き未着手・休止市町村の解消に取り組む。</p> <p>⑤同計画では計画中間年を目標としている。なお、同計画の中間見直し(平成26年8月)において、未着手・休止市町村の解消に向けて努力すべきとされていることを踏まえ、同計画の終了年に向け、国として更に取り組む。</p> <p>⑥未着手・休止中の市町村の解消のために新たに必要となる予算はないが、地籍調査を着手・再開した場合には、当該事業の実施に伴う費用が必要となる。また、未着手・休止市町村の解消には、実施主体である市町村等の予算・体制の確保が不可欠であり、国としてこれらの課題に対して前向きに取り組んでいく。</p>
バイオマス	4		木質バイオマスエネルギー利用の推進にあたっては安定・安価な燃料調達が不可欠であり、そのためには林業の再生・高度化と国産材需要の拡大が求められる。所有者・境界特定のための地籍調査の加速化、国産材需要喚起に向けた施策等を積極的に推進すべきである。	<p>【農水省・国交省】</p> <p>木質バイオマスエネルギーの利用推進のためには、施業の効率化等による国産材の安定供給体制の構築と木材需要の拡大が必要である。このため、国産材の需要拡大に向けて、中高層建築物での利用が期待されるCLT(直交集成板)等新たな製品・技術、公共建築物の木造化等について、関係府省とも連携して引き続き推進してまいりたい。</p> <p>また、農林水産省と国土交通省とが連携して、森林の境界明確化活動と地籍調査の成果の相互の活用を促進するなど、境界の明確化に取り組んでおり、今後も境界の明確化に向けて一層の促進を図る。</p>	<p>・CLT等については国産材の需要喚起が期待できる一方で、林業の再生・高度化を図るための施策についての言及が十分とはいえない。より一層の施策が求められる。</p> <p>・境界明確化、地籍調査については期限を区切って計画的に行うべきである。</p>	<p>【農水省】</p> <p>林業の再生・高度化については、木材の安定供給体制の確立を目指して、路網整備や高性能林業機械の導入による生産性の向上、林業の担い手の育成、ICT等も活用した川上の林業分野と川下の木材産業の連携の推進等に総合的に取り組んでいるところ。近年は、森林資源の一層の充実、木質バイオマスなど新たな木材需要の増大等の状況の変化が見られるところであり、これに適切に対応した施策を推進するため、森林・林業基本計画の見直しに取り組んでいるところである。</p> <p>また、森林の境界明確化については、森林所有者等の現地立ち会いの下、境界の確認を実施しているところであるが、近年、森林所有者の高齢化、不在村森林所有者、不明森林所有者等が存在するなど、森林の境界明確化を進めるために必要な森林情報が集まらず、事業進捗の支障となる場合がある状況。</p> <p>しかし、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築による林業の成長産業化の実現のためには、森林境界の明確化を進め、施業の集約化を推進していくことが重要であると考えており、林野庁としては、森林整備地域活動支援交付金により、森林情報の収集や合意形成、境界の確認等を支援しているところである。今後においても、厳しい財政事情の中ではあるが、関係省庁・地方自治体・地元関係者が連携し、森林境界の明確化を促進してまいりたい。</p> <p>【国交省】</p> <p>地籍調査は、国土調査事業十箇年計画に基づいて、主に市町村が実施しており、現在は第6次十箇年計画(計画期間:平成22年度～平成31年度)に基づき、期限を区切って計画的に実施されている。</p>	<p>①森林の境界明確化について、事業進捗の支障となる場合があるとのことだが、支障を解決できるような方策を積極的に検討すべきである。</p> <p>②地籍調査の第6次計画について、平成26年度の林地の地籍調査進捗率44%では、十分進捗しているとはいえない。地籍調査の進捗をより加速化すべきである。林地において50%達成することを必須とすべきである。</p> <p>③平成21年度末時点における地籍調査未着手・休止中の市町村は604市町村と全体の3分の1以上となっていたようだが、現在はどうか。</p> <p>④地籍調査未着手・休止中市町村の解消についても計画に盛り込まれているが、地籍調査未着手・休止中の自治体をゼロとすることを意味しているのか。</p> <p>⑤未着手・休止中の自治体をゼロ又は解消するのは何年度を目標としているのか。</p> <p>⑥上記④の目標を達成するために新たに必要となる予算は発生するのか。発生する場合は必要となる予算額を明らかにされたい。</p>	<p>【農水省】</p> <p>①森林の境界明確化については、これまで森林整備地域活動支援交付金により、森林所有者の確認、森林の状況調査等の森林情報収集や森林経営計画作成、施業の集約化における合意形成、森林所有者等における境界の確認等を支援しているところであり、平成27年度からは、これまで森林経営計画の作成時、又は施業の集約化の場合のみ活用できていた森林境界の確認等を単独で活用できるように拡充しており、境界明確化の推進に取り組んでいるところである。</p> <p>また、森林所有者の高齢化等により現地での立金作業が困難又は著しく非効率となる場合があるため、作業の省力化・効率化を目的に、3次元地図(立体地形図)や過去の空中写真などの森林情報を境界の確認等に活用できないかについて、今年度、モデル的な実証事業を実施し検討しているところである。</p> <p>【国交省】</p> <p>②地籍調査の主な実施主体は市町村であるため、市町村への財政支援や促進策等により引き続き地籍調査を促進し、目標の達成に取り組んでまいりたい。</p> <p>③平成26年度末の未着手・休止中の市町村は492市町村である。</p> <p>④第6次十箇年計画では、未着手・休止市町村数の解消を目指すこととしており、明確にゼロとするとの表現にはなっていない。しかしながら、地籍調査の重要性に鑑み、引き続き未着手・休止市町村の解消に取り組む。</p> <p>⑤同計画では計画中間年を目標としている。なお、同計画の中間見直し(平成26年8月)において、未着手・休止市町村の解消に向けて努力すべきとされていることを踏まえ、同計画の終了年に向け、国として更に取り組む。</p> <p>⑥未着手・休止中の市町村の解消のために新たに必要となる予算はないが、地籍調査を着手・再開した場合には、当該事業の実施に伴う費用が必要となる。また、未着手・休止市町村の解消には、実施主体である市町村等の予算・体制の確保が不可欠であり、国としてこれらの課題に対して前向きに取り組んでいく。</p>

バイオマス	5		<p>2011年に閣議決定した森林林業基本計画において2020年における木材利用量の目標のうち、木質バイオマス発電等エネルギー源等としての600万m<sup>3</sup>/年を見込んでいるが、政府は2030年のエネルギーミックスを検討する段階にある本年においても、この利用量想定を据え置いて根拠としている。今後、未利用間伐材の利用量見直しを大幅に上方修正した上で新たな根拠に基づいて発電電力量を試算するべきである。</p>	<p>【経産省】 未利用間伐材の利用量見直しの大幅な修正が生じることがあれば、全体的な状況の変化も勘案しながら、少なくとも3年ごとに行われるエネルギー基本計画の検討に合わせて、必要に応じてエネルギーミックスを検討する際に考慮していくこととなる。</p> <p>【農水省】 平成23年に閣議決定された現行の森林・林業基本計画においては、平成32年のパルプ・チップ用材の利用量の目標として、木質バイオマス発電等のエネルギー源等として、600万m<sup>3</sup>を利用することを見込んでいるところである。本計画については、5年ごとに見直すこととされていることから、平成28年夏頃の改訂に向けて、現在、検討を行っているところであり、エネルギー源としての国内の未利用資源の更なる利用拡大についても、本計画の見直しの中で検討してまいりたい。</p> <p>なお、未利用間伐材等を活用した発電は、地域における木材需要の拡大や雇用の創出に大きな効果があるが、発電量自体は、日本全体のエネルギーミックスに影響するほどの量ではないと考えられる。</p> <p>(仮に、現時点で発生している未利用間伐材2,000万m<sup>3</sup>/年をすべて発電に供したとして100万kWであり、一般的な原子力発電所1基分程度である。)</p>	<p>すでに大量に発生している残材を、ほとんど考慮していない。1本の木から丸太になるのは、7割前後、丸太のうち製品になるのは3～4割に過ぎず、残りは残材になる。一部、製紙用チップに加工されるものの、大部分は廃棄されたり、焼却処分されているのが実態である。バイオマス利用の基本原則は副産物利用であり、waste to energy である。未利用木材利用について、もっと踏み込んだ取り組みをすべき。</p>	<p>【経産省】 ご指摘の600万m<sup>3</sup>の根拠となっている森林・林業基本計画について、来年度の見直しに向けて今後検討していくものと認識しており、エネルギー源としての国内の未利用資源の利用拡大についても、農水省等関係省庁と連携して検討してまいりたい。</p> <p>【農水省】 大量に発生している林業生産の副産物としての林地残材について、木質バイオマス発電等への利用を拡大していくためには、バイオマス利用にとどまらない木材全体の需要を拡大するための施策とともに、路網の拡大、高性能林業機械の導入など木材の供給を増強するための施策を、総合的・計画的に推進していく必要がある。</p> <p>このような観点から、現在進めている森林・林業基本計画の見直しにおいて、森林・林業・木材産業にかかる施策全体の見直しとともに、木材全体にかかる供給等の目標を検討していく予定であり、この中において、現在の目標である600万m<sup>3</sup>の見直しも進めてまいりたい。</p>	<p>①森林・林業基本計画における600万m<sup>3</sup>は、木材生産の過程で発生する材の利用についてであり、大量に発生している工場残材は考慮されていない。国内で製材や合板に加工される丸太は2700万m<sup>3</sup>近くに達する。このうち、一次加工の歩留まりは6割と言われているとされている。その内訳として、エネルギーが20%、マテリアルが80%とされているが、当該データは平成17年度のものである。固定価格買取制度後の状況は反映されていないことから、改めて、残材の実態調査を行ったらどうか。</p> <p>②ドイツでは、年間5000万m<sup>3</sup>相当の木材がバイオマス利用されているが、そのうち8割が残材(林地残材・工場残材)である。このことから国内の未利用資源の利用量が600万m<sup>3</sup>は少なすぎる。バイオマスの普及促進のためにも、600万m<sup>3</sup>からの「大幅な」見直しを目標に掲げてほしい。(バイオマス2と共通)</p>	<p>【経産省】 ①工場残材などの木質バイオマス利用実態調査の再実施については、所管省庁である農水省と適宜検討してまいりたい。 ②エネルギー基本計画は定期的に見直す事となるが、その際に、600万m<sup>3</sup>の見直しを含む新しい事情や根拠が生じていれば、適切にこれを反映させることとなる。現在の根拠となっている国内の未利用資源の利用量自体の見直しについては、所管省庁である農水省と適宜検討してまいりたい。</p> <p>【農水省】 森林・林業基本計画の見直しに当たっては、 ・現行計画の目標はFIT制度が始まる以前のものであり、現在は木質バイオマスのエネルギー向け需要が急増していること ・平成30年までに少なくとも50カ所の発電所が稼働予定であり、平成32年における600万m<sup>3</sup>という数字は達成が現実的と思われること ・FITにおける小規模区分の価格設定の新設により小規模な発電所の建設も増えるであろうこと 等の状況変化を踏まえつつ、木材供給力の拡大の見直しも勘案しながら、できるだけ意欲的な目標を検討してまいりたい。 なお、林地残材や製材端材のエネルギー利用の実態把握については、その必要性について認識しており、統計データとしてどのような把握ができるかも含めて検討しているところである。</p>
バイオマス	6		<p>木質バイオマス発電については、燃料となる木材を安定的かつ低廉に確保し、その利用拡大を図ることが重要であり、オーストリアやスウェーデン等の諸外国や国内の成功事例も踏まえ、林道や作業道といった路網の整備を加速するとともに、技術改善の促進や設備投資支援等の取組を進めるべきである。</p>	<p>【農水省】 木質バイオマスのエネルギー利用は、これまで林内に放置されてきた、枝葉や小径木を含む未利用間伐材等を、エネルギー利用向けに安定的・効率的に供給する体制を構築することなしには実現できないものである。</p> <p>このため、農林水産省としては、 ① 間伐等の施策単位をまとめる施策の集約化 ② 木質バイオマス燃料を確実に確保するための造林 ③ 木質バイオマスのエネルギー利用のための関連施設や路網の整備 ④ 効率的な発電システムや燃料の開発・改良等について、関係各省とも連携して取組を加速させる必要があり、今後とも諸外国や国内の成功事例を踏まえつつ取り組んでまいりたい。</p>	<p>木質バイオマス発電についての設備投資支援についても具体的に言及すべきである。</p>	<p>【農水省】 木質バイオマス発電にかかる設備投資については、無利子の資金融通(FIT対象施設が対象)、補助事業(FIT対象施設以外が対象)によって支援を行っているところ。</p>	<p>①木質バイオマス発電にかかる設備投資について、無利子の資金融通及び補助事業を行っているとのことだが、実施主体及び支援事業の実績を明らかにすべき。</p> <p>②路網に関し、幅員2.5m程度の路網を整備すべきではないか。路網を整備する場合に必要な予算等あれば示されたい。</p>	<p>【農水省】 ①木質バイオマス発電にかかる設備投資に対する支援事業は、都道府県を通じて行う、木材加工施設の整備、木造公共施設の整備等を含めたメニュー事業の一つとして実施しており、実施主体の選定及び補助金額等については都道府県が決定する仕組みとしているところ、個別の実施主体及び支援事業の実績の公表の仕方について、どのような形が適当か検討してまいりたい。 ②2.5m程度の路網については、森林作業道として整備が可能であり、森林整備事業や農山漁村地域整備交付金等において、間伐等の施策と一体的に整備する森林作業道に対し支援している。</p>
バイオマス	7		<p>バイオマス発電はリードタイムが長く、各種認可手続きや合意形成、安定した燃料調達ルート確保等も必要となることから、開発期間短縮のため手続き等の合理化を進めるべきである。また、手続き等の合理化にあたっては、自治体や事業者、住民を巻き込みながら進めるべきである。</p>	<p>【経産省】 経済産業省としては、①ホームページに事業化のフローを掲載することによる各種認可手続き等の明確化、②「関係法令手続状況報告書」の提出を義務づけることにより関係自治体との調整を早期に促すといった施策を通じ、関係手続きの円滑化を図っている。</p> <p>【農水省】 発電利用に供する木質バイオマスの証明手続きについては、林野庁においてガイドラインを策定しており、その中で書類の様式例を示しているところである。また、書類の簡素化を図るため、伐採届等の公的な証明を添付する場合には、当該書類に木材の販売先、数量、事業者の認定番号等の必要な情報を記載することも代用可能としている。</p> <p>また、自治体や事業者、住民等の関係者の合意形成を図ることが重要であり、農山漁村再生可能エネルギー法において、自治体为主导して、これらの関係者が役割分担等について合意形成を目指す協議会を組織することができることとしている。御指摘を踏まえ、今後も国の相談窓口において、農山漁村再生可能エネルギー法の活用についての周知やサポート等を行いたい。</p>	<p>経産省ご指摘の施策は手続きの円滑化のための施策であって、開発期間短縮のための合理化に繋がっているか明らかでない。もっと踏み込んだ取り組みが必要。協議会も全自治体で設置するよう促していくべき。</p>	<p>【経産省】 ご指摘の点も参考にしながら、開発期間短縮のための関係手続等の合理化に向けて、関係省庁と連携して適宜検討してまいりたい。</p> <p>【農水省】 発電利用に供する木質バイオマスの証明手続きについては、林野庁においてガイドラインを策定しており、その中で書類の様式例を示しているところである。また、書類の簡素化を図るため、伐採届等の公的な証明を添付する場合には、当該書類に木材の販売先、数量、事業者の認定番号等の必要な情報を記載することも代用可能としている。</p> <p>また、自治体や事業者、住民等の関係者の合意形成を図ることが重要であり、農山漁村再生可能エネルギー法において、自治体为主导して、これらの関係者が役割分担等について合意形成を目指す協議会を組織することができることとしている。御指摘を踏まえ、引き続き、市町村を対象に全国段階やブロック段階での意見交換会や出前講座の開催及びモニターによる同法の活用についての情報発信を行うとともに、国の相談窓口において同法の活用についてのサポート等を行いたい。</p>	<p>①農水省回答において、農山漁村再生可能エネルギー法において、協議会を組織することを目指しているとのことだが、どの程度設置が進んでいるのか。</p> <p>②平成30年までに100地区設置するという協議会の設置数の目標は達成できるのか。達成できない場合は、新たな規制緩和等大胆な施策展開をするべきではないか。</p>	<p>【農水省】 ①農山漁村再生可能エネルギー法の基本計画の作成に取り組んでいる16市町村で協議会が設置されている。 ②農山漁村再生可能エネルギー法や予算措置等の活用により、平成30年度達成目標として、再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を現に行っている地区を全国100地区以上存在していることを目指すこととしている。 農山漁村再生可能エネルギー法の基本計画作成済み市町村は7つあるが、今後は、基本計画作成中及び作成検討中の36市町村、基本計画の作成に関心のある465市町村を主な対象として、目標達成に向け、引き続き全国段階やブロック段階での意見交換会や出前講座の開催、モニター送付を通じて同法の活用についての情報発信を行うとともに、国の相談窓口においても市町村や事業者のサポートを行いたい。</p>
バイオマス	8		<p>木質バイオマス発電は発電効率が高い程度であり、多くの熱を大気中に放出している。地域のエネルギー資源を有効活用し、事業収益や山林所有者・林業事業者等への還元を拡大していくためにも、熱の回収・利用によるエネルギー利用効率の向上が欠かせない。バイオマス由来の熱の価値にプレミアムをつける、あるいは熱電併給の場合、買取価格を優遇するなどの措置を講じるべきである。また、発電規模に関わらず熱利用の推進が図られるよう、地域ごとの熱供給システムの構築に向けて適切な支援策を講じるべきである。</p>	<p>【経産省】 木質バイオマスの熱電併給設備を有する場合、熱を併給する場合に高い買取価格を設定することは、実質的に熱を買うことと等しいため、現行法で採用することは困難であるものの、発電部分については、固定価格買取制度の適用を受けることは可能である上、熱利用部分については、別途補助金による導入支援を行っている。また、固定価格買取制度の対象設備は支援対象外となるものの、バイオマスを含む再生可能エネルギー等を活用し、電気や熱を一定規模のコミュニティの中で面的に利用する取組における事業化可能性調査や設備導入に対する支援も行っている。</p> <p>【総務省】 総務省では、関係省庁との連携の下、自治体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、木質バイオマス等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を次々と立ち上げ、広域的な地域経済好循環を創造する「分散型エネルギーインフラプロジェクト」を推進している。</p> <p>木質バイオマス発電とその余熱を活用したシステムの導入などの分散型エネルギーインフラの整備においては、数多くの関係者の調整等、自治体为主导的な役割を果たすことが期待されていることから、総務省では、「地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画(マスタープラン)」の策定を行う自治体を支援している。</p> <p>既に14団体がマスタープランを策定し、事業化に向けて先行的に取り組んでいるところであるが、今年度は、更に20団体程度に支援を行い、全国展開を図ることで、地域経済の好循環拡大を推進してまいりたい。</p>	<p>・バイオマスの熱電併給を進めるには、買取価格その他の制度で、熱の価値にプレミアムを付けることは必要である。 ・熱供給を促進するため、体系的な支援策の構築が求められる。 熱供給のための「管」路の整備については、厚い助成制度を導入すべき。(地方体政措置を含む)</p>	<p>【経産省】 頂いたご指摘も参考にしながら、バイオマスの熱電併給の促進に向けた施策のあり方について検討してまいりたい。 また、「熱供給のための「管」路の整備」については、平成26年度補正予算において、バイオマスコージェネを含む再生可能エネルギーやコージェネレーション等の分散型エネルギーを面的に活用する取組に対する支援措置を新たに講じており、同支援において熱導管に対する支援も行うこととしている。</p>	<p>①熱電併給へのインセンティブの付与、熱供給設備の公共インフラ化については、平成25年度の「地域活性化に資する分散型エネルギー会議」でも指摘されてきたところである。管路の整備は熱電併給することが欠かせない。管路の整備について、目標を設け、目標達成のための工程を示し、全国に管路を整備していくべきではないか。</p> <p>②分散型エネルギーを面的に活用する取組に対する支援措置において熱導管に対する支援も行うこととしているが、支援の予算額、導入目標等を明らかにすべき。</p>	<p>【経産省】 ①②平成26年度補正「地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金」のうち構想普及支援事業(78億円の内数)にて熱導管の整備を含めた分散型エネルギーの面的利用を行う事業に対して補助金が行っており、全国にて10事業程度の支援を想定している。</p>

バイオマス	9		バイオガス発電事業は食物残渣や家畜糞尿、下水汚泥等の原料を用いるため、原料種別ごとに多様な利害関係者が存在する。円滑な合意形成や適切な実現可能性調査等の推進を後押しするとともに、原料調達・処理等役割の一端を担う自治体への適切な支援が必要である。	【経産省】 バイオガス発電は、家畜糞尿や食品残渣などの地域に根付いた燃料を用いるものであり、バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業でも、バイオガス発電を含め、地域の特性を活かした自立できるシステムを構築する事業について、事業可能性調査および実証を行っている。この実証事業は自治体にもメンバーとして参加していただいている。こうした成果を他の地域にも展開していくこと等により、バイオガス発電事業等の地域一体となった取組の導入を促進してまいりたい。 【農水省】 関係する7府省(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)が連携して推進している「バイオマス産業都市」の取組では、原料となるバイオマスの調達から収集・運搬、利用まで一貫したシステムが構築されるよう、自治体等による、地域の合意形成や事業化に関する専門的見地からの検証などを踏まえた構想づくりに対する支援を行っているところである。	実証事業や構想づくりに対する支援が、一過性の取り組みにならないようにしっかりとした構想の下で推進体制を作ってもらいたい。また、地域での円滑な合意形成を図り、バイオガス発電を地域一体となって取り組めるような踏み込んだ支援も必要ではないか。	【経産省】 バイオガス発電について、バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業の成果を他の地域にも展開していくこと等により、バイオガス発電事業等の地域一体となった取組の導入に向けて関係省庁と連携して促進してまいりたい。 【農水省】 バイオマス産業都市の構築を目指す自治体等に対しては、構想づくりのための支援を講じており、選定後も事業の推進状況についてのフォローアップを行うなど、関係府省が連携して指導・助言を行う体制を整えているところである。 また、農山漁村再生可能エネルギー法においては、自治体が主導して、地域の関係者が役割分担等について合意形成を目指す協議会を組織することができることとしており、御指摘を踏まえ、自治体等に対し、今後も国の相談窓口において、農山漁村再生可能エネルギー法の活用についての周知やサポートを行いたい。		
バイオマス	10		木質チップおよびペレットについては、化石燃料のような、種類ごとの統一した品質規格がなく、発電・熱利用双方において事業者の大きな負担となっている。たとえば、固形バイオ燃料の規格化については欧州統一規格(EN)に準拠してISO化の検討が進んでおり、海外動向を参照し、早急に全国統一の規格化を進めるべきである。	【農水省】 固形バイオ燃料の規格化については、EN(欧州統一規格)に準拠してISO化の検討が進んでいることは承知しているところである。 我が国では、燃料用の木質チップについては、(一社)日本木質バイオマスエネルギー協会、全国木質資源リサイクル協会連合会及び全国木材チップ工業連合会が合同で、ENに準拠した基準を検討し、作成したところであり、今後、この規格の普及を推進する考えである。また、ペレットについては、(一社)日本木質ペレット協会と特定非営利法人ペレットクラブが各々製造基準を作成し運用しており、国際的な動きも踏まえながら、現在、両団体による規格の統一に向けて検討を進めているところである。	全国統一の規格化の取組が遅れているので、加速化させるべき。取組のヒアリングを要請する。	【農水省】 固形バイオ燃料のうち木質ペレットについては、複数の業界団体がそれぞれで独自の規格基準を運用しているところであるが、内容に大きな差は無く、規格が統一されていないことでペレットの普及に大きな支障が出ている状況は現時点でみられていないところであるが、各団体に加盟している各種メーカー等への影響等も勘案しながら、早期の規格統一に向けて、団体等への働きかけを強化してまいりたい。	①早期の規格統一に向けて、団体等への働きかけを強化してまいりたいと回答されているが、規格統一は何年度を目標にしているのか。 ②規格統一に向けて、具体的にいつまでどのような働きかけを行い、成果を上げるのか。その工程を明らかにされたい。 ③欧州の取組や最近の動向をフォローして、必要があれば国内の調整にも動いてもらいたい。	【農水省】 現在、複数の業界団体がそれぞれ独自の規格基準を運用しているところであることから、まずは今年度、木質ペレットの生産・流通実態の把握とペレット製造者からのヒアリング等を行う。その結果や関係者の意見も踏まえつつ、できるだけ早期に規格の統一に向けた取組を行ってまいりたい。
バイオマス	11		バイオガス発電について、イニシャル・ランニングコストの低減化や廃熱・液肥等の積極的な利用等の成功事例をデータベース化し、積極的に横展開することによって、適切な普及拡大や認知度向上を図るべきである。	【経産省】 バイオガス発電は、家畜糞尿や食費残渣などの地域に根付いた燃料を用いるものであり、バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業でも、バイオガス発電を含め、地域の特性を活かした自立できるシステムを構築する事業について、事業性調査および実証を行っているところ。こうした成果を他の地域にも展開していくこと等により、バイオガス発電事業等の健全な地域一体となった取組の導入を促進してまいりたい。 加えて、バイオガスを含む再生可能エネルギー発電に新たに取組む事業者や自治体の円滑な事業実施を支援するため、各府省庁の再生可能エネルギー関連施策情報や活用事例を集約したガイドブックを作成しているところ。更に今後、事業者からの相談に対応可能なワンストップ窓口を地方経済産業局及び希望する都道府県に設置するための取組を進めてまいりたい。 また、地方自治体や発電事業者などの業界団体を通じた情報共有が進むよう講習会、意見交換会の開催を協力しているところ。 【農水省】 関係する7府省(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)が連携して推進している「バイオマス産業都市」の取組では、選定地域を会員とした連絡協議会が組織されており、構想の実現化に当たっての課題や対応策などについて意見交換のできる体制が整えられている。また、シンポジウム等において各地域の取組を紹介するなど、バイオマスの利活用に関する情報の共有・発信に努めているところである。	ガイドブック・ワンストップ窓口・講習会、意見交換会等は、成功事例のデータベースと言えるのか。一度、取り組みの状況をヒアリングしたい。	【経産省】 ガイドブック・ワンストップ窓口・講習会、意見交換会において、バイオマス発電の成功事例等の共有を行っているところであり、これらの共有はデータベースの目的と合致するものである。引き続き成功事例のデータベースの充実に取り組みでまいりたい。 【農水省】 バイオマスを活用した取組事例については、シンポジウム等で紹介するとともに、農林水産省のホームページに掲載しているところであり、今後、取組を進めたいと考えている地区の参考になるよう、更なる内容の充実を図ってまいりたい。		
バイオマス	12	労働安全衛生法 電気事業法	バイオマスボイラーならびに各種のバイオマス用発電機輸入に対する各種規制を緩和し、輸入促進をすべきである。 輸入ボイラーは小型ボイラーも含め国内で検査が求められる。その一方で、指定外国検査機関制度により、厚生労働大臣が指定する海外の6箇所の検査機関で検査が終了している場合には、海外の検査データを利用して書類審査の一部や、水圧試験を省略されることがある。 バイオマスボイラーの会社が多くあるオーストリアについては、南ドイツの検査機関で検査している例が多い(TÜV South Germany)が、日本は北ドイツの検査機関(TÜV Rheinland)しか指定外国検査機関に指定していない。そのため、オーストリアのボイラーを輸入した場合、再検査が必要になっており、輸入検査が大きな障壁となっている。したがって、指定外国検査機関制度の適用を受ける検査機関の指定を拡大する措置を講じるべきであり、例えば温水ボイラーについては輸入検査を省略すべきである。	【経産省】 発電用ボイラーの輸入が円滑に進むよう、世界で広く使われている米国機械学会(ASME)規格を電気事業法に基づく国内基準に取り込むべく、現在規制整備中である(平成27年秋の改正を予定)。 【厚労省】 指定外国検査機関制度については、外国検査機関からの申請に基づいて、指定の基準を満たすものを指定するものであり、6機関の指定に限定するものではない。 したがって、指定の基準を満たす者からの申請があれば、審査の上、新たな指定は可能であるので、要望があった機関に対しては、指定の申請手続き、基準等についてお知らせしたい。 指定検査機関が発行した検査適合証明があれば、国内における使用検査時に検査の一部内容を省略することができるので、検査の迅速化・簡略化につながる。 なお、本年6月の外国登録検査・検定機関制度の導入により、外国に立地する検査・検定機関が、国内の登録製造時等検査機関と同様に、労働安全衛生法に基づき登録を受け、同法に基づき検査を行うことができるようになった。これにより、当該外国登録検査機関が行う検査に合格したボイラー等は、そのまま輸入が可能となる。	現在整備中の規制を早期にとりまとめ、各種のバイオマス用発電機の輸入が円滑に進むようにすべきである。	【経産省】 早期に規制見直しができるよう、取り組んでまいりたい。		
バイオマス	13		発電・熱利用双方において、欧州に比べて圧倒的に高いイニシャルコストを低減化する必要がある。高いイニシャルコストとなっている背景を精査し、適切な措置を講じるべきである。ボイラー・発電機等、発電のための施設の規格化・標準化を図るなど、国内メーカーの技術開発・コスト低減化に向けた取組を全面的にバックアップしていくべきである。	【経産省】 固定価格買取制度でバイオマス発電の導入を拡大し、発電設備の量産効果による価格の引き下げを実現してまいりたい。また、バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業を通じて、発電コスト全体の1割のイニシャルコストに加え、全体の7割を占める燃料費や、2割の運転維持費を含めたシステム全体としてのコスト引き下げ、経済性の確立を目指している。	・発電・熱利用双方において高いイニシャルコストとなっている背景の精査、国内メーカーの取組のバックアップについて具体的な言及がない。 ・量産化を加速する手段を講じるなど結果を出してほしい。	【経産省】 設備導入に係るコスト構造も含めた木質バイオマスエネルギー利用全体のボトルネックを調査した上で、国内メーカーの取組支援等バイオマスの導入促進に必要な施策について、関係省庁と連携して、適宜検討してまいりたい。	①ボトルネックの調査について、調査期間、調査手法等の内容、公表時期、公表方法及び予算措置の有無を明らかにされたい。	【経産省】 ①実態調査については、今年度の既存事業内において実施出来ないか検討しているところ。 調査手法や公表についても、この中で検討を行いたい。

バイオマス	14	労働安全衛生法	<p>厚労省より「ボイラーの遠隔監視基準等について」(平成15年3月31日、基発第0331001号)が定められ安全装置に対して明記されているものの、常時監視が義務付けられ、監視場所は同一事業所と定められている。これでは、遠隔監視の本来の目的である無人運転による人件費削減の効果が得られない。監視技術・安全技術はイノベーションが著しい。ゲージ圧力1.0Mpaまでのボイラーについては、規制を大幅に緩和し、無人自動運転を認めるべきである。保守管理負担軽減の観点から、一般のボイラーに対する規制を緩和し、広くバイオマスボイラー導入が進むようにすべきである。</p>	<p>【厚労省】 一定規模以上のボイラーについては、非常時に速やかに対応する必要があることから、遠隔制御が可能な場合であっても、遠隔監視室での監視を求めているところである。 近年、監視技術、安全技術の進展がみられることから、「電気・電子・プログラマブル安全関連系の機能安全に関するJIS規格」(1999年制定、2012年改訂、IEC61508準拠)の安全度水準(SIL)に基づく第三者認証の動向等機能安全面で一定の安全度水準が客観的に認められるものの取扱については、諸外国の状況も含め、最新の知見を集めつつ、関係者の意見を聞きながら、検討して参りたい。</p>	<p>技術革新が著しい欧州では、大規模ボイラーも含め、無人自動運転が広く普及している。欧州なみに規制緩和されれば、バイオマス利用の普及に拍車をかけることができる。早急な検討が求められる。また、「一定規模以上のボイラー」の定義及び定義の根拠を明らかにされたい。</p>	<p>【厚労省】 欧州における規程等においては、ボイラーに異常があった場合、ボイラーの運転者が10分以内にボイラーの設置場所に赴き、必要な措置を講じるよう義務づけられているとされており、欧州においても、全くの無人自動運転を認めているものではないと理解している。引き続き欧州を含む諸外国の情報や最新の知見の収集に努め、一定の安全度水準が客観的に認められるものの取扱について検討してまいりたい。 なお、労働安全衛生法では、ボイラーの種類、使用圧力、伝熱面積などにより、仮にボイラーの破裂・爆発事故が起こった場合の被害の程度が異なると考えられることから、「一定規模以上のボイラー」について常時監視を求めているところであり、この規模未満であれば、常時監視は求めていない。 「一定規模以上のボイラー」の範囲は、労働安全衛生法施行令第1条第3号のボイラーのうち、同条第4号の小型ボイラーを除いたものであり、具体的には以下のとおりである。</p> <p>(遠隔制御室での監視を求めている一定規模以上のボイラー) (1) 蒸気ボイラーのうち次のもの以外のボイラー ①ゲージ圧力0.1MPa以下で、ア)伝熱面積が1㎡以下のもの、又は、イ)胴の内径が300mm以下、かつ、長さが600mm以下のもの ②伝熱面積が3.5㎡以下で、大気開放した内径が25mm以上の蒸気管を取り付けたものなど (2) 温水ボイラーのうち次のもの以外のボイラー ①ゲージ圧力0.1MPa以下で、伝熱面積が8㎡以下のもの ②ゲージ圧力0.2MPa以下で、伝熱面積が2㎡以下のもの (3) 貫流ボイラーのうち次のもの以外のボイラー ①ゲージ圧力1MPa以下で、伝熱面積が10㎡以下のもの(一部除外規定あり)</p>	継続協議中	
バイオマス	15		<p>安全教育を含めた技術成熟を促進する観点から、オーストリアの森林研究所の例などを参考に全国規模の林業研修所で様々な技能を学び、資格を付与する機能が求められる。一定規模以上の林業経営者には、この機関での研修による資格獲得を要件とするといった仕組みも考えられる。</p>	<p>【農水省】 森林技術総合研修所林業機械化センターにおいて、民間等を指導する都道府県職員や国有林野事業職員を主な対象として、林業において労働安全衛生法で求められる車両系建設機械の運転技能講習を行うほか、車両系木材伐出機械の運転業務や伐木等の業務に係る特別教育を実施しているところである。 また、当センターは、平成16年度より群馬労働局長が指定する登録教育機関となっている。 なお、林業労働災害防止の面では、林野庁において「緑の雇用」事業等により、新規就業者に対する安全面を含めた技術習得への支援や地域の取組に対する支援を行っているほか、厚生労働省が所管する林業・木材製造業労働災害防止協会(林災防)によって林業・木材製造事業場への安全指導等が行われているところである。</p>	<p>林野庁森林技術総合研修所林業機械化センターは群馬県に1か所しかない。全国ブロックごとこのような機関を設置することが求められる。</p>	<p>【農水省】 群馬県にある森林技術総合研修所林業機械化センターにおいては、全国規模の研修所として、平成27年度は25コース、346人の都道府県職員や国有林野事業職員を主な対象として研修を実施しているところ。引き続き、研修内容の充実強化を図り、高度な技術者の育成、安全作業の徹底に取り組み考えている。 また、センターの職員が森林管理局に出向いてチェーンソー等の研修を実施しており、これらの研修実施により必要な技術研修ができるものと考えている。</p>	<p>①民間事業者の研修についてはどのような支援があるかにも言及していただきたい。 ②緑の雇用事業で入った新規就業者の定着率はどの程度か。 ③森林管理局に出向いて研修を実施しているとのことだが、都道府県単位のようなきめ細かい単位での研修の実施が必要ではないか。そのようなきめ細かい研修を実施する場合、新たに必要となる予算額等を明らかにされたい。</p>	<p>【農水省】 ①林業機械化センターの研修に当たっては、民間事業者の受講についても無料で実施している。 ②「緑の雇用」事業における新規就業者に対する研修修了者のうち、3年後においても就業している者は7割を超えているところ。 ③林業機械化センターにおいて研修を修了した都道府県職員は、各都道府県での研修講師等として指導・普及に当たっているところ。また、各都道府県においても教育機関等で研修を実施しているところ。 なお、よりきめ細かな単位での研修については、都道府県とその内容やあり方について協議する必要があり、現時点で必要な予算額を見込むのは難しい。</p>
バイオマス	16		<p>我が国では労働災害保険制度で林業の保険料率が高くなっている。そのために林業経営者の保険料負担が重くなり、産業競争力を損なう結果となっている。いくつかの国に例があるように全産業で同一の保険料率の設定といったことを実現し、国内林業の活性化、ひいては、木質バイオマスエネルギーの普及を目指すべきである。</p>	<p>【厚労省】 労災保険率については、制度創設時より業種別に設定しているが、現在は、「規制改革・民間開放推進3ヶ年計画(平成16年3月19日閣議決定)」において、業種別リスクに応じた適正な保険料率の設定に関して「業種ごとに異なる災害リスクも踏まえ、専門的な見地から検討し、早急に結論を得る」とされた(別添1)ことから、専門家(学識経験者)による検討会等を経て策定された「労災保険率の設定に関する基本方針(平成17年3月制定)」(別添2)に基づき、業種ごとの災害リスクに応じた保険料率を設定している。 厚生労働省としては、①業種間の負担の公平性を図る、②事業主や業界団体の労働災害防止へのインセンティブを高める必要があることから、引き続き、業種ごとの災害リスクに応じた保険料率を設定する必要があると考えている。 なお、アメリカ、カナダ、フランス、ドイツ等においても、災害発生状況等に応じ、産業別等に保険料率を設定している。</p>	<p>林業分野の活性化には人材の確保・育成が必要である。林業分野に若い人材が入りやすい保険料率を設定すべき。厚労省の回答では、何ら改善が図れない。</p>	<p>【厚労省】 我が国の労災保険制度において、保険料は全額事業主負担であり、労働者の負担にはなっていない。 また、基本的には業種別に保険料率を設定しているが、各業種で必要となる保険給付費のすべてを自身の業種の保険料で賄えるよう設定しているのではなく、一部を全業種で負担するなど、保険料率が高くなる業種に対して、過度な負担とならないよう一定程度配慮して設定していることにもご理解をいただきたい。 こうした配慮により、ご指摘の林業については、林業で被災された方々に対する給付を林業ですべて賄うとした場合、保険料率は約140/1000となる。現在は60/1000で設定しており、その差約80/1000は他の業種で負担している。また、平成25年度の収支でみると、林業の保険料約50億円に対し、約176億円の保険給付を行っている。</p>	<p>①業種間の保険料率を一定程度平準化することも公平の観点に立った一つの見解であると考えますが、それにより林業の事業主が軽減されることとなる費用を安全確保対策に振り向けることも有望かつ有効な財源確保方法である。 ②業種間の保険料率を一定程度平準化する場合、労災保険全体に対して、どの程度の影響があるのか。</p>	<p>【厚労省】 労災保険率については、業種ごとに作業環境や作業形態等が異なることから、災害リスクが異なり、このため、業種間の負担の公平性を図り、業界団体等において災害防止により一層取り組んでいただき、労働者の安全を確保することを目的として、業種別に設定しているところである。 業種別に設定している現在の労災保険率を一定程度平準化することにより、林業の事業主負担が軽減されることとなる費用を安全確保対策に振り向けるということは一つの考え方ではあるが、業種別の災害リスクを反映させることによって、業界全体で災害防止により一層取り組んでいただき、多くの業種で災害が減少し労働者の安全が確保され、その結果保険料負担が減少している。こうした機能を果たしていることにもご理解をいただきたい。 なお、現在においても林業等の業界に配慮し、通常算定される料率より低めに設定することにより、他の業界に負担をお願いしているところである。さらに一定程度平準化した場合には、林業では料率が大幅に引き下がり約数十億円の負担が軽減されることとなるが、一方で、現在でも保険料に対し給付が3.5倍であるものが10倍を大きく超える状況となり、他の業界の理解を得ることは極めて困難だと考えている。</p>
バイオマス	17		<p>林業用の作業道整備の補完的手段として、日本古来の伝統的林業搬出手法である「馬搬」の活用も検討すべき。小回りが利くほか、副次的には地域の民族文化の継承にも役立つ。</p>	<p>【農水省】 搬出方法は、地形や搬出する材の大きさ等の条件により、最適とされる方法は異なり、「馬搬」も選択肢の一つである。また、森林整備事業等における搬出関係への支援については、搬出方法を特に要件化しておらず、地域の実情に合った搬出方法を選択可能となっている。 なお、岩手県遠野市における「馬搬」の伝承の取組については、平成24年度の森林・林業白書においても紹介しているところである。</p>	<p>「馬搬」の活用について言及がない。より積極的な振興策が求められる。畜産サイドとの連携も盛り込んでほしい。</p>	<p>【農水省】 森林整備事業においては、搬出方法を特に要件化しておらず、林業専用であれば「馬搬」に係る経費についても支援しているところ。 「馬搬」については、活用可能な馬が多く飼育されているなど、「馬搬」が可能な条件が整っている地域において積極的に活用するよう、会議等を通じて周知するとともに、都道府県畜産部局とも連携してまいりたい。</p>	<p>①都道府県畜産部局と連携してまいりたいとのことだが、具体的にどのように連携するのか。 ②「馬搬」について無形の民俗文化として保存、伝承するとともに、地域の子どもにも親しめるものとして活用されるよう努めてまいりたい。</p>	<p>【農水省】 ①具体的には、都道府県畜産部局等に対して、林務部局が「馬搬」従事者への馬の購入等への支援策を説明できるよう、情報交換等を行うことを想定している。 ②森林整備による「馬搬」への取組により、「馬搬」が無形の民俗文化として保存、伝承され、地域の子どもにも親しめるものとして活用されるよう努めてまいりたい。</p>

バイオマス	18	電気事業法	木質バイオマスエネルギー利用におけるサプライチェーンの持続的発展には専門性を有する人材の確保が不可欠である。林業従事者だけでなく、ボイラ技師や電気主任技術者等の人材の希少化、高齢化に対し、長期ビジョンに基づいた人材の確保・育成を図るべきである。	<p>【経産省】 第二種電気主任技術者の確保の円滑化のため、平成26年3月開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会の審議を経て、①電気主任技術者の選任範囲を明確化したQ&amp;Aを改正(平成26年3月31日公表)し、自社選任を行う場合の「従業員」の要件について、正社員以外にも嘱託や再任用等でも常時勤務する等一定の条件を満たせば選任可能であることを明確化するとともに、②電気保安協会が行っているマッチングサービス等について、経済産業省HPにて周知(平成26年3月31日公表)する等の取組を行っている。こうした取組を含め、引き続き、電気保安人材の確保に向けた対策について、検討を行ってまいりたい。</p> <p>【農水省】 林業従事者については、森林施業を効率的に行える人材を確保・育成するため、「緑の雇用」事業において、林業事業者が新規就業者等に対して行う、段階的かつ体系的な研修を支援しているところである。</p> <p>【厚労省】 雇用保険の被保険者期間が1年以上等の一定の要件を満たす労働者個人を対象に、指定された講座を受講・修了した場合に、国により、かかった費用の2割、上限10万円までを個人に給付する「教育訓練給付制度」による支援を行っており、ボイラー技士や電気主任技術者の資格取得を主たる目標とする講座もその対象に含まれる(15講座となっている(平成27年4月時点))。また、主に離職者を対象として、国・都道府県により、ボイラー技士や電気主任技術者等の人材育成に資する職業訓練を実施している。</p>	例えば「バイオマス大学校」のような人材育成機関の設定を検討し、バラバラではなく厚みのある施策をとるべきである。	<p>【経産省】 バイオマスエネルギー利用以外の産業も含めたサプライチェーンやエネルギー利用産業については実態調査を行い、具体的にどのような課題がどの程度あるのか(利用可能バイオマス量に対してどの人材がどのくらい不足しているのか等)、現状を把握して、課題解決に必要な施策等を適宜検討してまいりたい。</p> <p>【農水省】 林業従事者については、森林施業を効率的に行える人材を確保・育成するため、「緑の雇用」事業において、林業事業者が新規就業者等に対して行う、段階的かつ体系的な研修を支援しているところである。</p> <p>【厚労省】 厚生労働省としては、広く職業能力開発施策を実施する中で、ボイラー技士や電気主任技術者等の人材育成にも資する事業を行っているところであり、必要に応じて、関係省庁と連携した取組を進めてまいりたい。</p>	<p>①経産省の回答に記載のある実態調査について、調査期間、調査手法等の内容、公表時期、公表方法及び予算額を明らかにされたい。</p> <p>②森林・林業管理の一端を担う自治体の林政部局についても、頻繁なジョブローテーションや職員の少なさが問題視されている。知見やノウハウを有し、現場に精通している専門性の高い職員を十分に配置するよう、国としても実態を把握した上で措置を講じていくべきではないか。</p>	<p>【経産省】 ①実態調査については、今年度の既存事業内において実施出来ないか検討しているところ。</p> <p>【農水省】 ②森林・林業に関する専門的かつ高度な知識や技術を有し、市町村を技術面から支援する森林総合監理士を育成するため、平成26年度から、「森林総合監理士等育成対策事業」において将来の森林総合監理士の候補となる若手技術者を対象に研修を実施しているところである。 林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理区分に合格し登録された森林総合監理士は、平成26年度末現在で461名となっている。</p>
バイオマス	19	労働安全衛生法	小規模な温水ボイラーは、無圧解放式にしないと、ボイラー技士の設置対象となってしまう。このため、小規模温水ボイラーはほとんどが無圧解放式となっているが、これによりボイラーが腐食しやすく、寿命が短くなる。改造費がかかるなどの問題が生じている。欧州のように、ゲージ圧力0.2MPa(3気圧)までの温水ボイラーであれば、ボイラーとしてのリスクも低いと考えられるので、規制を撤廃し、ボイラー技士の資格不要とすべきである。これにより、ボイラーの能力向上、イニシャルコスト・メンテナンスコスト削減につながり、バイオマス熱利用の普及を促す効果が期待できる。	<p>【厚労省】 労働安全衛生法において、ゲージ圧力0.2MPaまでの温水ボイラーの取扱の業務を行う労働者については、当該ボイラーの伝熱面積に応じて要件を定めており、以下1、2に該当するものであれば、ボイラー技士の資格は不要である。 なお、0.1MPa以下で伝熱面積4㎡以下の温水ボイラーの取扱の業務を行う労働者に係る要件は設けていない。</p> <p>1. 以下のいずれかに該当する温水ボイラー(小型ボイラー) (1)0.2MPa以下0.1MPaを超えるもので伝熱面積2㎡以下 (2)0.1MPa以下で伝熱面積8㎡以下4㎡を超えるもの ボイラーの取扱業務に関するには安全のための特別教育を受けさせること(7時間)</p> <p>2. 伝熱面積14㎡以下の温水ボイラー(圧力上限無し)(小規模ボイラー) ボイラー取扱技能講習を修了すること(14時間の講習時間+修了試験)</p> <p>3. 上記1. 又は2. の規模を超えるものはボイラー技士免許が必要。</p>	厚労省回答欄の1に該当するボイラーでは規模が小さく、需要も限られる(伝熱面積4㎡で、約50kWに相当。石油消費量換算で、年間1万リットル程度(80万円/年)程度)。ドイツでは温水ボイラーであれば、規模にかかわらず資格不要となっている。日本でも、規制を撤廃すべきである	<p>【厚労省】 一定規模以上の温水ボイラーについては、万一、破裂・爆発した際に周辺地域にまで影響を及ぼす大事故に繋がるおそれがあることから、使用圧力・伝熱面積に応じた一定の知識・技能が必要であり、ただちに規制を撤廃することは適当でないと考えられる。ドイツの資格制度については調査中であるが、例えばオーストリアでは、最高使用圧力0.2MPaまでであっても、一定の教育を受けた者が当該業務に就くことを義務づけているとのことであった。これは、日本の制度においても、一定規模以下のボイラーについては資格を不要とし、講習(2日間)の修了者が従事することを要件としていることから、ボイラーの運転に係る規制として、同様の仕組みであると考えている。</p>	継続協議中	
バイオマス	20		廃棄物処理施設において、従来“産廃”として単に処理されていた木材や植物に由来するゴミ(パルク等)を積極的に回収し、発電、熱利用することを支援すべきである。固定価格買取制度において、パルク(加工段階以外)の買取価格は17円であり、加工段階のパルクも24円となっている。これらの買取価格については、引き上げを行うべきである。	<p>【経産省】 一般廃棄物については、既に固定価格買取制度において、買取対象となっており、バイオマス比率に応じて買取価格が適用されることとなる。 なお、パルク利用の調達価格については、間伐材のパルクそのもの場合は32円、木材を製材等に加工する段階で発生したパルクの場合は24円、産業廃棄物処理施設で処理されるパルクの場合は17円となっているが、これは、法の規定に基づき、各段階でのコストやリスクを元に買取価格が分けられたものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い取り価格の設定は、単なるコストやリスクにとどまらず、広く再生可能エネルギー普及と拡大の理念に基づいて決定されるべきである。バイオマスについては、従来お荷物扱いだった残材(端材、おが粉、かんなくず等)の有効利用は大きな課題である。このため、残材利用促進の観点から、価格付けを行うのが望ましい。</li> <li>・パルクには手を焼いており、これをバイオマス利用に導入すべきである。そのため買取価格の引き上げを検討すべきである。</li> <li>・買取価格以外の、パルク等を積極的に回収し、発電・熱利用するための支援策について検討すべきである。</li> </ul>	<p>【経産省】 調達価格については、通常発電に要する費用を基礎に、事業者の適正な利潤を勘案して、決定することが法定されている。製材端材等の工場残材の調達価格については、調達価格等算定委員会においてその発電コスト・事業リスクについて慎重に判断した上で24円が適用されており、引き続き発電コストやリスクに応じた価格設定がなされるべきものと考えている。 また、パルクについても、法の規定に基づき、各段階でのコストやリスクを元に買取価格が分けられており、これは再生可能エネルギーの導入拡大と国民負担の抑制とを両立させる観点から適切であると考えている。 パルク等の未利用バイオマスの利用を推進していくにあたり、既存の制度(FIT等)との切り分けや各種バイオマスの賦存量等の実態を把握した上で、所管省庁と連携して必要な施策を適宜検討してまいりたい。</p>		
水力	1	河川法第23条 河川法第23条の2	新規案件の開発が促進されるよう、開発フェーズにおける支援制度を充実させるべきである。中小水力発電については、水利権などの利害調整、地元の合意形成に時間がかかることから、支援策を講じるべきである。	<p>【経産省】 小水力発電事業の初期リスク・コストの低減のため、事業性を評価するための調査の支援を行っているところ。また、水力発電の立地地域に対しては、電源立地地域対策交付金(水力相当部分)として、平成27年度予算においても支援しているところ。</p> <p>【国交省】 水利使用手続の支援策については、引き続き地方整備局等の河川事務所等に設置した相談窓口などを通して、河川法の申請手続の相談や調整が必要となる関係河川使用者の情報提供など、地域の実情に応じた小水力発電のプロジェクト形成を積極的に支援してまいりたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小水力発電事業をする際に問題となる、利害形成・合意形成に関する支援策について言及がない。</li> <li>・国交省の回答に関し、相談を受け付けるだけでなく、国が地元と一体となって推進するような支援策が求められるが、そういった支援策はないのか。</li> <li>・自治体が裁量を持って行えるようなファンドの創設などできないか。</li> </ul>	<p>【経産省】 利害形成・合意形成に関する支援策、自治体が裁量を持って行えるようなファンドの創設などについて、ご指摘の点も参考にしながら、必要な施策を適宜検討してまいりたい。</p> <p>【国交省】 関係河川使用者等の情報提供などにより合意形成を支援しているところであり、従来発電については、登録制の導入によって、利害調整が必要となる関係河川使用者の同意等を不要とし、小水力発電の導入の支援を図っている。</p>		



水力	2	<p>・森林法 ・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 河川法第23条 河川法第23条の2</p>	<p>中小水力発電はリードタイムが長く、各種認可手続きや合意形成等も必要となることから、開発期間短縮のため手続き等の合理化を進めるべきである。また、手続等の合理化にあたっては、自治体や事業者、住民を巻き込みながら進めるべきである。</p>	<p>【経産省】 経済産業省としては、①ホームページに事業化のフローを掲載することによる各種認可手続き等の明確化、②「関係法令手続状況報告書」の提出を義務づけることにより関係自治体との調整を早期に促すといった施策を通じ、関係手続きの円滑化を図っている。</p> <p>【国交省】 水利使用手続の合理化等については、平成25年の河川法改正により、河川から取水した農業用水等を活用するいわゆる従属発電について、許可制に代えて登録制を導入した。これにより、関係行政機関への協議等が不要となり、水利権取得までの標準処理期間が大幅に短縮(5か月→1か月)した。</p> <p>また、一級河川の指定区間であっても中小水力発電については、従来大臣許可としていたものを、より地域に身近な都道府県知事等の許可で足りること等とし、手続の合理化を図った。</p> <p>今後とも、事業者等から相談があった場合にはこれらの措置を情報提供するよう、担当者会議等を通じて地方整備局等に周知してまいりたい。</p> <p>【農水省】 農山漁村再生可能エネルギー法では、基本計画を作成した市町村が認定した設備整備計画に係る特例として、森林法における許可申請の手続きについてワンストップ化を措置し、事業者がこれらのメリットを享受できるよう、諸手続きの簡略化・迅速化を図っているところであり、同制度の活用について、継続して推進していく考えである。</p> <p>また、自治体や事業者、住民等の関係者の合意形成を図ることが重要であり、農山漁村再生可能エネルギー法において、自治体が主導して、これらの関係者が役割分担等について合意形成を目指す協議会を組織することができることとしている。御指摘を踏まえ、今後も国の相談窓口において、農山漁村再生可能エネルギー法の活用についての周知やサポート等を行いたい。</p>	<p>・河川法改正及び農山漁村再生可能エネルギー法により手続き等の合理化を図ったとしているが、具体的な合理化がどの程度図られたか、検証すべき。水利権の調整については、より一層の手続き合理化を目指すべきではないか。</p> <p>・情報を提供して充分というのではなく、自治体が自らに賦存する中小水力発電にしっかりと目を向けるように国が地元自治体と一体となって推進するような「かけつけ後押し」の体制を更に充実してほしい。</p>	<p>【国交省】 従属発電は通常の発電の許可に対して、標準処理期間が5か月から1か月に大幅に短縮した。 河川管理者として、適正な水利使用を確保しつつ、今後とも手続の円滑化に努めてまいりたい。</p> <p>【農水省】 農山漁村再生可能エネルギー法では、基本計画を作成した市町村が認定した設備整備計画に係る特例として、森林法における許可申請の手続きについてワンストップ化を措置し、事業者がこれらのメリットを享受できるよう、諸手続きの簡略化・迅速化を図っているところであり、同制度の活用について、継続して推進していく考えである。御指摘を踏まえ、法の活用状況について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。また、自治体や事業者、住民等の関係者の合意形成を図ることが重要であり、農山漁村再生可能エネルギー法において、自治体为主导して、これらの関係者が役割分担等について合意形成を目指す協議会を組織することができることとしている。御指摘を踏まえ、今後も国の相談窓口において、農山漁村再生可能エネルギー法の活用についての周知やサポート等を行いたい。</p>		
水力	3		<p>中小水力発電の開発・維持管理にかかる専門性を有する人材の確保・育成は持続的発展に不可欠な要素であり、国を挙げて関連施策等の充実・強化をはかるべきである。</p>	<p>【経産省】 個人や小規模事業者が新たに発電ビジネスに取り組むためには、知識やスキルの習得が重要。政府としては、再生可能エネルギー事業を運営する知識や技能を体系化したスキル標準の策定や、地域密着型再生可能エネルギー事業の創出に向けたワークショップの開催等による人材育成事業に取り組んでいるところ。</p>	<p>挙げた施策では、中小水力発電の開発・維持管理にかかる専門性を有する人材の確保・育成に具体的な取り組みを行っているかが明らかではない。単発的な対策ではなく、人材の確保・育成を継続して行えるシステムを作り上げてほしい。</p>	<p>【経産省】 ご指摘の点も参考にしながら、人材の確保・育成について、どのような施策が可能か検討してまいりたい。</p>		
水力	4		<p>これまで公営水力発電所を管理してきた地方公共団体のノウハウは他の団体や地域の事業者にとって魅力的な知的資源である。これから中小水力発電に取り組む地方公共団体や地域の事業者と知見を共有する仕組みづくりを後押しすべきである。</p>	<p>【経産省】 経産省としては、中小水力を含む再生可能エネルギー発電に新たに取り組む事業者や自治体の円滑な事業実施を支援するため、各府省庁の再生可能エネルギー関連施策情報や活用事例を集約したガイドブックを作成しているところ。</p> <p>また、地方自治体や発電事業者などの業界団体を通じた情報共有が進むよう講習会、意見交換会の開催を協力しているところ。</p> <p>【総務省】 公営水力発電を行っている団体は平成25年度において25都道府県、6市町村のみで、その規模や発電形式についてはばらつきがあることから、他の地方公共団体や地域の事業者との知見の共有については、各公営電気事業者の判断において行われるものである。</p> <p>その中で、市町村等に対して水力発電に関するノウハウ等の提供を行っている公営電気事業者も存在している。</p> <p>例 群馬県企業局 ・県内市町村やNPO法人等に対しての水力発電に関するノウハウの提供 宮崎県企業局 ・県内市町村の水力発電所の計画及び建設の支援 ・小水力発電可能性調査を実施し、結果を市町村等へ提供等</p> <p>総務省としては、他の公営企業の模範となる経営等を行っている。又は、地域において公共の福祉を増進するために運営している地方公営企業を、優良地方公営企業として総務大臣表彰を行い、その取組を総務省ホームページ等で公表することで、上記のような取組の周知を図っている。</p> <p>・平成26年度優良地方公営企業表彰受賞団体：群馬県企業局</p>	<p>地方公共団体と事業者の知見の共有は各公営電気事業者の判断にゆだねられていることだが、公営水力で培ったノウハウを共有するような具体的な仕組みを構築すべき。単発的な対策ではなく、継続的かつ具体的な仕組みづくりに踏み込むべきである。</p>	<p>【経産省】 業界団体が開催している講習会・意見交換会に地方公共団体も参加し、地方公共団体のノウハウ・事例の定期的な共有が図られている。</p> <p>【総務省】 関係省庁及び関係団体とも協力して情報共有の促進に努めてまいりたい。</p> <p>なお、各団体で再生可能エネルギーの開発支援が行われており、公営電気事業者経営者会議のホームページで紹介されているところ。</p> <p>例：北海道 地域新エネルギー導入アドバイザー制度 岩手県 新エネルギーの技術支援 山形県 小水力発電地域導入支援 栃木県 水力発電の技術支援 群馬県 中小水力発電建設支援事業 神奈川県 市町村再生可能エネルギー導入支援事業 山梨県 小水力発電開発支援事業 長野県 中小規模水力発電技術支援事業 島根県 小水力発電開発等技術支援 山口県 小水力発電開発技術支援事業 徳島県 地域エネルギー開発導入に関する支援 宮崎県 市町村支援可能性調査</p> <p>総務省としても、総務大臣表彰や各種会議等を通じて、引き続き上記のような団体の取組の周知を図り、その展開を図ってまいりたい。</p>		
水力	5	<p>「卸電力取引の活性化に向けた地方公共団体の売電契約の解消協議に関するガイドライン」 地方自治法第234条第1項、第2項</p>	<p>公営水力を活用した電力の地産地消の取組等を推進し、地域活性化をはかるべく、公営水力の売電契約については、入札の原則を徹底し、遵守させるべきである。</p>	<p>【経産省】 公営水力事業を行う地方公共団体と一般電気事業者が協議によって既存の随意契約を解消し、公正な一般競争入札を行うことを通じて、電力市場の競争の促進や卸電力取引の活性化を進めるため、平成27年3月に「卸電力取引の活性化に向けた地方公共団体の売電契約の解消協議に関するガイドライン」を策定したところ。今後、契約の見直し状況のモニタリングを定期的に行い、実際に卸電力取引の活性化に繋がっているのかを確認していく予定。</p> <p>【総務省】 地方公共団体が行う売電契約については、地方自治法第234条第1項及び第2項の規定により、一般競争入札により締結することが原則とされており、その旨の通知を平成24年及び平成26年に各地方公共団体に対して発出している。</p> <p>「地方公共団体が行う売電契約について(総行第62号、総財第36号、平成24年4月25日)」 「地方公共団体が行う売電契約について(総行第112号、総財第61号、平成26年7月4日)」</p>	<p>・ガイドラインの策定により、公営水力の売電契約について入札の原則を徹底できているか実効性を検証する必要があると考えるが、どうか。</p> <p>・入札の原則を通知するだけではなく、入札により売電契約を締結するよう徹底して指導すべき。</p>	<p>【経産省】 契約の見直し状況や一般競争入札の導入状況については継続的にモニタリングしていくことを予定しており、地方公共団体による売電契約の見直しの進展の状況、今後の一般競争入札の導入事例、継続的なモニタリングを通じて確認される具体的な解消協議の実施状況や、電力システム改革の動向などを踏まえ、必要に応じガイドラインの見直しを行うこととしている。</p> <p>【総務省】 地方公共団体が行う売電契約については、一般競争入札により締結することが原則とされている旨の通知を2度にわたって発出しており、今後も引き続き機会を見つけ周知してまいりたい。</p> <p>なお、報道等により把握しているところでは、同通知発出後に、東京都、新潟県、山梨県、愛媛県等が一般競争入札で売電を行っている。</p>	<p>①経産省の回答に記載のある継続的なモニタリングやガイドラインの見直しは、どの程度の頻度で実施するのか。</p> <p>②公営水力の売電契約については、一般競争入札の例外に該当する事情がなくなったのであるから、一般競争入札を徹底すべき。公営水力の売電契約の全ての案件について一般競争入札による締結がなされるという目標を、何年度までに達成すると設定するのか。</p> <p>③上記目標達成のために、国が自治体に対しより積極的に指導・働きかけを行うべきである。</p>	<p>【経産省】 ①モニタリングについては、三か月に一回程度を目途に定期的に結果を公表することが望ましいと考えているが、今後新たに設立される電力取引監視等委員会において検討していく。また、ガイドラインの見直しについては、継続的なモニタリングを通じて確認される具体的な解消協議の実施状況や、電力システム改革の動向などを踏まえ、今後設立される予定の電力取引監視等委員会において検討してまいりたい。</p> <p>【総務省】 地方公共団体が行う売電契約については、今後も引き続き機会を見つけて一般競争入札が原則であることの趣旨は周知して参りたい。</p> <p>しかしながら、地域の事情等により、一般競争入札を徹底することが必ずしも電力の地産地消の取組を推進することにつながらず、むしろ各団体において適切に判断した方が電力の地産地消が進む場合があると考えられるところ。</p>

水力	6		未開発の水力発電適地は山間部にあることが予想され、発電所から送電のための系統連系費用が高額となることで導入の障壁となっている。発電事業者のインシヤルコスト低減を図り、普及を加速させるためにも系統連系費用の分担のあり方について検討すべきである。	【経産省】 一般に、電源線に係る費用負担については、原因者が特定できるものとして発電事業者負担とされており、固定価格買取制度においても同様に法定されている。 なお、本年4月に発定した電力広域的運営推進機関では、特定の地域において、系統への接続を希望する事業者を広く募集し、応募してきた複数の事業者が、接続に係る共通の系統増強に必要な工事費について、それぞれの規模に応じて共同負担することで、送電網整備を円滑に進めることができるようにするプロセスをルーブル化したところ。	・一律の原因者負担では、元来より送電網の充実している都市部と、居住人口が少なく送電線も貧弱な山間部の間の費用負担に大きな差が生じてしまう。再生可能エネルギー種別間のバランスの取れた普及を目指すのであれば、山間部における電源線の費用負担について特例措置を設ける。あるいは電源線敷設にかかる支援措置を講じるなどの施策が必要ではないか。 ・送電網整備について水力発電をバックアップするより踏み込んだ対策があるのでは。	【経産省】 固定価格買取制度における調達価格については、各再生可能エネルギー源ごとに、通常発電に要する費用を基礎に算定している。この費用には系統に接続するために必要な費用も含まれており、標準的な費用が多額となる種類の再生可能エネルギー発電設備の調達価格は高くなることから、再生可能エネルギーの種類間の有利不利は発生しないと考えている。 なお、ある種類の再生可能エネルギー発電設備の接続に要する費用のうち、標準的に必要となる費用を超過するものについて支援を行うといった対策は、経済的に最適な開発が行われず再生エネルギー導入がより高コストなものとなってしまうため、適当ではないと考えている。	①再生可能エネルギーの種類を問わず、山間部においては系統連系費用が高額になる。 地方創生や災害時非常用電源といった観点を含め、様々なペナフィットを勘案すべきであり、固定価格買取制度のみではカバーしきれない障壁に対し、何らかの財政的措置を講じることは必要なのではないか。 ②特に、地方創生に資する再生エネルギーを普及する観点から、中山間地域の系統連系費用については財政措置も含め、施策を講じる必要があるのではないかと。	【経産省】 ①②ご指摘の地方創生や災害非常用電源といった観点からの再生可能エネルギーの導入拡大については、関係省庁と適宜検討してまいりたい。
水力	7	・森林法 ・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー 電気の発電の促進に関する法律 河川法第23条 河川法第23条の2	保安林指定解除、林地開発許可、流水占有許可等の開発に付随する手続きについて、要件の緩和、簡略化を図るべき。	【国交省】 水利使用手続の簡略化等については、平成25年の河川法改正により、河川から取水した農業用水等を活用するいわゆる従属発電について、許可制に代えて登録制を導入した。これにより、河川の流量等を記載した図書が必要なくなるなど、申請書類を許可の場合よりも簡素化し、確認に必要な最低限の書類に限定した。 また、通常の水力発電の許可の場合においても、減水区間が生じない場合の申請図書の一部を省略したほか、河川管理者が調査した河川流量や河川環境のデータを活用できるなどの措置をした。 今後とも、事業者等から相談があった場合にはこれらの措置を情報提供するよう、担当者会議等を通じて地方整備局等に周知してまいりたい。【農水省】 2に記した対応の方向性のとおり、農山漁村再生可能エネルギー法では、基本計画を作成した市町村が認定した設備整備計画に係る特例として、森林法に規定する林地開発許可又は保安林内における伐採許可若しくは作業許可の手続きについてワンストップ化を措置し、事業者がこれらのメリットを享受できるよう、諸手続きの簡略化・迅速化を図っているところであり、同制度の活用について、継続して推進していく考えである。	・手法が複雑というイメージがあ固定しており、手続が簡素化した部分については、実際の事例を通じて簡素化の実感を周知すべき ・中小水力発電の導入のためには、従属発電だけではなく、河川法のより一層の要件の緩和を検討すべきではないか。 ・さらに、各省庁にまたがる法律が存在しているため、中小水力発電の導入のためのワンストップ化を経産省・環境省・農水省・国交省が組んで省庁横断的に取り組むべきではないか。	【国交省】 従属発電の許可件数は、H20年～H24年の5か年平均で約14件だったが、登録制の導入などにより、H25年は42件と許可登録件数の増加が認められる。 従属発電の事例などについては、「小水力発電設置のための手引き」等を通じて周知してまいりたい。 また、従属発電だけでなく、通常の水力発電についても、申請図書の一部を省略したなどの緩和措置について周知してまいりたい。	①活用事例を集約したガイドブックについて、周知徹底の一環として一度、全国の市町村に頒布したらどうか。 ②全国の市町村に頒布する場合、既存予算から上積みで新たに必要となる予算額を示されたい。(全体8、水力10と共通)	【国交省】 事例を紹介している「小水力発電設置のための手引き」は、改訂毎に、小水力発電のプロジェクト形成の支援窓口となる都道府県及び政令市に対して配布し、周知を図ってきたところである。 また、国土交通省ホームページにて公表し、市町村を含む小水力発電を計画される方に対しても情報提供を行っているところである。 なお、本手引きは、今年度において設置事例の追加などによる改訂に向けた検討を進める予定であり、改訂後には、国土交通省ホームページでの公表による情報提供やプロジェクト形成支援窓口に加え市町村への周知を行い、小水力発電設置を推進してまいりたい。
水力	8		設備投資コストを大幅に低減するため、発電機等、発電のための施設の規格化・標準化を図るとともにメーカー等関連企業の技術開発・コスト低減化を積極的に支援するなどを通じて、インシヤルコストの引き下げを促進するべきである。	【経産省】 小水力発電のコスト縮減や高効率化等に資する技術の開発・実証実験を支援しているところ。併せて固定価格買取制度で中小水力発電の導入を拡大し、発電設備の量産効果による価格の引き下げを実現してまいりたい。	・技術開発・実証実験だけでなく、発電機等の規格等の標準化についての対応策を明らかにされたい。 ・現在行っている支援についてどの程度の効果があったか、または見込んでいるかが分からない。支援の規模感、あるいは技術開発・コスト低減化に向けた見直しについて、過去の実績など踏まえ、提示すべきではないか。	【経産省】 発電機等の規格等の標準化について、必要な施策を適宜検討してまいりたい。 小水力発電のコスト縮減や高効率化等に資する技術の開発・実証実験について、合計8件の事業を支援しているところ。(現段階で1事業あたり約1億円の規模を支援。)引き続き、今後の更なる導入拡大のために必要な施策について、検討してまいりたい。	①発電機等の規格の標準化について必要な施策を検討してまいりたいとのことだが、具体的な検討内容を明らかにすべきである。 ②8つの実証事業のうち、商用化の目途が立っているものはどれか。その内容を明らかにされたい。 ③また、現状の小水力の発電機等は規格化が進んでないため設備投資コストが大幅にかかるなどの指摘もある。モデル実証事業のような先鋭的な取組だけでなく、汎用性のある形で削減に向けた取り組みをするべきではないのか。(水力13と共通)	【経産省】 ①モデル実証事業を通じて、規格化に必要な実証事業について支援を行うこと等が考えられる。 ②現在実証実験を行っているところであり、商用化の目途についてはこれから明らかになっていくところであるが、実証事業の内容としては、例えば、高度数値解析により、高効率な水車形状を設計し、発電量を増やす取組などが行われている。 ③量産型の水車・発電機の開発、実証事業についても、モデル実証事業の対象範囲としている。
水力	9		中小水力の持続的発展には地域に根ざした主体、および専門性を有する人材の確保が不可欠である。中小水力に取り組む地域の住民や事業者を積極的に支援するとともに、電気主任技術者等の人材の希少化、高齢化に対し、長期ビジョンに基づいた人材の確保・育成を図るべきである。	【経産省】 経産省としては、中小水力を含む再生可能エネルギー発電に新たに取り組む事業者や自治体の円滑な事業実施を支援するため、各府省庁の再生可能エネルギー関連施策情報や活用事例を集約したガイドブックを作成しているところ。更に今後、事業者からの相談に対応可能なワンストップ窓口を地方経済産業局及び希望する都道府県に設置するための取組を進めてまいりたい。 また、地方自治体や発電事業者などの業界団体を通じた情報共有が進むよう講習会、意見交換会の開催を協力しているところ。 さらに、個人や小規模事業者が新たに発電ビジネスに取り組むためには、知識やスキルの習得が重要。政府としては、再エネ発電事業を運営する知識や技能を体系化したスキル標準の策定や、地域密着型再エネ事業の創出に向けたワークショップの開催等による人材育成事業に取り組んでいるところ。 電気主任技術者については、第二種電気主任技術者の確保の円滑化のため、平成26年3月開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会の審議を経て、①電気主任技術者の選任範囲を明確化したQ&Aを改正(平成26年3月31日公表)し、自社選任を行う場合の「従業員」の要件について、正社員以外にも嘱託や再任用等でも常時勤務する等一定の条件を満たせば選任可能であることを明確化するとともに、②電気保安協会が行っているマッチングサービス等について、経済産業省HPにて周知(平成26年3月31日公表)する等の取組を行っている。こうした取組を含め、引き続き、電気保安人材の確保に向けた対策について、検討を行う。	・ガイドブックの作成やワンストップ窓口、講習会・意見交換会などの取組が、人材の確保・育成とどのように結びつくのかが不明確。 ・単発性の人材育成にとどまらず、「中小水力発電研究所」などの常設施設をつくるなどの体系立った対策がありうるのではないかと。 ・中小水力発電の導入に熱心でない自治体に対しても、定期的に働きかけをしていく、ヒアリングのような制度が必要ではないか。 ・電気主任技術者については、小水力だけではなく、今後分散型電源が増えで行くに従って、人材不足がさらに加速すると思われる。高専や大学での講習会の実施、電気保安協会などの講習会の支援などができないか。	【経産省】 ガイドブックやワンストップ窓口、講習会・意見交換会などにより、中小水力を含む再生可能エネルギー発電事業の開始に必要な準備、手続等の正確な情報を提供することで人材の育成にもつなげるものである。 ご指摘の点も参考しつつ、人材確保・育成に係る体系立った対策の検討、中小水力発電の導入に熱心でない自治体に対する効果的な働きかけの手法等、必要な施策を適宜検討してまいりたい。 また、電気主任技術者の免状については、試験合格者と、大学や高専において電気工学科等の課程を修了し所要の実務経験を積んだ者に免状を交付しており、複数のパスで取得できる柔軟な制度としており、毎年5000人程度の方が新たに免状を取得している。加えて、主任技術者の円滑な確保ができるよう、外部委託制度などを措置している。今後もこうした制度を着実に運用していくことで、電気保安の確保と主任技術者の確保の両立を図ってまいりたい。		
水力	10		中小水力発電について、インシヤル・ランニングコストの低減化や地域における合意形成・維持管理、円滑な資金調達等の成功事例をデータベース化し、積極的に横展開することによって、適切な普及拡大や認知度向上を図るべきである。	【経産省】 経産省としては、中小水力についてモデル実証を実施し、低コスト化を進めるとともに、中小水力を含む再生可能エネルギー発電に新たに取り組む事業者や自治体の円滑な事業実施を支援するため、低利融資等の資金調達支援策を含む各府省庁の再生可能エネルギー関連施策情報や活用事例を集約したガイドブックを作成しているところ。更に今後、事業者からの相談に対応可能なワンストップ窓口を地方経済産業局及び希望する都道府県に設置するための取組を進めてまいりたい。 また、地方自治体や発電事業者などの業界団体を通じた情報共有が進むよう講習会、意見交換会の開催を協力しているところ。	ガイドブック・ワンストップ窓口・講習会、意見交換会は、中小水力発電の成功事例等のデータベースと言えるのか、そもそも、回答で示された取り組みが周知されていないので、取り組みの強化が求められる	【経産省】 ガイドブック・ワンストップ窓口・講習会、意見交換会において、中小水力発電の成功事例等の共有を行っているところであり、これらの共有はデータベースの目的と合致するものである。引き続き、これら取組みの周知・強化について、必要な施策を適宜検討してまいりたい。	①活用事例を集約したガイドブックについて、周知徹底の一環として一度、全国の市町村に頒布したらどうか。 ②全国の市町村に頒布する場合、既存予算から上積みで新たに必要となる予算額を示されたい。(全体8、水力7と共通)	【経産省】 ①今年度のガイドブック作成は4000部を予定しており、事業者等への配布の他、都道府県への配布を予定している。他方、市町村の関心を喚起する観点から各市町村への配布についても検討したい。 ②各市町村に3部、計5000部程度の配布を想定すると、印刷費及び送料でおおよそ350万円程度が追加的に必要となる見込み。

水力	11	保険業法	<p>近年の異常気象等に起因し、土壌災害リスク等が一部に増加しているが、事業化件数が少ないため、比較的リーズナブルな価格での損害保険が十分に開発されていない。小規模水力発電に適用した保険の開発を支援すべき。</p>	<p>【経産省】 経済産業省としては、小水力発電事業の実施に当たって、水量調査、測量、地質調査など事業性や事業リスクを評価するため調査の支援を行っているところ。また、買取価格の算定にあたっては、天災リスク等を勘案して価格を算定している。</p> <p>【金融庁】 企業向けの損害保険商品については原則自由化されており、損害保険各社は経営判断の下で商品開発を実施。国内の損害保険会社は、近年、中小水力発電事業者向けの補償の販売を開始しており、各社とも引き合いがあれば力を入れる方針。</p> <p>金融庁としては、各社から認可申請等があった場合には、本主旨を踏まえ、適切に対応。</p>	<p>小規模水力発電に適用した保険の開発に向けた具体的な支援内容を明らかにしてほしい。政策としてこうした保険整備を強力に後押ししてほしい。</p>	<p>【経産省】 小規模水力発電に適用した保険の開発に向けた支援について、保険会社と意見交換を図りつつ、事業のリスク低減のあり方を検討して参りたい。</p> <p>【金融庁】 保険会社が小規模水力発電に適用した保険に関する相談を行ってきた場合には、本事業の趣旨を踏まえ、適切に対応してまいりたい。</p>	<p>①小規模水力発電の事業リスクは、個別の保険会社単位では十分にその損害率等が蓄積されておらず、割高な保険料を提示せざるを得ない状況にある。保険料率の算定について、情報連携を支援するとともに、国の基金融資等を実質的な保険機能として活用することで、保険会社にとってリスクを引き受けやすい体制整備を積極的に進めてほしい。</p> <p>②また、現実の保険付与率や保険料のデータを把握し課題を整理すべきではないか。</p>	<p>【経産省】 ①②小規模水力発電に適用した保険の開発に向けた支援について、まずは保険会社と意見交換・情報交換を図りつつ、国や政府系金融機関サポートのあり方について検討して参りたい。</p> <p>【金融庁】 小規模水力発電に係る保険について、保険会社が料率算定根拠となるデータの連携等に関する相談を行ってきた場合には、本事業の趣旨を踏まえ、適切に対応してまいりたい。</p>
水力	12	社会資本整備総合交付金交付要綱	<p>老朽設備のリプレースやリパワリングによって発電電力量の増大や維持管理コストの低減等が図られるよう、支援制度を創設するなどして取組へのインセンティブを付与すべきである。また、地元理解の促進やダムとの適切な管理の観点から、水力発電の立地地域やダム管理者への支援措置を講じるべき。</p>	<p>【経産省】 固定価格買取制度において、平成26年4月より、既に設置された導水路を活用して老朽化した電気設備を更新する場合に「既設導水路活用型」の買取区分を新たに設定して支援を行っているところ。また、経済産業省としては、既存の水力発電設備の出力増強にはどのような方法があるか調査を行っており、国土交通省を始め関係省庁との連携を図りつつ、それらを踏まえた具体的施策を検討して参りたい。</p> <p>水力発電については、立地地域の理解促進に向けて「電源立地地域対策交付金」の自治体への交付や、発電に使われていない既存ダムの発電可能性調査などの支援を行っている。</p> <p>【国土省】 水力発電が参画しているダムの適切な管理の観点から、国土交通省が管理するダムの堆砂については、その程度やダムの機能に及ぼす影響等を踏まえて、引き続き、適切な対策を講じてまいりたい。</p> <p>また、同様に道府県が管理するダムについては、交付金制度により、貯水池に流入する土砂の掘削を容易にするための貯砂ダムの設置等について、引き続き、支援してまいりたい。</p>	<p>引き続き制度の充実を図られたい。例えば、既に設置された導水路を活用する形以外の老朽設備のリプレースやリパワリングについてインセンティブの付与など検討すべきである。</p>	<p>【経産省】 既に設置された導水路を活用する形以外の老朽設備のリプレースやリパワリングについてインセンティブの付与など、引き続き、今後の更なる導入拡大のために必要な施策を適宜検討してまいりたい。</p>		
水力	13		<p>開発地点によって自然条件等が異なるといった理由から、設備がオーダーメイドとなり、100kWの設備でも1～2億円程度のインシヤルコストがかかるといわれている。そのため金融機関からの融資等、比較的まとまった額の資金調達が必要となるが、資金力や信用力の乏しい、地域の事業者にとってはそれ自体が大きなハードルとなっている。例えば、長野県の収益納付型補助金などの事例を参照しながら、地域事業での円滑な資金調達が可能となるよう、適切な支援制度等を構築すべきである。</p>	<p>【経産省】 経済産業省としては、特に資金力に乏しい中小企業や個人事業者向けに、政策金融公庫を通じて再生可能エネルギー設備の導入のための低利融資を行っているところ。また、中小水力については、モデル実証を実施し、低コスト化を進めているところ。引き続き、今後の更なる導入拡大のために必要な施策について、しっかりと検討してまいりたい。</p>	<p>・融資事業そのものではなく、信用力の乏しい地域の事業者が、信用力を補完し、資金調達できるような施策を明らかにすべきである。</p> <p>・回答に記載された低利融資事業やモデル実証による低コスト化についても、実際にどの程度活用されているか、あるいは効果をあげているかが分からない。実績や実際にどの程度活用されているか等についてご提示いただきたい。</p>	<p>【経産省】 日本政策金融公庫における低利融資は、大企業に比べて資金調達手段が限られる中小企業者等に対して、長期安定的に資金供給する役割を担っており、担保設定の有無や種類、保証人について相談の上対応することとするなど、信用力の乏しい地域の事業者でも、資金調達がしやすい条件設定となっている。</p> <p>水力発電は従来から公営事業者が運営の中心を担ってきたこともあり、日本政策金融公庫における融資実績はないが、固定価格買取制度が開始され民間事業者の参入が活発化していることから、融資の相談が見受けられ、引き続き本制度の活用を促してまいりたい。</p> <p>モデル実証について、合計8件の事業を支援しているところ。(現段階で1事業あたり約1億円の規模を支援。)引き続き、今後の更なる導入拡大のために必要な施策について、検討してまいりたい。</p>	<p>①日本政策金融公庫における環境・エネルギー対策貸付のみについて、貸付け件数及び融資実績はどの程度あるか。 ②融資判断の過程で信用力不足により、融資を断念するような事業者はどの程度あるのか。 ③それらを踏まえて、再生可能エネルギー分野において、低利融資制度でなお十分と考えているのか。 ④信用力を補完する制度を新たに構築する必要性についてどのよう考えているのか。(全体8と共通)</p> <p>⑤特に、日本政策金融公庫において、水力についての融資実績がない以上、信用力を補完するような制度が必要といえる。金融機関にとってのポータルネットは何かを整理したうえで、具体的な制度に落とし込むべき。</p> <p>⑥8つの実証事業のうち、商用化の目途が立っているものはどれか。その内容を明らかにされたい。 ⑦また、現状の小水力の発電機等は規格化が進んでないため設備投資コストが大幅にかかるのと指摘もある。モデル実証事業のような先鋭的な取組だけでなく、汎用性のある形で削減に向けた取り組みをするべきではないか。(水力8と共通)</p>	<p>【経産省】 ①日本政策金融公庫における融資のうち、再生可能エネルギー設備を対象とした環境・エネルギー対策貸付の貸付実績は、平成26年度の中小企業事業部における貸付実績1,797件、貸付規模1,240億円。国民生活事業部における貸付実績10,752件、貸付規模1,686億円。</p> <p>②融資の相談を受けたものの実際の融資に至らなかったケースが何件あるのか、公庫において組織的な集計は行っていない。また、融資に至らなかった理由(信用力不足等顧客側の理由か、顧客側からの相談の取り下げか)等についても、集計は行っていない。公庫の担当者によると、個別案件ごとに相談から融資実行に至るまでの記録はしており、審査の過程において、返済が困難であるなどの理由から融資を断念するケースは少なからず存在する。</p> <p>③再生可能エネルギー事業は、自然条件に左右され想定とおりに事業が進まない等の課題があるほか、法規制等の制度的な問題等の事業リスクを内包しており、民間金融機関のみではリスク評価が困難である。そのため、長期安定的に資金供給が可能な公的金融は、地域企業を含め多様な主体が再生導入を進める上で重要な役割を担っている。</p> <p>固定価格買取制度の開始以降、太陽光発電を中心として再生可能エネルギー設備への民間融資は増加傾向にあるが、太陽光以外の再生エネについては、事業性判断に必要とされる専門性が高くなるなど、地域やエネルギー種別間の格差が見られる状況。地域における再生エネ導入を推進していくうえで、従来から再生エネ融資経験を有する日本政策金融公庫において積極的な役割が期待されるため、引き続き、本制度の活用を促進してまいりたい。その他の施策については、適宜必要な施策について検討してまいりたい。</p> <p>④経済産業省では、各府省の再生可能エネルギー関連施策情報や活用事例を集約したガイドブックの作成や、事業者からの相談に対応可能なワンストップ窓口を地方経産局、都道府県に設置する取り組みを進め、再生可能エネルギー事業の開始に必要な準備、手続きの正確な情報等について、事業者への情報提供に努めている。このような適切な情報提供を行うことで、再生エネ事業の運営手法や手続きの見直しを立て、事業計画をより信頼性の高いものとすることで、事業性評価の面において再生エネ事業者の信用力向上に貢献できるものと考えている。信用力を補完するための新たな制度については、必要な施策を適宜検討してまいりたい。</p> <p>⑤再生エネ導入の中心を太陽光発電が担っていることから、日本政策金融公庫のみならず民間金融機関においても、太陽光発電への融資が中心となっている。今後、水力を含めた再生可能エネルギーへの融資を促進するためには、金融機関のコンサルティング能力の向上に資するよう適切な情報提供や、先行する地域の取組み事例を共有するなど、今後地域における再生エネ事業を後押しするような施策について検討してまいりたい。信用力を補完するような制度についても、適宜必要な施策について検討してまいりたい。</p> <p>⑥現在実証実験を行っているところであり、商用化の目途についてはこれから明らかになっていくところであるが、実証事業の内容としては、例えば、高度数値解析により、高効率な水車形状を設計し、発電量を増やす取組などが行われている。</p> <p>⑦量産型の水車・発電機の開発、実証事業についても、モデル実証事業の対象としている。</p>

水力	14	河川法第23条 河川法第23条の2	土地改良区が管理する農業用水路、排水路に設置する水力発電設備については規制が緩和され、出力20kW未満の水力発電設備については最大使用量が撤廃された。これにより農地用排水路における小水力発電事業の普及が促進することが期待されている。しかし、農閑期に通水を行わない農地用排水路では、取水を停止している間は水力発電を中断せざるを得ず、年間を通して発電する場合と比べて見込まれる年間収益が大幅に低下することとなる。水力発電に利用するため通水通水が望ましく、かつ、水利調整上支障がない場合には、通水通水への変更を速やかに進めるよう促すべきである。	【経産省】 関係省庁と適宜連携をとってまいりたい。 【国交省】 河川から取水した農業用水等を活用する小水力発電について、非かんがい期の取水量を増加しようとする場合には、下流の利水者の取水や河川環境に新たに影響を与える可能性があるため、通常の水力発電と同様の許可手続が必要となりますが、手続の簡素化への取組として、地域の実情に応じて、 ・生態系や景観への影響調査を省略することができること ・取水施設等の構造図等を省略することができること ・河川管理者が調査した河川流量や河川環境のデータを活用できること 等の通知を、地方整備局・事務所及び都道府県等に対し発出した。 今後とも非かんがい期の取水量の増加申請については、同取組を通じて審査し、他への支障がないと認められた場合、速やかな変更手続に努めてまいりたい。 【農水省】 農閑期(非かんがい期)に発電専用用水を通水し、使用水量を増量することは、効率的な発電をするための有効な手段であり、農業水利施設を活用した小水力発電の更なる導入拡大に資するものと認識している。 農林水産省としては、土地改良区等を対象にした小水力等再生可能エネルギーの導入促進に係る説明会等を全国で開催し、水利調整上支障がなく、非かんがい期などに新たに発電目的で水利権を増量した地区事例の紹介や水利使用手続等の説明を行うなど、一層の導入促進に向けた普及啓発を行っている。	事例の紹介や説明ではなく、水力発電に利用するために通水通水を促す対応を積極的に行うべき。	【国交省】 今後とも非かんがい期の取水量の増加申請については、添付図書の省略による手続の簡素化やデータの提供などの取組を通じて審査し、他への支障がないと認められた場合、速やかな変更手続に努めてまいりたい。 【農水省】 農閑期(非かんがい期)に発電専用用水を通水し、使用水量を増量することは、効率的な発電をするための有効な手段であり、農業水利施設を活用した小水力発電の更なる導入拡大に資するものと認識している。 農林水産省としては、土地改良区等を対象にした小水力等再生可能エネルギーの導入促進に係る説明会等を全国で開催し、水利調整上支障がなく、非かんがい期などに新たに発電目的で水利権を増量した地区事例の紹介や水利使用手続等の説明を行うなど、一層の導入促進に向けた普及啓発を行っている。	
地熱	1		国は、空中物理探査などの新たな探査方法を活用し、地熱の有望地点を抽出し、開発事業者を誘致する施策を講じるべき。	【経産省】 平成25年度から、国による地熱の有望地点抽出のため空中物理探査を実施中。平成27年度からは、調査対象地域を拡大し、本格的に調査を実施し、新規開発地点の創出に取り組んでいる。	空中物探の検証のための地上調査が必要ではなからうか。また、抽出した地点への事業者の誘致にあたり能力ある事業者に絞る必要があるのではないかと。		
地熱	2	自然公園法	地熱発電の導入拡大を図るため、国立・国定公園内における建物の高さ制限や傾斜掘削の緩和を進めるべき。	【環境省】 自然環境や景観との調和を図りつつ、より円滑に地熱開発を進めていくために、本年3月に設置し、公開の場で開催している「国立・国定公園内の地熱開発に係る優良事例形成の円滑化に関する検討会」において、当該要望についても検討し、本年夏頃を目処に結論を得る。	・①国立・国定公園内における建物の高さ制限について地熱発電所は対象外とすべきと考えが、検討会ではそのような結論が得られるのか。②傾斜掘削について、特別保護地区および第一種特別地域への傾斜掘削を認めるべきと考えが、検討会ではそのような結論が得られるのか。 ・環境省は優良事業検討会での議論に加え、規制改革会議投資促進WGでの委員の発言も踏まえたうえで結論を取りまとめて頂きたい。取りまとめでは、地熱開発を促進するにはどうしたらよいかという観点に立った結論が望まれる。 ・地熱開発促進を図るうえで過去の通知において不十分であった点を改善すべく、検討会の内容を反映した通知の解説および通知の改訂が必要であろう。	【環境省】 ①②国立・国定公園内における建築物の高さ規制及び地熱開発に伴う傾斜掘削については、7月末に開催予定の「国立・国定公園内の地熱開発に係る優良事例形成の円滑化に関する検討会」(以下、「本検討会」)第4回検討会において議論がなされ、結論をとりまとめの予定。 地熱開発関係者等の意見も考慮しながら、本検討会において、自然環境に配慮した地熱開発がより円滑に進むよう議論を行い、結論をとりまとめの予定。 自然環境に配慮した地熱開発がより円滑に進むよう、本検討会での議論を踏まえ、平成24年通知の解説等をとりまとめの予定。	
地熱	3		温泉事業者などの不安を解消し、地域の合意形成を円滑にするための支援を、国と自治体が連携して進めるべき。	【経産省】 温泉事業者の不安を解消するため、地熱開発に伴い、万が一何らかの理由により温泉の湧出量等が過度に減少する場合には、温泉井戸の代替掘削に補助するなど支援策を講じる。 【環境省】 環境省では温泉資源の保護と地熱開発の共存を図るために、関係者間に求められる取組の考え方を示した温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)を策定し、自治体及び事業者等に周知しているところ。今後、温泉資源の保護と地熱開発の共存・共栄のための関係者間の合意形成の望ましい姿を示すなどして、円滑に地熱発電事業が進むように配慮してまいりたい。	経産省および環境省の取り組みは評価できるが、より一層の努力が必要であり、特に、関係する地方自治体の地熱開発促進能力の不足分を補う個別の具体的な支援が必要であろう。	【経産省】 エネ庁にて平成26年に設置した自治体の職員を対象とした自治体連絡会をより一層活用し、成功事例を積極的に普及・広報していく。また、技術的な面では、JOGMECにおいて小規模地熱発電に関する手引を作成・公表しており、これを活用して、地方自治体をもっと手厚くフォローしていく。引き続き、自治体とも連携しつつ、地熱開発の促進や地熱の普及・広報に取り組むたい。 【環境省】 都道府県等に対し毎年度開催している会議等を通じて、個別具体的な助言等ができるように引き続き支援して参りたい。	
地熱	4		地域の温泉・地熱資源をより適切に活用するために、源泉のモニタリングを支援する制度を講じるべきである。	【経産省】 平成24年度から、温泉への影響を把握するためのモニタリング調査を支援する予算措置を講じている。また、地熱開発に伴う温泉への影響を評価するためのモニタリングデータの信頼性を向上させるため、(これまで国の支援により開発事業者が実施している)温泉への影響を監視するための地熱観測井の掘削と、そのモニタリングデータの公開に関して、今後、地元自治体が関与・チェックできるようにすることで、モニタリングデータの信頼性を向上させる。 【環境省】 環境省では地域の温泉・地熱資源を有効に利用するために、平成27年度より自治体及び民間事業者を対象に、モニタリング機器設置の財政支援措置を実施しているところ。今後とも地域の温泉・地熱資源を最大限に活用できるよう、都道府県等と連携し源泉の状況等を把握してまいりたい。	・温泉への影響を評価するうえで必要なモニタリングデータについて地元自治体が関与・チェックできるようにすれば、確かにそのデータの信頼性は向上するが、これは義務付けになるのか、あるいは推奨程度にとどまるのか。また、もし具体的な自治体の関与方法まで考えていければ、教えてほしい。 ・不良事業者による乱開発を防ぐためには当該市町村への報告を義務付ける必要があるのではないかと。同時に、物理探査などが行われて地域の温泉資源の量の定量的な把握がなされるような指導と援助が必要ではないだろうか。	【経産省】 経産省の予算措置による助成事業の実施において、モニタリングデータを地方自治体に報告させることなどを含め、地方自治体の関与・チェックによって乱開発を防ぐとの考えの下、今後、具体的な規定のあり方を検討していく。モニタリングデータの信頼性向上と通じて、物理探査では把握できない資源量の動的変化をより一層把握していきたい。 【環境省】 環境省のモニタリング機器設置の財政支援措置については、補助金交付の条件として、機器設置後に得られたデータを毎年度都道府県が公表することを条件としている。	①経産省の回答について、モニタリングデータへの自治体の関与を義務付けるべきではないのか。
地熱	5	環境影響評価法 電気事業法	効率的な環境影響評価手続のために、環境影響評価で得られたデータの適正な蓄積や共有化を支援する制度を講じるべきである。	【経産省・環境省】 御指摘の施策については、平成24年度から「環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」を実施しています。これは、環境省が調査した環境基礎情報をデータベースとして整備・公表し、事業者が行うべき環境調査の一部を代替することで、アセスメントにかかる期間を短くするもので、平成27年度までに、23道府県で81箇所(内訳は、陸上風力58箇所、洋上風力21箇所、地熱2箇所)で事業を実施済みである。 また、経済産業省が平成26年度から実施している「環境アセスメント調査早期実施実証事業」においても環境情報が得られることから、当該データについても、環境省が整備したデータベースを活用し、公表することとしている。	現行の取組は評価でき、引き続き推進していただきたい。	【経産省・環境省】 引き続き取組を推進していく。	【経産省】 ①経産省の予算措置による助成事業においては、坑井掘削によるモニタリング調査を実施する際には、地域に所在する地方公共団体をモニタリング調査に関与させることを要件とする方向で検討したい。

地熱	6	地熱発電の導入を促進するため、地熱開発に伴う系統増強費用に対する支援や、固定価格買取制度の設備認定を取得する時期の前倒しといった施策を講じるべき。	【経産省】 上位系統増強の費用負担の在り方については、第13回制度設計ワーキンググループにおいて、受益と負担の関係、効率的な送配電網の実現、事業者の予見可能性の確保という観点を踏まえた明確なルールを定めるべく、御議論をいただいたところであり、今後この議論を踏まえガイドラインを作成することとしている。なお、本年4月に発足した電力広域的運営推進機関においては、上位系統の増強について、多数の参加者の負担割合を公平かつ合理的に決定するため、工事費負担金を共同負担し、系統増強を行う手続きについてのルール化をおこなっている。 また、固定価格買取制度の認定時期については、制度が国民負担の下で成立している以上、安定的かつ効率的に発電することが可能であると見込まれることを認定において確認することが必要であり、このためには発電事業を行う場所や設備が決定しているといえることが要件となるため、環境アセスメントが概ね終了した段階としている。いずれにせよ、より安定的な事業環境の確保を通じて、地熱発電を推進する観点から、必要な施策について検討してまいりたい。	・今後作成されるガイドラインによって、地熱発電事業者の負担は減ることとなるのか。 ・大規模地熱発電は長いリードタイムの中で多額の投資を行いながら出力が確定していく特性を持っているので、その特性に応じて環境アセスメントが行われる前の時点で系統連系枠の確保と固定価格設備認定がなされる必要があるため、適切な方策を取られたい。 ・もし認定の時期の前倒しが難しいのであれば、どのように地熱発電の導入を促進していくのか	【経産省】 具体的な事業次第であるため一概には言えないが、上位系統の費用負担の在り方に関するガイドラインの策定及び電力広域的運営推進機関における工事費負担金の共同負担のルール化により、地熱発電事業者の負担が減る場合もあると考えている。なお、上位系統の費用負担の在り方に関するガイドラインは、地熱発電にかかわらず全ての電源に関する共通のルールである。 地熱発電が早期に系統接続枠を確保できる仕組みについては、早期の系統接続枠の確保が系統の空押さえにならないように配慮しつつ、必要な施策を検討してまいりたい。 また、固定価格買取制度の認定時期については、発電事業を行う場所や設備が決定していることを担保する観点からは、環境アセスメントが概ね終了した段階とすることは合理的であると考えるが、今後とも、実情に応じた在り方の検討をしてまいりたい。 いずれにせよ、頂いたご指摘を踏まえ、長期的な事業の予見可能性を高める観点から、推進施策のあり方について検討してまいりたい。	①上位系統の費用負担の在り方に関するガイドラインは案文を作成中であることであるが、いつ頃示されるのか。 ②事務局評価も踏まえ、地熱発電の導入拡大を図る観点から、必要な施策についてしっかりと検討していただきたい。	【経産省】 ①ガイドラインの案文については、7月28日に開催を予定している第14回制度設計ワーキンググループにおいて示すべく、現在、検討中である。 ②事務局評価も踏まえ、地域での利用可能性を含めた地熱資源開発の適切な支援のあり方について検討してまいりたい。
地熱	7	地熱発電のメリットである、観光や発電後の熱水の活用による地域活性化に資する点等を、よりいっそう普及・広報すべき。	【経産省】 地熱のメリットを活かし、発電後の熱水を活用したハウス栽培事業などを支援する予算を平成25年度から措置し、引き続き要求していく。また、地熱のメリットなどを普及するため、自治体の職員を対象とした自治体連絡会をエネ庁にて平成26年に設置。年に一度開催し、地熱の普及・広報に取り組む。 【環境省】 資源エネルギー庁と共同で「地熱発電シンポジウム」を開催するなど、地域での地熱発電及び地熱利用の理解促進に努めているところ。	現行の取組は評価できるが、個別の当該自治体への直接的な指導と助言が必要であろう。	【経産省】 自治体連絡会やJOGMECにおいて作成・公表している小規模地熱発電に関する手引をより一層活用しつつ、地方自治体との直接的な接点を持って意見交換や情報交換をし、成功事例の普及・広報を進めていく。	①総花的に対応するのではなく、具体的な地域を照準に入れるべきである。	【経産省】 ①個々の地域の実態を踏まえた個別の直接的な指導や助言を実施し、より一層の普及・広報に努めてまいりたい。
地熱	8	再生可能エネルギー熱利用の促進のため、地熱発電の排熱利用だけでなく、温泉の熱利用施設を含めた地域全体の熱利用促進を支援すべき。	【経産省】 再生可能エネルギー熱等の熱利用拡大のため、再生可能エネルギー熱を利用する設備の導入支援や、低コスト化にむけた技術開発、システム全体の高効率化・規格化、工場排熱を有効利用する設備の導入支援を行っている。また、これにとどまらず、これらの熱を地域内で融通して効率的に利用する取組にも予算措置を講じている。 【環境省】 環境省では、地域の低炭素化を図るため、温泉発電設備や温泉排湯、地中熱を利用したヒートポンプ設備導入支援等を実施し、地域特性の一つである熱資源の段階利用を促進しているところ。	現行の取組は評価でき、引き続き推進していただきたい。			
地熱	9	再生可能エネルギー熱や未利用熱の活用のため、導入目標値設定、導入補助や技術開発支援、基盤整備、導入義務付けなどの取り組みにより、普及拡大を促すべき。	【経産省】 再生可能エネルギー熱等の熱利用拡大のため、再生可能エネルギー熱を利用する設備の導入支援や、低コスト化にむけた技術開発、システム全体の高効率化・規格化、工場排熱を有効利用する設備の導入支援を行っている。また、これにとどまらず、これらの熱を地域内で融通して効率的に利用する取組にも予算措置を講じている。	現行の取組は評価でき、引き続き推進していただきたい。			